

金融庁の1年

(平成25事務年度版)

平成26年12月

金融庁

はじめに

金融庁は、日本の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 25 事務年度（25 年 7 月～26 年 6 月）においては、①アベノミクスの下、デフレ脱却・経済の持続的成長を金融面から支え、総合的な「金融力」を飛躍的に高めるための取組み、②金融システム全体の健全性・堅牢性を確保するための取組み、③国際的な金融規制の改革の議論などに積極的に参加・貢献してきました。

具体的には、「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言や、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」に次ぐ第三の矢として策定された「『日本再興戦略』改訂 2014」（26 年 6 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立に向けた取組み、「日本版スチュワードシップ・コード」の策定や「コーポレートガバナンス・コード」の策定に関する検討など企業の競争力強化に向けた取組み、国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮に向けた取組み等を進めています。

また、金融行政上の課題等を踏まえ、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システム全体について、より深度ある実態把握を行い、フォワードルッキングに対応するため、「平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針」を策定・公表して、検査・監督の手法等を見直す取組みを進めました。

国際的には、G20 や F S B（金融安定理事会）等において金融規制改革に関する議論が行われており、特に、強じんな金融機関の構築、大き過ぎて潰せない問題の終結、シャドーバンキングによるリスクへの対処、デリバティブ市場の安全性確保が主要な課題となっています。これらについては、多くの必要な措置が合意され、実施段階への移行が順次進められているとともに、現在も引き続き議論が続けられているところです。

本冊子「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の 25 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 26 年 12 月

金融担当大臣



本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 25 年 7 月 1 日から 26 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

はじめに

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

Ⅰ 概要	2
Ⅱ 特命担当大臣	2
Ⅲ 所掌事務	2
Ⅳ 組織編成の特徴	2
第2節 平成26年度の体制整備	3

第2章 金融庁の行政運営

第1節 財務局との連携

第2節 職員の任用等

Ⅰ 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	5
Ⅱ 服務規律の確保	7
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付	8

第3節 研究

Ⅰ 金融庁における研究	9
Ⅱ 金融行政の参考となる調査研究の実施	9
Ⅲ 産・官・学の連携強化	10

第4節 研修

Ⅰ 金融庁における研修	12
Ⅱ 研修の実績	12

第5節 行政情報化の推進

Ⅰ 概要	14
Ⅱ 取組み実績	14

第6節 報道・広報

Ⅰ 報道対応	17
Ⅱ 広報活動	17

第7節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向	18
Ⅱ 文書管理等の状況	20

第8節 金融機関等との意見交換

第9節 パブリック・コメント手続の実績

第10節 金融行政アドバイザー制度

Ⅰ 制度の概要	23
---------	----

II 平成25事務年度における取組み	23
第11節 金融サービス利用者相談室	
I 概要	24
II 相談等の受付状況	24
第12節 政策評価への取組み	26
第13節 金融庁業務継続計画の策定	29
第14節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	
I 経緯	31
II 取組み	31
III 実績	31

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の 一部の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備	
I 経緯	33
II 概要	33
第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の 一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
I 経緯	35
II 概要	35
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年5月23日成立）	
I 経緯	39
II 概要	39
III その他	42
第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
I 開示諸制度の整備	44
II 開示諸制度の運用	45
III EDINET（電子開示システム）の開発状況等	47
IV 公認会計士・監査法人等に対する監督	47
V 公認会計士等を巡る諸問題に関する取組み	48
第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備	49
II 金融商品取引所をめぐる動き	51
III 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	52
IV 会計基準・監査における国際的動向への対応	53

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 振り込み詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について	
I 振り込み詐欺救済法の概要	57

II 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定	57
III 預保納付金を用いた事業の実施について	58
第2節 保険業法等の一部を改正する法律（平成26年5月23日成立）について	
I 経緯	59
II 概要	59

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会	
I 金融審議会の構成	61
II 平成25事務年度の開催実績	61
第2節 官民ラウンドテーブル	
I 経緯	62
II 議論の状況	62
第3節 自動車損害賠償責任保険審議会	
I 設置	63
II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織	63
III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	63
第4節 企業会計審議会	
I 企業会計審議会の構成	64
II 平成25事務年度の審議状況	64
第5節 金融トラブル連絡調整協議会	
I 経緯	65
II 議論の状況	65

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I 経緯等	67
II 金融分野の主な施策	67
第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み	
I 「産業競争力強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定）	68
II 「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）	69
III 「日本版スチュワードシップ・コード」の策定	71
第3節 金融・資本市場活性化有識者会合	
I 経緯等	74
II 「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）	74
III 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成26年6月12日公表）」	74
第4節 金融に関する税制	

I	平成26年度税制改正について	76
II	NISA（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて	77
第5節	規制・制度改革等に関する取組み	
I	規制・制度改革に関する取組み	79
II	産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	81
III	地域再生に関する取組み	81
第6節	中小企業等の経営改善・体質強化の支援	
I	背景	83
II	主な取組み	83
第7節	東日本大震災への対応	
I	二重債務問題に係る金融庁関連の施策	85
II	金融機能強化法（震災特例）の運用状況	87
III	その他	87
第8節	消費者行政に関する取組み	
I	経緯等	88
II	「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価	88
III	「消費者基本計画」における金融庁関連の施策	88
第9節	金融経済教育の取組み	
I	概要	90
II	金融経済教育の推進	90
III	金融経済教育の具体的な取組み状況	91
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	93

第3部 金融検査・監督等

第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節	オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング	
I	金融検査・監督（モニタリング）の意義	94
II	金融モニタリング基本方針の策定	94
III	検査・監督（モニタリング）の手法及び組織体制の見直し	94
第2節	業態横断的な金融モニタリング	
I	マクロプルードンス	96
II	金融行政上の重要テーマに関する横断的なモニタリング	96
第3節	早期是正措置・早期警戒制度について	
I	早期是正措置の概要及び運用	97
II	早期警戒制度について	99
第4節	金融上の行政処分について	
I	行政処分の趣旨	101
II	行政処分の業態別発動状況	101
第5節	反社会的勢力への対応について	

I	経緯	102
II	これまでの対応	102
第6節	指定紛争解決機関	104
第9章 預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き		
第1節	監督指針・監督方針等	
I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針等	105
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針	109
第2節	預金取扱金融機関の概況	
I	主要行等の平成25年度決算概況	114
II	地域銀行の平成25年度決算概況	114
III	再編等の状況	115
IV	不良債権処理等の推移	115
第3節	預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング	
I	3メガバンクグループに対する金融モニタリング	118
II	地域銀行に対する金融モニタリング	118
III	外国銀行に対する金融モニタリング	119
IV	協同組織金融機関に対する金融モニタリング	119
第4節	預金等取扱金融機関に対する行政処分について	
I	銀行	123
II	協同組織金融機関	123
III	日本振興銀行の破綻処理について	123
第5節	自己資本比率規制への対応	126
第6節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	127
II	金融機能強化法	127
第7節	地域密着型金融の推進	
I	経緯	129
II	地域密着型金融の推進に係る取組み	129
第8節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I	対応	131
II	現状	133
第9節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I	被害及び補償の状況	134
II	金融機関における対応状況	134
第10節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組状況	135
II	金融機関における取組状況	135
第11節	振り込め詐欺への対応	136

第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	137
第2節	信託会社等の新規参入	138
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	139
第4節	信託会社等に対する行政処分	140
第5節	類似商号への対応	141
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・方針等	
Ⅰ	保険会社向けの総合的な監督指針の改正等	142
Ⅱ	25事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応	143
第2節	保険会社の概況	
Ⅰ	平成26年3月期決算状況	145
Ⅱ	再編等の状況	145
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	147
第4節	統合的リスク管理態勢の整備・高度化について	148
第5節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	149
第6節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	150
第7節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	151
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
Ⅰ	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	152
Ⅱ	平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針	153
第2節	第一種金融商品取引業	
Ⅰ	第一種金融商品取引業者の概況	156
Ⅱ	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	158
Ⅲ	投資者保護基金について	158
第3節	第二種金融商品取引業	
Ⅰ	第二種金融商品取引業者の概況	159
Ⅱ	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	159
第4節	投資助言・代理業	
Ⅰ	投資助言・代理業者の概況	160
Ⅱ	投資助言・代理業者に対する行政処分	160
第5節	投資運用業	
Ⅰ	投資運用業者の概況	161
Ⅱ	投資運用業者に対する行政処分	161
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
Ⅰ	登録金融機関の概況	163
Ⅱ	金融商品仲介業者の概況	163

第7節	信用格付業者	
I	信用格付業者の概況	164
II	信用格付業者の特定関係法人	164
第8節	適格機関投資家等特例業務届出者	
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況	165
II	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について	165
第9節	認定投資者保護団体	166
第10節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	167
II	対応	167
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	169
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	170
II	貸金業者の数の推移	171
III	貸金業者に対する金融モニタリング	171
IV	貸金業者に対する行政処分	171
V	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	171
VI	貸金業務取扱主任者の登録状況	171
VII	登録講習機関の講習実施状況	171
VIII	指定信用情報機関の概況	171
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き	
I	前払式支払手段発行者の概況	173
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	173
III	前払式支払手段発行者に対する行政処分	173
IV	前払式支払手段の払戻手続	174
V	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	174
VI	資金移動業者の概況	174
VII	資金移動業者に対する金融モニタリング	175
VIII	資金移動業者に対する行政処分	175
第4節	S P C等の監督をめぐる動き	
I	S P C等の概況	176
II	資産の流動化の状況	176
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	177
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	178
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	179
第8節	金融コングロマリットの監督をめぐる動き	180
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	181

II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	181
第14章	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定	182
第15章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
I	本制度導入以降の状況	183
II	本制度の手続き	185
第16章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
I	本照会手続導入の経緯	188
II	本照会手続の概要	188
第17章	疑わしい取引の届出制度	
I	疑わしい取引の届出制度	190
II	疑わしい取引の届出に関する概況	190
第18章	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について	191
II	課徴金納付命令等の状況	192
第19章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	金融モニタリングレポート	194
第2節	金融検査結果事例集	195
第3節	検査モニター制度	196
第4節	意見申出制度	197
第5節	検査情報の受付について	
I	概要	198
II	情報の受付状況	198
第4部	国際関係の動き	
第20章	金融危機再発防止に向けた国際的な取組み	
第1節	首脳・閣僚級の国際会議（G20）	
I	概要	199
II	活動状況	199
III	当庁の対応	201
第2節	金融安定理事会（FSB）	
I	概要	202
II	活動状況	203

第21章 金融監督国際機構	
第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
I 概要	205
II 活動状況	206
第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）	
I 概要	208
II 活動状況	210
III その他	212
第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み	
I 概要	214
II 活動状況	214
第4節 保険監督者国際機構（IAIS）	
I 概要	216
II 活動状況	217
第5節 ジョイント・フォーラム	
I 概要	219
II 活動状況	219
第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム	
第1節 国際通貨基金（IMF）	
I 概要	220
II 活動状況	220
第2節 経済協力開発機構（OECD）	
I 概要	222
II 活動状況	222
第3節 世界貿易機関（WTO）	
I 概要	224
II 活動状況（金融サービス分野）	224
第4節 経済連携協定（EPA等）	
I 概要	226
II 活動状況	226
第5節 金融活動作業部会（FATF）	
I 概要	228
II 活動状況	229
第23章 海外の金融当局との関係	
I 金融監督者間の二国間連携強化	231
II アジアの金融インフラ整備支援等	231
III アジア金融連携センター（AFPAC）	232
IV その他	233

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成25年度）236

資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋）237

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成25年度）238

第2節 平成26年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成26年度）239

資料1-2-2 金融庁の各局等の所掌事務（平成26年度）240

第2章 金融庁の行政運営

第3節 研究

資料2-3-1 金融研究センター 特別研究員241

資料2-3-2 平成25事務年度に公表したディスカッションペーパー242

資料2-3-3 国際コンファレンス アジアの取引所の未来243

国際コンファレンス

金融システムの安定化、規制と金融包摂245

共催シンポジウム 金融システムの安定性と金融業の競争249

資料2-3-4 平成25事務年度 金曜ランチョン250

第4節 研修

資料2-4-1 平成25年度 金融庁研修体系図252

資料2-4-2 平成25事務年度（平成25年7月～26年6月）研修実施状況253

資料2-4-3 検査局に所属する職員を対象とした研修
（25検査事務年度）256

第6節 報道・広報

資料2-6-1 記者会見等の実施回数等257

資料2-6-2 金融庁ウェブサイトの特設ページについて258

資料2-6-3 平成25事務年度政府広報実績259

第9節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-9-1 意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施一覧
平成25事務年度（平成25年7月～平成26年6月）260

第11節 金融サービス利用者相談室

資料2-11-1 金融サービス利用者相談室パンフレット等264

資料2-11-2 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成25年4月1日～26年3月31日）268

第12節 政策評価への取組み	
資料2-12-1 実績評価における基本政策・施策等一覧	270
資料2-12-2 金融庁における政策評価への取組み	271
資料2-12-3 金融庁における平成25年度政策評価・26年度実施計画 (概要)	279
第13節 金融庁業務継続計画の策定	
資料2-13-1 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)の概要	280

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の一部 の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備	
資料3-1-1 平成24年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政 令・内閣府令案に対するパブリックコメントの結果等につい て	286
資料3-1-2 平成24年金融商品取引法等改正(総合取引所関係)に係る政 令・内閣府令案等(行為規制に係る部分を除く)に対するパ ブリックコメントの結果等について	288
第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)の一部 の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
資料3-2-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令について	290
資料3-2-2 平成25年金融商品取引法等改正(9ヶ月以内施行)等に係る 預金保険法施行令等の一部を改正する政令案等に対するパブ リックコメントの結果等について	291
資料3-2-3 平成25年金融商品取引法等の一部改正(1年以内施行)に伴 う関係政令の整備に関する政令案に対するパブリックコメン トの結果等について	292
資料3-2-4 平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る内 閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について	294
資料3-2-5 平成25年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る銀 行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果 等について	296
資料3-2-6 平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る 政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等に ついて	301
第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年5月23日成立)	
資料3-3-1 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号) に係る説明資料	303
第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用	

資料3-4-1	外国会社の有価証券報告書提出義務の免除	323
資料3-4-2	平成24年度有価証券報告書レビューの実施結果について	324
資料3-4-3	平成25年3月期有価証券報告書の法令改正関係審査の実施結果について	325
資料3-4-4	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成26年3月期版)	326
資料3-4-5	有価証券報告書レビューの実施について (平成26年3月期以降)	327
資料3-4-6	有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について(警告書の発出を行った発行会社等)	329
資料3-4-7	公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について	330
第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等		
資料3-5-1	「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(平成25年6月19日)企業会計審議会	332
資料3-5-2	IFRS任意適用会社(適用予定会社を含む)	333
資料3-5-3	国際会計基準(IFRS)任意適用要件の緩和	334
資料3-5-4	単体開示の簡素化について(財務諸表等規則等の改正)	335
資料3-5-5	「IFRS対応方針協議会」及びIFRSの任意適用の積上げについて	336
資料3-5-6	IFRS財団の組織について	339
資料3-5-7	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	340
資料3-5-8	諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス	343
第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案		
第1節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について		
資料4-1-1	振り込め詐欺救済法の制度概要(26年3月末時点)	347
第2節 保険業法等の一部を改正する法律(平成26年5月23日成立)について		
資料4-2-1	保険業法等の一部を改正する法律の概要	348
第5章 審議会等の活動状況		
第1節 金融審議会		
資料5-1-1	金融審議会の構成	357
資料5-1-2	金融審議会委員名簿	358
資料5-1-3	「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の概要	359
資料5-1-4	金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ 報告(平成25年12月25日)の概要	360

第2節	官民ラウンドテーブル	
資料5-2-1	第3回官民ラウンドテーブルの開催について	361
第3節	自動車損害賠償責任保険審議会	
資料5-3-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	363
第4節	企業会計審議会	
資料5-4-1	企業会計審議会の組織図	364
資料5-4-2	監査基準の改訂に関する意見書	365
第5節	金融トラブル連絡調整協議会	
資料5-5-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	382
資料5-5-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	383
資料5-5-3	金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて	386
資料5-5-4	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ） 要旨	388
資料5-5-5	指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等 （平成25年4月1日～平成25年9月30日）	390
資料5-5-6	指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況等 （平成25年4月1日～平成26年3月31日）	394
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の経済対策等における金融庁の取組み	
資料6-1-1	「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）・金融分野の主な施策	399
第2節	政府の成長戦略における金融庁の取組み	
資料6-2-1	「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定）・金融分野の主な施策	400
資料6-2-2	「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）における金融庁関連の施策	401
資料6-2-3	「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～	404
資料6-2-4	「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストの公表 （第1回）について	419
第3節	金融・資本市場活性化有識者会合	
資料6-3-1	「金融・資本市場活性化有識者会合」について：「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表） 概要	421

資料6-3-2	金融・資本市場活性化に向けて取り組むべき事項（平成25年12月提言、26年6月提言）	422
第4節 金融に関する税制		
資料6-4-1	平成26年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一	423
資料6-4-2	NISA口座の利用状況等について	433
第5節 規制・制度改革等に関する取組み		
資料6-5-1	地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）	443
第7節 東日本大震災への対応		
資料6-7-1	二重債務問題への対応方針	445
資料6-7-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 （平成23年7月15日策定）の概要	446
資料6-7-3	個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続の流れ （概要）	449
資料6-7-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について	450
資料6-7-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン（個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会）	451
資料6-7-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成23年10月26日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）	462
資料6-7-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて（平成24年1月25日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）	463
資料6-7-8	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項～震災後に購入した不動産の取扱いについて～ （平成24年12月19日）（個人版私的整理ガイドライン運営委員会）	464
資料6-7-9	いわゆる二重債務問題への対応をはじめとする被災者支援の促進について	465
資料6-7-10	いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について	466
資料6-7-11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について	469
第8節 消費者行政に関する取組み		
資料6-8-1	消費者基本計画（抄）	471
第9節 金融経済教育の取組み		
資料6-9-1	金融庁における金融経済教育への取組み	477
資料6-9-2	金融リテラシー・マップ（金融経済教育推進会議）	481
資料6-9-3	大学における金融経済教育	520
資料6-9-4	各種ガイドブック	521
資料6-9-5	シンポジウム等の開催	524

資料6-9-6	2013年度金融知識普及功績者一覧	528
資料6-9-7	金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」及び「共催」名義使用承認状況	530

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

資料8-1-1	平成25事務年度 金融モニタリング基本方針	532
---------	-----------------------	-----

第3節 早期是正措置・早期警戒制度について

資料8-3-1	早期是正措置の概念図	548
---------	------------	-----

資料8-3-2	早期警戒制度について	549
---------	------------	-----

資料8-3-3	早期警戒制度の導入について	550
---------	---------------	-----

第4節 金融上の行政処分について

資料8-4-1	金融上の行政処分について	551
---------	--------------	-----

資料8-4-2	行政処分の件数（平成14年4月～平成25事務年度）	555
---------	---------------------------	-----

第9章 預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針等

資料9-1-1	主要行等向け監督方針のポイント	556
---------	-----------------	-----

資料9-1-2	中小・地域金融機関向け監督方針のポイント	557
---------	----------------------	-----

第2節 預金取扱金融機関の概況

資料9-2-1	主要行等の平成26年3月期決算の概要	558
---------	--------------------	-----

資料9-2-2	主要行等の平成26年3月期決算状況【単体】 ＜速報ベース＞	559
---------	----------------------------------	-----

資料9-2-3	地域銀行の平成26年3月期決算の概要	560
---------	--------------------	-----

資料9-2-4	銀行の合併について	561
---------	-----------	-----

資料9-2-5	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の 違い	562
---------	-----------------------------------	-----

資料9-2-6	自己査定における債権分類基準	563
---------	----------------	-----

資料9-2-7	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	564
---------	--------------------------	-----

資料9-2-8	平成26年3月期における金融再生法開示債権の状況等 (ポイント)	565
---------	-------------------------------------	-----

資料9-2-9	金融再生法開示債権等の推移	567
---------	---------------	-----

資料9-2-10	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	570
----------	---------------------	-----

資料9-2-11	金融再生法開示債権の保全状況の推移	571
----------	-------------------	-----

資料9-2-12	担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)	574
----------	---	-----

資料9-2-13	不良債権処分損等の推移（全国銀行）	575
----------	-------------------	-----

資料9-2-14	リスク管理債権額等の推移	579
----------	--------------	-----

資料9-2-15	自己査定による債務者区分の推移	582
資料9-2-16	金融再生プログラム ー主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生ー	583
資料9-2-17	不良債権比率の推移（主要行）	584
第3節 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング		
資料9-3-1	預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況	585
第5節 自己資本比率規制への対応		
資料9-5-1	バーゼル2（自己資本比率規制）について	594
資料9-5-2	バーゼル3の全体像	597
資料9-5-3	新たな自己資本比率規制の概要	601
資料9-5-4	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 （平成25事務年度）	604
第6節 資本増強制度の運用状況		
資料9-6-1	経営健全化計画履行状況報告（平成25年12月）	605
資料9-6-2	経営健全化計画履行状況報告（平成26年6月）	613
資料9-6-3	金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要	621
資料9-6-4	金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要	622
資料9-6-5	金融機能強化法（本則）に基づく資本参加の概要	623
資料9-6-6	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況（平成25年3月期）」の 概要	624
資料9-6-7	金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関に おける「経営強化計画の履行状況（平成25年9月期）」の 概要	634
第8節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料9-8-1	「経営者保証に関するガイドライン」の概要	644
資料9-8-2	「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について	646
資料9-8-3	「経営者保証に関するガイドライン」の策定に伴う監督指針 の改正（26年2月1日適用）のポイント	648
資料9-8-4	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例 集について	649
資料9-8-5	金融機関における貸付条件の変更等の状況	650
資料9-8-6	日銀短観D. I. の推移	651
資料9-8-7	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果	652
資料9-8-8	法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表	654
資料9-8-9	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	655
第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応		
資料9-9-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について	656

資料9-9-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成26年3月末）について	664
第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き		
第2節 信託会社等の新規参入		
資料10-2-1	信託会社等の新規参入状況	668
第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き		
第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・方針等		
資料11-1-1	保険会社等向け監督方針のポイント	669
第2節 保険会社の概況		
資料11-2-1	生命保険会社の平成26年3月期決算の概要	670
資料11-2-2	損害保険会社の平成26年3月期決算の概要	671
資料11-2-3	生命保険会社一覧表	672
資料11-2-4	損害保険会社一覧表	673
資料11-2-5	保険持株会社一覧表	674
資料11-2-6	生命保険会社の推移	675
資料11-2-7	損害保険会社の推移	676
第3節 保険会社に対する金融モニタリング		
資料11-3-1	保険会社に対する金融モニタリングの実施状況	677
第4節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について		
資料11-4-1	統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について—ORSAレポートの作成及び提出に関する試行—	678
第5節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて		
資料11-5-1	経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの実施について	688
第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き		
資料11-6-1	少額短期保険業者一覧	690
第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き		
資料11-7-1	認可特定保険業者一覧	693
第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き		
第1節 監督指針・監督方針		
資料12-1-1	金融商品取引業者等向け監督方針のポイント	694
第2節 第一種金融商品取引業		
資料12-2-1	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	695
資料12-2-2	国内証券会社の平成26年3月期決算概況	696
資料12-2-3	株式市況と証券会社の損益の推移	697
資料12-2-4	投資者保護基金の概要	698
第3節 第二種金融商品取引業		

資料12-3-1	金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	699
第4節	投資助言・代理業	
資料12-4-1	金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	700
第5節	投資運用業	
資料12-5-1	金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	701
資料12-5-2	投資法人の新規上場について	702
資料12-5-3	投資信託の純資産総額の推移	703
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
資料12-6-1	登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移	704
第7節	信用格付業者	
資料12-7-1	信用格付業者登録一覧	705
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	
資料13-2-1	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	706
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料13-6-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	707
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	
資料13-9-1	政策金融機関等に対するモニタリングの実施状況	708
第17章	疑わしい取引の届出制度	
資料17-1	疑わしい取引の届出制度の概念図	709
第18章	課徴金納付命令	
資料18-1	調査から課徴金納付命令までの流れ	710
課徴金制度に係る手続等の流れ	711	
資料18-2	課徴金納付命令の実績	712
第19章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第4節	意見申出制度	
資料19-4-1	意見申出実績	716
第5節	検査情報の受付について	
資料19-5-1	検査情報受付窓口	718
第4部	国際関係の動き	
第21章	金融監督国際機構	
第1節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
資料21-1-1	バーゼル銀行監督委員会機構図	720
第2節	証券監督者国際機構（IOSCO）	
資料21-2-1	IOSCO組織図	721

第4節 保険監督者国際機構（IAIS）	
資料21-4-1 IAIS組織図	722
第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム	
第4節 経済連携協定（EPA等）	
資料22-4-1 経済連携協定（EPA）締結・交渉状況	723
巻末資料1 この1年の主な出来事	725
巻末資料2 最近の主な金融関連立法	755
巻末資料3 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 （平成25事務年度）	756
金融庁の所在地等	762

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、25年度末現在、全体で一般職1,547名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成26年度の体制整備（資料1-2-1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、25名（グロス）の増員（9名の純増）並びに審議官（総合政策担当（充て職））及び参事官（国際連携・協力担当）の設置等の体制整備を図った。

1. 金融・資本市場の公正性・透明性の確保〔15人〕
 - ・ 第二種金融商品取引業者等に係る情報収集・分析体制及び検査・監督体制の強化
 - ・ 金融商品取引法の改正（インサイダー取引規制の強化）に対応した犯則調査体制の強化 等

2. より質の高い金融行政の実現〔6人〕
 - ・ 検査・監督の連携体制の整備
 - ・ 国際的な要請に対応するための監督体制の整備 等

3. 「日本再興戦略」の金融面からの推進 等〔4人〕
 - ・ アジア諸国の金融監督当局との連携・協力体制の整備
 - ・ 情報セキュリティ体制の強化 等

【定員の推移】

定員の推移	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
増員(A)	67	51	32	33	25
定員合理化減等(B)	▲21	▲22	▲21	▲34	▲16
純増(A-B)	46	29	11	▲1	9
年度末定員	1,508	1,537	1,548	1,547	1,556

第2章 金融庁の行政運営

第1節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握する観点から、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（平成25事務年度は7、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（25事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回（25事務年度は9～10月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

25事務年度は、都道府県毎に開催し、新規融資や経営改善・事業再生支援等における効果的な取組事例の紹介等を行ったほか、借り手側から見た地域金融機関の状況や課題等を把握することを主眼として、企業経営者・経済団体役員や自治体等からヒアリングを行った。

第2節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、①「金融庁職員のあり方」¹の職員への浸透、②職場環境の整備・改善、③金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みについて、いずれもこれまでに整理した中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、着実に取組みを行った。

1. 組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、長官による職員向け倫理講話や、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、職員が高いパフォーマンスを発揮し、良い成果を挙げていくため、業務の効率化・職場環境の改善策等について各課室で議論・策定するとともに、事後的に評価し更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う仕組みを継続して実施した。

さらに、育児等の必要がある職員であっても、家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の整備を推進していくため、幹部職員が育児のある職員からの意見等を吸い上げ、それに対する方策を組織全体で議論・検討していく体制を26年3月に整備した。

2. 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

(1) 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年

¹ 職員一人ひとりが「国全体の利益を中長期的に追求する」、「異なる世界と接し自らを大きく育てながら専門性を磨く」といったあるべき姿を自覚するとともに、誇りを持って働き、職場はそれをバックアップする存在となるよう、幹部クラスから各課室職員まで庁内各層での議論を行った上で、平成24年11月に整理したものの。

齡等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

(2) 民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】 (単位：人)

	25年3月1日現在	26年3月1日現在
弁 護 士	39	40
公 認 会 計 士	55	57
不動産鑑定士	7	8
アクチュアリー	6	6
研 究 者	3	1
情報処理技術者	27	28
金融実務経験者	215	224
計	352	364

(3) 官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。特に、新興国（インド・ドバイ等）への若手職員の派遣を新たに行った。

【出向の状況】 (単位：人)

	25年3月1日現在	26年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	14	23
民間企業等	5	8
地方自治体	1	2
大学教授	3	2
計	23	35

(新規派遣先) 在上海日本国総領事館、在インド日本国大使館、在ドバイ日本国総領事館、在シンガポール日本国大使館、在フランクフルト日本国総領事館、在リオデジャネイロ総領事館、経済協力開発機構、ミャンマー財務省、(株)デンソー、全日空(株)、(株)経営共創基盤、石

巻市

(4) 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね5年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁1年目～5年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の新設など英語研修の充実を図る、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる、等の取組みを引き続き行った。

(5) 大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、25年度は、海外大学への客員研究員の派遣も行った。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	24年度	25年度
国内大学院（法科、会計、IT、金融等）	10	13
海外大学・大学院（法科、MBA等）	11（1）	13（1）
計	21（1）	26（1）

※（ ）内は、海外大学への客員研究員の派遣者数で内数。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（25年12月、26年6月）。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（26年1月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・サービス・セクハラ研修を実施した（全21回）。

(25事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	3件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー（26年6月1日現在）

室長	田中 豊	（総務企画局参事・弁護士）
	金澤 浩志	（監督局総務課・弁護士）
	木下 美希	（総務企画局市場課・弁護士）
	琴岡 佳美	（審判官）
	杉野 聡	（検査局総務課）
	中野 浩一	（検査局総務課・検事）
	西澤 恵理	（総務企画局企業開示課・検事）
	前田 禎夫	（監督局証券課・弁護士）
	吉田 和央	（監督局保険課・弁護士）
顧問	久保利 英明	（総務企画局参事・弁護士）

第3節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Service Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

26年6月末現在における特別研究員については、資料2-3-1参照。

25事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「欧米における金融破綻処理法制の動向」、「マクロ・プルーデンス政策にかかる最新の考え方や監督規制の動向」等がある。前者については、我が国における金融システム安定のために必要な措置にかかる検討に資するため、欧米における金融破綻処理法制の調査・研究を行った。後者では、近年の世界的金融危機を機に注目の高まったマクロ・プルーデンス政策について、我が国での運営に対するインプリケーションを探るため、「マクロ・プルーデンス」の運営に関するこれらの主要なテーマについて、調査・研究を行った。

25事務年度の調査研究の成果は、計8本の研究成果報告書としてまとめ、ウェブサイト上にセンター・ディスカッションペーパー（以下「DP」という。）として公表した。なお、「DP」については、公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。

また、近年公表された「DP」のうち研究論文として学術的に価値が高い3本を選定し、外部のそれぞれの分野の専門家による査読手続き、編集委員による協議・コメント等も踏まえて、金融研究センター長の責任編集の下、論文集「FSAリサーチレビュー」（26年3月発行）に所収しウェブサイト上に公表した。

25事務年度に取りまとめた「DP」、「FSAリサーチレビュー」については、資料2-3-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. 国際コンファレンス及びシンポジウムの開催（資料2-3-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、国際コンファレンスを開催している。23年度から、開催頻度を年2回とした。

25年度はまず、25年11月に、「アジアの取引所の未来」と題し、日本取引所グループとの共催により開催し、世界の中で存在感を増しているアジアの取引所の課題や役割、更にはアジアにおける東京市場の位置付けについて、国際金融市場に携わる公的・民間部門の代表者や研究者等を招聘し、報告・議論を行った。

2回目は、26年1月に、「金融システムの安定化、規制と金融包摂」と題し、アジア開発銀行研究所（ADB I）及び国際通貨基金（IMF）との共催により開催し、アジア地域から当局者、研究者、金融機関の実務家等を招き、金融システムの安定性の維持や金融業の競争促進のための金融監督のあり方、アジアにおける中小企業金融・金融包摂の課題及びアジアにおける中小企業金融・金融包摂の課題及びアジアの経済成長に望ましい金融システムについて報告・議論を行った。

さらに、25年度においては、25年10月に京都大学経済研究所先端政策分析研究センター及び大阪大学社会経済研究所と共催し、「金融システムの安定性と金融業の競争」と題し、京都大学にてシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、研究者、金融機関の実務者等を招き、地域の金融システムにおいて信用秩序を維持しながら、どのように安定的な成長資金を提供していくのか等について報告・議論を行った。

学術的な内容にとどまらない実務的かつ時宜を得たトピックスをテーマとしたこともあり、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえた活発な議論がなされた（25年11月開催の「アジアの取引所の未来」には328名、26年1月開催の「金融システムの安定化、規制と金融包摂」には308名参加、25年10月開催の「金融システムの安定性と金融業の競争」には165名参加）。

2. 研究会等の開催

センターの研究活動の一環として、以下のとおり、有識者等との検討を行う研究会等を開催した。

- (1) 企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究のため、有識者を講師にお招きし講演会を行う『企業財務研究会』を、庁内関係部局の職員に加えて、金融機関、企業団体、シンクタンク等所属の一般の参加者を得て開催している。25事務年度は合計4回開催した。
- (2) 主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また金融庁の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする『金融経済学勉強会』を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て、

25 事務年度は合計 11 回開催した。

上記の研究会等の開催により、産・官・学が交流しつつ双方向の議論を行う場を多数設定した。これにより、金融行政とアカデミズムとのネットワークが更に強化された。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催（資料 2-3-4 参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。25 事務年度は合計 22 回開催した。

第4節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成25年度の研修方針及び研修計画（資料2-4-1参照）

(1) 25年度の研修については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 25年度の研修計画については、計73コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

3. 25事務年度の研修実施状況（資料2-4-2参照）

(1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を

目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、世界経済の全体像を理解した上で金融庁の政策（金融行政）がどのように関係しているかを理解することを目的とした「グローバル経済と金融行政」研修を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査コース」などを実施した。

(3) 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み（資料2-4-3）

検査局では、所属する職員に対して、資料2-4-2に記載した研修のほか、金融モニタリングの実施等に際し必要な知識・スキルの習得等を目的として、水平的レビューに関する留意点や最近の金融行政を取り巻く課題等について、金融証券検査官が在庁する時期に研修や意見交換会等を開催した。

第5節 行政情報化の推進

I 概要

「電子政府構築計画」（平成16年6月14日各府省統括情報責任者（CIO）連絡会議決定）において、「国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ること」としており、金融庁としても、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOが統括し、以下の取組みを行っているところである。

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 情報セキュリティ対策の強化

II 取組み実績

1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、次に掲げる最適化計画を策定し、実施してきている。

No.	最適化計画	最適化発現時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	27年度(予定)
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	25年度
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	25年度

各最適化計画の25事務年度の実施状況については、次のとおりである。

- ① No.1に関しては、見直し後のスケジュールに基づき、25年度の開発作業を予定どおり実施した。
- ② No.2に関しては、最適化計画に基づき、予定どおり25年9月にシステム更改を実施した。
- ③ No.3に関しては、最適化計画に基づき、予定どおり26年1月にシステム更改を実施した。

2. 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題

の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。

これを受け、金融庁においても、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、情報システム調達会議において、一定条件の調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、25 事務年度は7 回開催した。

3. 情報セキュリティ対策の実施状況

最近の政府機関を対象としたサイバー攻撃等による情報漏えい事案等の発生を踏まえ、金融庁においては、25 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

① 情報セキュリティ自己点検

全職員に対して、情報セキュリティ対策実施状況について点検を行った。

② 技術的情報セキュリティ対策

全ての情報システムのウェブサーバ、電子メールサーバ等の機器を対象に、技術的な情報セキュリティ対策の実施状況の検査を行った。

③ 情報セキュリティ教育

全職員が情報セキュリティに関する知識を習得するための研修を受講した。

④ 緊急対応体制の強化

情報システムのセキュリティに関する脅威が発生した際の対応体制を強化するため、緊急時の対応機能を有した金融庁CSIRT (Computer Security Incidents Response Team) を24 年6月に設置し、万一の場合には、直ちに対応できる体制を維持している。

4. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必要と認識し、新入職員及び受講希望の職員を対象に「IT基礎知識研修」を25 事務年度に5回開催した。ITパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、受講者に当該試験の受験を勧奨した。

また、更なるIT知識の習得のため、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨した。

更には、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、21 年度から毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、25 年度も職員1 名を派遣した。

5. 電子申請・届出の利用促進

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき、各府省は、所管法令に基づく手続に係るオンライン利用状況を定期的に把握し、公表するものとさ

れている。

当庁における近年のオンライン利用による申請・届出件等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位：件)

	22年度	23年度	24年度	25年度
申請・届出等手続件数	1,251,138	1,241,092	1,315,391	1,451,082
EDINETの利用による 提出件数	90,565	89,522	89,566	94,297

なお、25事務年度においては、「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日IT戦略本部決定)に基づき、3年間にわたって申請が1件もない1,142手続のオンライン申請を業務改善の観点から廃止した(紙媒体での申請は可能)。

第6節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-6-1参照）

閣議後（毎週2回）に実施している大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計24回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料2-6-2参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、従前より、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置、政府広報を活用した施策周知・注意喚起などの取り組みを行っている。

平成25事務年度は、具体的には、26年1月より開始されたNISA（少額投資非課税制度）については、制度開始前から特設サイトの設置、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。また、詐欺的な投資勧誘による被害の拡大防止・未然防止を図るため、政府広報や関係省庁とも連携を取って注意喚起を行ったほか、25年10月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々との意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、主要国の英語ウェブサイトを参考に、26年4月にレイアウトのリニューアルを実施した。リニューアルにあたっては、提供する情報項目を一覧化したほか、将来のコンテンツ充実を見据えたウェブサイト構成とした。

また、24年7月より、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳し、「FSA Weekly Review」として発行しているが、より詳しく報道発表内容の概要が分かるよう、26年4月より、2～3行程度のワンポイント説明を追記する取り組みを開始した。

さらに、日本版スチュワードシップ・コードや、金融・資本市場活性化有識者会合による提言等といった重要な政策決定等については、英訳版をできるかぎりタイムリー（公表当日もしくは日本語版公表から時間をあまり空けず）に発表した。

3. 政府広報の活用（資料2-6-3参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-6-3のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第7節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、25年度の開示請求の受付件数は396件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 個別の金融機関等の業務報告書等
- ② 行政処分に関連した報告等
- ③ 個別の金融機関等の不祥事件に関する報告書等

開示請求の受付及び処理状況（25年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	3	48	7	27	34	9	5	3
検 査 局	0	3	0	2	2	0	1	0
監 督 局	13	331	11	287	298	35	2	9
小 計	16	382	18	316	334	44	8	12
証券取引等 監視委員会	0	6	0	4	4	1	0	1
公認会計士・ 監査審査会	0	8	0	0	0	8	0	0
合 計	16	396	18	320	338	53	8	13

（注1）本表は、25年4月から26年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」13件については、26年6月末までに全て開示決定等済。

（注3）26年度における6月末までの開示請求の受付件数は54件である。

※ うち44件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

25年度における不服申立受理件数は8件となっている。そのうち6件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

25年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は7件（全て前年度以前からの繰越事案）。うち、5件については、同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、25年度の開示請求の受付件数は815件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（25年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	3	3	0	3	0	0	4
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	6	18	4	16	20	0	0	0
小 計	6	21	7	16	23	0	0	4
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	20	794	807	0	807	0	0	7
合 計	26	815	814	16	830	0	0	11

（注1）本表は、25年4月から26年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」11件のうち9件については、26年6月末までに開示決定等済。

（注3）26年度における6月末の開示請求の受付件数は36件である。

※うち31件は6月末までに開示決定等済。

(3) 不服申立等

25年度における不服申立受理件数は3件となっている。そのうち1件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

25年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は1件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計15回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、25年10月～11月に自主点検を実施。

また、自主点検後、25年12月～26年1月にかけて監査を実施。

さらに、26年5月～6月にかけてフォローアップ監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、25事務年度（25年7月～26年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が19件発生した（メール誤送信、郵便物の誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいております。誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 庁内の文書監査の結果を踏まえたルールの見直し
- ② 庁外のメールアドレスについて注意喚起する機能の導入
- ③ 庁外へのメール送信時に確認画面を表示し、より詳細な条件で注意喚起を行う機能の導入（26年度中に導入予定）
- ④ 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行
⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。
- ⑤ 各局の文書管理担当者を招集した会議の開催
⇒ あらかじめ点検・監査でのチェックポイントを伝える、担当ラインごとに文書管理整理週間の設定を促す等により、平常時からの適切な文書管理を促す。

第8節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成25年7月～26年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	10回	10回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	6回	6回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
3回	1回	1回	1回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	取引所
4回	2回	2回	1回

第9節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-9-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、25年7月から26年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続54件のほか、任意の意見公募手続4件、計58件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第10節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 16名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 16名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 5名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 18名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成25事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

25年7月～26年3月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第11節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-11-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
3. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
4. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

また、平成26年5月に、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」の相談窓口を開設した。

II 相談等の受付状況（資料2-11-2参照）

25年4月1日から26年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は40,761件となっている。1日当たりの平均受付件数は167件となっており24年度（159件）に比べてやや増加している。
2. 分野別では、預金・融資等が12,829件（32%）、保険商品等が10,532件（26%）、投資商品等が12,004件（29%）、貸金等が2,999件（7%）、金融行政一般・その他が2,397件（6%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

(1) 預金・融資等については、金融機関の態勢・各種事務手続に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は24年度(10,891件)に比べて増加している。

(2) 保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は24年度(9,852件)に比べてやや増加している。

(3) 投資商品等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は24年度(12,985件)に比べてやや減少している。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は3,193件あり、そのうち1,062件が何らかの被害があったものである。

(4) 貸金等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は24年度(3,170件)に比べてやや減少している。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
25年4月1日～6月30日・・・25年7月31日公表(第32回)
25年7月1日～9月30日・・・25年10月31日公表(第33回)
25年10月1日～12月31日・・・26年1月31日公表(第34回)
26年1月1日～3月31日・・・26年4月30日公表(第35回)

第12節 政策評価への取組み（資料2-12-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

現在、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24年4月から29年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
 - I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
 - II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - III. 公正・透明で活力ある市場の構築
2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供

- され、
- 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。
3. それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
 - 「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - 「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - 「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」
 の要請を両立させることを目指していく。
 4. 具体的な施策の実施に際しては、
 - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくことを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重するとともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度の高いものとなるよう促す。
 5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前評 価 (R I A)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	1 件	4 件	—	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	—	3 件	—	19 件	7 件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	—	2 件	—	15 件	7 件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	1 件	2 件	—	6 件	9 件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	—	1 件	—	31 件	9 件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	2 件	—

(注) 26 年度については、平成 26 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に実施したものを記載。

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

第13節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、必要に応じた見直しを行っているところである。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 業務継続体制の更なる充実・強化（資料2-13-1参照）

（1）金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）の策定やそれに基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月28日閣議決定）及び「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）の策定を受け、代替庁舎の選定や非常時優先業務、備蓄等について見直しの検討を進めている。

（2）金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）等の策定や「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定（平成26年3月31日）を受け、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）について見直しの検討を進めている。

3. 防災訓練

①全国銀行協会と連携した業務継続計画に係る訓練

東日本大震災を踏まえ、大規模地震発生を想定した銀行業界横断的な訓練の必要性から、25年度においても、25年9月2日に、当庁と連携して、各銀行の本店所在地で震度6強の地震が発生したとのシナリオにより、銀行においては、対策本部の初動対応や職員の安否確認について業界横断的な訓練を実施した。当庁においては、安否確認訓練、各銀行からの情報集約訓練や、災害対策本部訓練などを行った。

②代替庁舎での防災訓練

合同庁舎7号館が使用できない事態の発生を想定し、代替庁舎に移転した場合の業務継続の確保のため、25年10月10日、代替庁舎候補地において、取引所や金融機関の状況確認、市況確認、災害対策本部訓練等の防災訓練を行った。

③徒歩参集訓練

政府の徒歩参集訓練に合わせ、26年1月17日、徒歩参集訓練及び必要最小限の業務を行うための計画に基づいた初動訓練並びに災害対策本部訓練等の防災訓練を行った。

第14節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

I 経緯

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）等を踏まえ、金融庁・財務省が共同で開催する「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）において、アジアNO.1の国際金融センターとしての地位を確立するため、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われている。

II 取組み

上記提言を受け、26年4月より、以下のとおり、英語による行政対応や発信力の強化に向けた取組みを実施している。

（1）庁内の体制整備等

- ア. 金融庁の英語発信力向上の方策・取組方針等を定期的に議論する場として、各局審議官による「英語発信力強化アドバイザー・ボード」を設置
- イ. 官房部門及び各原局に英語対応チームを設置
- ウ. 英語による法令等の照会窓口（ワンストップ窓口）を開設

（2）英語発信内容の向上

- ア. 庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表
- イ. 英語による法令等に関する照会に対するワンストップでの対応の実施
- ウ. 法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の計画的な作成・公表

III 実績

（1）FSA Weekly Review

26年4月22日に公表されたFSA Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。

（2）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

ワンストップ窓口の設置以降、25事務年度末までに、77件の照会が寄せられ、そのうち16件の回答を行った。照会内容の内訳としては、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が40件、行政手続に関する照会が5件、法令等に関する照会が6件、その他の照会が26件寄せられた。

（3）法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

25事務年度において、以下の法令やガイドライン等のほか、諸外国との間で締結し

た覚書、日本版スチュワードシップ・コードや金融・資本市場有識者会合で取りまとめられた提言（日英同日公表）等の英語版の作成・公表を行った。

【英語版を作成した法令・ガイドライン等】

- ・資産の流動化に関する法律施行令（暫定版）（平成二十一年政令第三百三号による改正まで反映）
- ・信託業法施行令（暫定版）（改正：平成二十一年政令第三百三号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（暫定版）（改正：平成二十一年内閣府令第七十八号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法（暫定版）（改正：平成二十二年法律第三十二号による改正まで反映）
- ・預金保険法（暫定版）（改正：平成十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行令（暫定版）（改正：平成十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・平成 25 事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針等について
- ・平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
- ・金融商品取引業者等検査マニュアル（平成 25 年 4 月一部改正まで反映）
- ・平成 26 年度の審査基本計画及び検査基本計画

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号） の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

I 経緯

資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が、平成24年9月6日に成立し、同月12日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後1年以内に施行することとされている事項（企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しに伴う改正等）について関係政令及び内閣府令の整備を行った。

また、改正法のうち公布後1年6月以内に施行することとされている事項（総合取引所関係）について関係政令及び内閣府令等（行為規制に係る部分を除く）の整備を行った。

II 概要

1. 公布後1年以内施行関係政令・内閣府令の整備（25年9月4日公布、同年9月6日施行）（資料3-1-1参照）

（1）改正法では、以下の制度整備を行った。

ア. 課徴金制度の見直しを行い、外部協力者が開示会社による虚偽開示書類の提出に加担する行為及び金融商品取引業者以外の者が他人の計算で行った不公正取引を課徴金の対象に追加するとともに、課徴金の調査において違反者等に出頭を命ずる権限を追加

イ. インサイダー取引規制の見直しを行い、合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継を規制の対象とするとともに、合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の承継資産に占める割合が特に低い場合等について規制の適用を除外

（2）これを受け、関係政令・内閣府令では、以下の措置を講じた。

ア. 法改正により新たに課徴金の対象とされた行為について課徴金額の計算方法の詳細等を定めるとともに、違反者等に対する出頭命令書の交付又は送付の手続を規定

イ. 合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等

の承継資産に占める割合が特に低い場合等にインサイダー取引規制が適用除外とされたことに伴い、当該割合（20%未満）を規定

(注)その他、本政令・内閣府令等の改正では、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告書」（23年12月15日公表）等を踏まえた対応として、発行者以外の者が行う公開買付け等に係る公表措置の見直し、純粋持株会社等に係る重要事実の軽微基準の見直し等を行った。

2. 公布後1年6月以内施行（総合取引所関係）関係政令・内閣府令（行為規制に係る部分を除く）の整備（26年2月26日公布、同年3月11日施行）（資料3-1-2参照）

(1) 改正法では、以下の制度整備を行った。

ア. 商品デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとし、「総合取引所」における商品デリバティブ取引については、金商法に基づき、金融庁が一元的に規制・監督

イ. 「商品の生産・流通」に対する悪影響を防止する観点から、経産省・農水省と協議・連携を確保

ウ. 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

(2) これを受け、政令・内閣府令等では、以下の措置を講じた。

ア. 「金融商品」となる「商品」の定義として、「一定の要件を満たすと認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣と協議して指定するもの」の規定

イ. 商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関の最低資本金の額を5億円と規定

ウ. 課徴金に関する規定に関し、商品関連市場デリバティブ取引が加わったことに伴う所要の改正

エ. 商品市場所管大臣へ協議する事項の規定

オ. 商品関連市場デリバティブ取引に関する顧客資産の範囲の指定

カ. 商品関連市場デリバティブ取引に関する有価証券及び金銭の区分管理について規定

キ. 商品関連市場デリバティブ取引に関する帳簿書類について規定

ク. 金融商品取引所・清算機関における取引証拠金の分別管理方法として、国債の保有等を追加

(注) 金融商品取引業者に対する行為規制に係る部分については、引き続き検討を続け、26年5月30日から同年6月30日までパブリックコメントの募集手続を行った。

第2節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）の一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備

I 経緯

先般の金融危機に関わる諸問題を踏まえ、市場型金融危機への対応、金融資本市場・金融業の信頼性回復・機能強化を図るための規定を整備していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、①公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応、②A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直し、③金融機関の秩序ある処理の枠組み、④銀行等による資本性資金の供給強化等、⑤投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、平成25年6月12日に成立し、同年6月19日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後20日、9ヶ月以内、1年以内、1年半以内に施行することとされている事項について、関係政令・内閣府令の整備を行った。

II 概要

1. 公布後20日施行に係る関係政令の整備（資料3-2-1参照）

法改正により、A I J事案を踏まえた資産運用規制の見直しとして、投資一任業者等による運用報告書の虚偽記載等に対する罰則の引上げを行った。これに伴い、政令では所要の規定を整備した（25年7月3日公布、同年7月9日施行）。

2. 公布後9ヶ月以内施行に係る関係政府令の整備（資料3-2-2参照）

法改正により、金融機関の秩序ある処理の枠組みを創設した。これに伴い、関係政令・内閣府令等では所要の規定を整備した（26年3月5日公布、同年3月6日施行）。

3. 公布後1年以内施行に係る関係政府令の整備（資料3-2-3～5参照）

（1）公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応

法改正により、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、会社関係者等による情報伝達・取引推奨行為に対する規制を導入し、課徴金の対象に追加する等の見直しを行った。これに伴い、政令・内閣府令において、課徴金額の計算に必要な細目等を規定した（政令：26年1月24日公布、同年4月1日施行、内閣府令：26年2月14日公布、同年4月1日施行）。

（2）投資法人へのインサイダー取引規制の導入

法改正により、投資法人である上場会社等の発行する投資証券等の取引をインサイダー取引規制の対象とし、併せて「会社関係者」（＝インサイダー）

の範囲に資産運用会社等を追加した。これに伴い、金融商品取引法施行令において、投資法人である上場会社等の業務等に関する重要事項等を規定するとともに、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なもの等を規定した（政令：26年1月24日公布、同年4月1日施行、内閣府令：26年2月14日公布、同年4月1日施行）。

(3) 外国銀行支店の資産の国内保有義務の新設

法改正により、外国銀行支店に対して、資本金に対応する資産の国内保有を義務付けた。これに伴い、銀行法施行令において、国内において保有すべき資産の種類を定めるとともに、常時、国内において保有していなければならない資本金に対応する資産の額を20億円とすることを規定した（26年1月24日公布、同年4月1日施行）。

(4) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

法改正により、海外での買収に限り、銀行が子会社とすることができる会社以外の会社を5年間保有することを認め、買収後5年以内に子会社でなくなるよう措置することが困難な場合には、保有期間をさらに1年延長できることとした。これに伴い、銀行法施行規則において、保有期間延長の承認申請に必要な書類等を規定した（26年3月31日公布、同年4月1日施行）。

(5) 銀行等による資本性資金の供給強化

- ①法改正により、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社について、銀行等が投資専門子会社を通じて5%を超える議決権を保有することを認めたことに伴い、銀行法施行規則等において、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社について具体的に規定した（26年3月31日公布、同年4月1日施行）。
- ②法改正により、事業再生会社の議決権を銀行等本体が保有できることとしたことに伴い、銀行法施行規則等において、銀行等本体が議決権を保有できる事業再生会社について具体的に規定した（26年3月31日公布、同年4月1日施行）。
- ③銀行法施行規則等において、銀行等が投資専門子会社を通じて議決権を保有できるベンチャービジネス会社の範囲を拡大する改正を行った（26年3月31日公布、同年4月1日施行）。

(6) 銀行の取締役等の選任・退任の事前届出

銀行法施行規則において、銀行の取締役、執行役、監査役及び会計監査人の就任・退任について、事前の届出を求めるよう規定した（26年3月31日公布、同年4月1日施行）。

4. 公布後1年半以内施行に係る関係政府令の整備（資料3-2-6参照）

投資信託及び投資法人に関する規制の見直しに係る政府令について以下のよう
な規定の整備を行った（26年7月2日公布予定、同年12月1日施行予定）。

（1）投資信託

ア. 約款変更・投信併合に伴う書面決議を要する範囲の見直し

法改正により、投信の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微な
場合には、書面決議を要しないこととした。これに伴い、投資信託及び投資
法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」という。）において、
軽微基準（併合の前後で商品としての基本的な性格に相違がないこと等）を
規定した。

イ. 運用報告書の見直し

法改正により、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項を記載し
た交付書面の作成・交付を義務付けるとともに、運用報告書については、電
子交付を可能とした。これに伴い、投信法施行規則及び投資信託財産の計算
に関する規則において、必要な規定（当該書面の記載項目、運用報告書の電
子交付の方法等）を整備した。

ウ. MRFにおける損失補填の容認

法改正により、証券決済の用に供される投資信託の元本に生じた損失を、
投信委託会社が補填することを容認した。これに伴い、金融商品取引業等に
関する内閣府令において、対象となる投資信託（MRF）を規定した。

エ. 信用リスク規制の導入

運用財産に関し、信用リスクを適正に管理する方法として各投資信託委
託会社があらかじめ定めた合理的な方法に反することとなる運用を行うこ
とを規定した。

オ. みなし有価証券報告書制度に係る整備

法改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記
載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出
書とみなす制度が導入された。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券
として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の規定を整備した。

カ. 投信併合に伴う振替手続の整備

法改正により、投資信託の併合に係る要件が緩和されたことに伴い、投資信託
の併合の増加が見込まれることを受け、社債、株式等に関する振替法施行令等
において、当該併合に係る記録手続等に関する所要の規定を整備した。

（2）投資法人

ア. 資金調達手段の多様化

法改正により、新投資口予約権に係る制度の創設及び自己投資口の取得
禁止の緩和を行った。これに伴い、会計処理のための規定その他必要な規
定を整備した。

イ. 海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し

法改正により、投資法人には禁止されている他法人の株式の過半取得に関し、海外不動産を保有する法人の株式の過半取得を容認した。これに伴い、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等において、過半取得が認められる場合(外国の法令の規定又は慣行その他やむを得ない理由により不動産取引を行うことができない場合) その他必要な規定を整備した。

ウ. 利害関係人等との取引に対する役員会事前同意の導入等

法改正により、投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で不動産等に係る取引を行う場合、投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものを除き、事前に投資法人の役員会において同意を得なければならないこととした。これに伴い、投信法施行規則において、軽微基準(取得又は譲渡する不動産等の価額が、投資法人の直前の営業期間の末日の固定資産の帳簿価額の10%未満であること等)を規定した。

エ. 新投資口予約権の新設

法改正により、新たな権利として新投資口予約権が新設された。これに伴い、社債、株式等に関する振替法施行令等において、当該権利の振替手続等に関する所要の規定を整備した。

第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年5月23日成立)

I 経緯

日本経済の再生のため、家計の金融資産を成長マネーに振り向けるための施策を始めとする日本の金融・資本市場の総合的な魅力の向上策を整備し、成長戦略を金融面から加速・強化していくことが重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、①新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等、②新規上場の促進や資金調達の円滑化等、③市場の信頼性確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等を改正する法律案」が、平成26年5月23日に成立し、同年5月30日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。(資料3-3-1参照)

1. 上場企業の資金調達に係る規制の見直し
 - (1) 虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者に係る賠償責任について、損害賠償の請求権者に有価証券を処分した者を加えることとするほか、提出者が故意又は過失がなかったことを証明したときには賠償の責めに任じないこととする。
 - (2) 発行登録書に参照書類の提出期限が記載されている場合であって、当該参照書類が当該提出期限までに提出された場合には、訂正発行登録書の提出を不要とすることとする。
 - (3) 大量保有報告書等の提出の要否の基準となる保有株券等の総数から、自己株式を除外することとする。
 - (4) 大量保有報告制度における短期大量譲渡報告の記載事項から、僅少な株券等の譲渡先に関する事項を除外することとする。
 - (5) 大量保有報告書等の提出日の前日までに新たな提出事由が生じた場合について、当該新たな提出事由に係る変更報告書を当該大量保有報告書等と同時に提出することを求める旨の規定を削除し、当該新たな提出事由が生じた日から5営業日以内の提出を求めることとする。

(6) 大量保有報告書等が開示用電子情報処理組織を通じて提出された場合には、当該大量保有報告書等に係る株券等の保有者は、発行者に対する当該大量保有報告書等の写しの送付を要しないこととする。

2. インターネットを通じた資金調達を取り扱う金融商品取引業者等に係る規制の整備

(1) 金融商品取引業者等は、非上場有価証券等について電子募集取扱業務(インターネットを利用する方法による有価証券の募集の取扱い等)を行うときは、契約締結前交付書面に記載する事項のうち投資者の判断に重要な影響を与える事項について、インターネットを利用する方法により、投資者が閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。

(2) 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業のうち非上場有価証券等についての電子募集取扱業務であって有価証券の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の業規制の一部を緩和することとする。

3. 金融商品取引業者等に対する規制の見直し

(1) 金融商品取引業の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から5年を経過しないことを金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとする。

(2) 金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するため、業務管理体制を整備しなければならないこととする。

(3) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合における登録拒否事由として、国内拠点を有しない者等を加えることとする。

(4) 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業若しくは投資運用業を行おうとする場合又は登録金融機関業務を行おうとする場合における登録拒否事由として、金融商品取引業協会に加入しない者であって、協会規則等に準ずる内容の社内規則の作成等をしていない者を加

えることとする。

- (5) 第二種金融商品取引業者等が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱い等を行うことを禁止することとする。

4. 事業年度規制の見直し

第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から、当該日から起算して一年を経過する日までとすることとする。

5. 取扱有価証券の範囲の見直し

認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる非上場有価証券を取扱有価証券から除外することとする。

6. 金融商品取引所の業務の追加

金融商品取引所が内閣総理大臣の認可を受けて行うことができる業務に、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別するための番号を指定する業務を追加することとする。

7. 金融指標に係る規制の枠組みの整備

(1) 特定金融指標算出者に対する指定制の導入

ア. 内閣総理大臣は、金融指標であって、その信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「特定金融指標」として定めることとする。

イ. 内閣総理大臣は、特定金融指標算出業務を行う者のその業務の適正な遂行を確保することが公益又は投資者保護のため必要であると認められるときは、当該者を「特定金融指標算出者」として指定することができることとする。併せて、当該指定を受けた特定金融指標算出者に対する通知や書類の提出義務等について所要の規定を整備することとする。

ウ. 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務に係る業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないこととし、認可を受けた後は、当該業務規程の定めるところによりその業務を行わなければならないこととする。

エ. 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止

をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならないこととする。

オ. 特定金融指標算出者に対する報告徴取・立入検査、改善命令、停止命令及び業務移転の勧告等の監督に関する所要の規定を整備することとする。

(2) 金融商品取引業者等による不正な算出基礎情報の提供の禁止

金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、自己又は第三者の利益を図る目的をもって、特定金融指標算出者に対し、正当な根拠を有しない算出基礎情報を提供する行為をしてはならないこととする。

8. 新規上場に伴う規制の見直し

内部統制報告書に対する監査を免除する場合として、上場有価証券の発行者に該当することとなった日から3年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する場合を追加することとする。

9. 無体財産の没収手続の整備

不公正取引（内部者取引、相場操縦等）又は損失補填により犯人等が取得した財産の没収手続について、没収の対象が無体財産である場合の規定を整備することとする。

10. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

Ⅲ その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

①金融商品取引所の業務の追加に係る規定については公布の日から施行。

②事業年度規制の見直し及び無体財産の没収手続の整備に係る規定については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 外国会社の有価証券報告書提出義務の免除等

規制緩和要望等を踏まえ、「金融商品取引法施行令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正した。主な改正の内容は下記のとおり（平成25年8月26日公布・施行）。

- ① 外国会社について、内国会社と同様に、我が国における株主数が5年間継続して300名未満となった場合には、申請により、有価証券報告書の提出義務が免除されることとした。（資料3-4-1参照）
- ② 有価証券の売出しに該当する発行者関係者の範囲と、有価証券通知書の提出及び目論見書の作成が必要となる発行者関係者の範囲の不一致を是正した。
- ③ 外国会社の四半期報告書等について、外国の法令・慣行等を理由として提出期限の延長承認を受けた場合、当該法令・慣行等が消滅又は変更されるまでの間、その後每期提出する全ての四半期報告書等の提出期限の延長が認められるよう、延長承認を合理化した。

2. 特定有価証券の臨時報告書提出事由の見直し

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）により、投資法人の発行する投資証券等の取引に関するインサイダー取引規制が導入されたことを契機として、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、投資証券等を含む特定有価証券に係る臨時報告書について、下記の提出事由を追加した（26年2月14日公布、同年4月1日施行）。

- ① 主要な関係法人の異動の決定
- ② 投資信託証券に係るファンドの運用体制についての重要な変更
- ③ 重要な災害
- ④ 訴訟の提起又は解決
- ⑤ 投資法人の合併に係る役員会の承認
- ⑥ 投資信託又は外国投資信託の併合の届出
- ⑦ 破産手続開始の申立て等
- ⑧ 債務者等の不渡り等による取立不能又は取立遅延のおそれ
- ⑨ 財政状態等に著しい影響を与える事象
- ⑩ 登録取消し又は業務停止処分等の処分

⑪ 解散等又はその提案の決定

3. 投資信託・投資法人法制の見直し等に係る開示規制の整備

金融審議会金融分科会第一部会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告（24年12月12日公表）等を踏まえ、「金融商品取引法施行令」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を行った。主な改正の内容は下記のとおり（26年7月2日公布予定、同年12月1日施行予定）。

- ① 金融商品取引法の改正により、いわゆる「証券情報」のみを記載した書面（募集事項等記載書面）を有価証券報告書と併せて提出した場合に、これらを有価証券届出書とみなす制度が導入された。これに伴い、当該制度の対象となる有価証券として「投資信託受益証券」等を定めるなど、所要の整備を行った。
- ② 報告書代替書面制度について、「金融商品取引所の規則」に類するものとして、金融商品取引業協会の規則を定めるなど、所要の整備を行った。
- ③ 投資信託に係る有価証券届出書及び目論見書に、過去の基準価額の変動を他の代表的な投資資産と比較するための図表等を用いた投資リスクに関する説明、販売手数料・信託報酬等の対価として提供する役務に関する説明を記載することとした。
- ④ 受益証券発行信託等の受託者等が有価証券報告書提出会社である場合には、有価証券届出書の「受託者情報」等の欄に財務諸表等を記載することに代えて、有価証券報告書等の継続開示書類を提出している旨の記載で足りることとするなど、所要の整備を行った。

4. 元本補填契約の付された合同運用金銭信託に係る見直し

元本補填契約の付された合同運用金銭信託（自益信託）に係る信託受益権の有価証券としての発行時点を、一般的な自益信託の場合と同様に、「信託の効力発生時」から「信託受益権の譲渡時」に変更し、当該信託の契約締結の代理・媒介について、金融商品取引法の適用を除外して信託業法を適用することとした（26年3月24日公布、同年4月1日施行）。

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書等の記載内容の適切性を確保するため、有価証券報告書レビューとして、法令改正があった事項に係る各社の対応状況の審査及び特定の事項（企業結合・事業分離に関する開示、固定資産の減損損失及び金融商品に関する注記等）に着目し、対象企業を抽出して行う審査のほか、適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査を行い、実施結果を公表した。（資料3-4-2及び資料3-4-3参照）

また、実施中の有価証券報告書レビュー等を踏まえ、有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点（26年3月期版）及び26年3月期以降の有価証券報告書レビューの実施について公表した。（資料3-4-4及び資料3-4-5参照）

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適切性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

25事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	8件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると思われる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者には是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

25事務年度には1件の警告を発出した。（資料3-4-6参照）

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（※）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を行い、25年9月より新システムの稼働を開始した。

なお、25年度のEDINETの稼働率は100%であり、アクセス件数は2億5千万件を超えるなど、EDINETにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

※ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

Ⅳ 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めてきた。

25事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
25年9月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
25年10月	公認会計士1名 公認会計士1名	業務停止3月 業務停止1月	過失による虚偽証明
26年4月	公認会計士1名	業務停止1月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26年4月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為（税理士法に基づく業務停止処分）
26年5月	東京中央監査法人	新規業務停止1年、 業務改善命令	著しく不当な業務運営
26年6月	公認会計士1名	業務停止6月	過失による虚偽証明
26年6月	公認会計士1名	戒告	社員の競業の禁止

(参考)

	22年 6月末	23年 6月末	24年 6月末	25年 6月末	26年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	20,082	21,351	23,132	24,965	26,274
監査法人の数 (法人)	203	212	215	216	220

V 公認会計士等を巡る諸問題に関する取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、毎年、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催しているところ、25事務年度においては、25年11月に本意見交換会を開催した。会合では、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、公認会計士等の採用の実態を把握するための企業ヒアリングの実施、組織内会計士のネットワークの強化、日本公認会計士協会及び当局による公認会計士の魅力向上策の検討などの施策を盛り込んでいる。(資料3-4-7参照)

なお、今回の会合では、近年、公認会計士試験の願書提出者数が減少傾向にあることや、監査報酬が全体として減少傾向にあることなどが公認会計士及び監査業界を巡る新たな課題として認識されてきたことから、こうした課題についても議論し、参加者で認識を共有した。

会合後は、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士等を巡る諸問題に対処するための取組みを行った。

第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備

1. インフラファンド市場創設に係る所要の措置（未公布）

日本取引所グループにおいて、投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設（平成26年度中）が予定されている。これに伴い、特定資産（投資法人・投資信託が主として投資対象とすることができる資産）へのインフラ資産（再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権）の追加等、所要の規定の整備を行う投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の改正案をとりまとめ、26年6月6日に公表した。（26年9月3日公布、同日施行予定）

2. 私設取引システム（PTS）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し（未公布）

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告等につき、当該売買等に関する報告を行うPTS業務の認可を受けた金融商品取引業者（PTS業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告（5分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正案をとりまとめ、26年5月27日に公表した（注1）。（26年7月14日公布予定、28年9月5日施行予定）

（注1） 本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、PTS業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（5分以内）を行う等の改正が行われることで、取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

3. 適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等の公表について（未公布）

適格機関投資家等特例業務を行う者が、ファンドの販売等を行うことができる投資家の範囲を、現行の「1名以上の適格機関投資家+49名以下の適格機関投資家以外の者」から「1名以上の適格機関投資家+49名以下の一定の投資判断能力を有すると見込まれる者」にする金融商品取引法施行令・金融商品取引業に関する内閣府令等の改正案をとりまとめ、26年5月14日に公表した。

4. 清算集中義務の拡大

22年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「22年改正金商法」という。)で導入された清算集中義務(24年11月施行)に関し、「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(23年12月公表)において、制度の施行後2年程度を目途に、清算集中義務の対象者及び対象商品について、更なる拡大を行うとの方向性が示されていることを踏まえ、円金利スワップ取引について対象者及び対象商品を拡大する等、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令等の改正を行った(26年6月20日公布)。

- ① 対象者については、過年度の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本の合計額の平均額が3,000億円以上(26年12月1日から27年11月30日までの間については、1兆円以上)の金融商品取引業者等とする等(26年12月1日施行予定)。
- ② 対象商品については、ユーロ円TIBOR3か月物(年限5年以内)、ユーロ円TIBOR6か月物(年限10年以内)を追加する等(26年7月1日施行予定)。

5. 親子法人主幹事引受制限の見直し

金融商品取引業者がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となる場合の規制について、規制の適用除外の対象となる有価証券として、

- ①従前より規定されている株券・社債券に加え、
- ②新たに投資証券・投資法人債券を追加する

金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正を行った(26年5月28日公布、同年6月1日施行)。

6. ファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けて、以下のとおり金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正等を行った(26年3月28日公布、同年4月1日施行)。

(1)ファイアーウォール規制の一つである発行者・顧客の非公開情報を銀・証間で授受する場合の規制について、

- ①その適用が除外される書面同意要件の緩和
- ②その適用が除外される「内部管理に関する業務」等の範囲の見直し
- ③発行者・顧客に対するオプトアウトの機会の提供の柔軟化を行った。

(2)併せて、非公開情報の授受の制限に関し、M&A等の場面における適用例を示したQ&Aを公表した。

7. 空売り規制の総合的な見直し

空売り規制について、諸外国における規制の動向等を総合的に踏まえ、金融商品取引法施行令等の改正を行った（25年8月26日公布、同年11月5日施行）。

（1）価格規制

常時、規制が適用される枠組みを改め、株価が10%以上下落した場合、当該銘柄について、原則、当日及び翌日の取引終了まで、規制が適用される枠組みとする。

（2）空売りポジション報告・公表制度

時限的措置として導入した「空売りポジション報告・公表制度」の時限の枠組みを廃止した上で、報告・公表の水準（いずれも発行済株式総数に対する空売りポジション割合が0.25%以上）を改め、報告水準は0.2%以上、公表水準は0.5%以上の二段階とする。

（3）株の手当てのない空売りの禁止措置

時限的措置として導入した「株の手当てのない空売りの禁止措置」の時限の枠組みを廃止し、恒久化する。

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. 日本取引所グループの組織再編と市場統合について

東京証券取引所（以下「東証」という。）と大阪証券取引所（以下「大証」という。）は、25年1月1日に経営統合を行い、持株会社「日本取引所グループ（以下「JPX」という。）」の下に、取引所（東証、大証）、清算機関（日本証券クリアリング機構）、自主規制法人（東証自主規制法人）等のグループ会社が存在する組織形態に移行した。

JPXは、25年7月16日に、大証の現物市場を東証に集約する現物市場統合（注1）を実施し、26年3月24日には、東証のデリバティブ市場を大阪取引所（注2）に集約するデリバティブ市場統合を実施したことにより、経営統合に伴う一連の組織再編が終了した。

（注1） 現物市場統合に合わせて、同日付で、大証の清算業務を日本証券クリアリング機構に一元化するとともに、自主規制業務を東証自主規制法人に一元化した。

（注2） 大証は、デリバティブ市場統合と同日付で、「大阪取引所」に商号変更を行なった。

2. JPX日経インデックス400について

JPX及び東証は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって魅力の高い会社」で構成される新たな株価指数「JPX日経インデックス400」を開発し、26年1月6日から算出を開始した。

それに伴い、同指数に連動する金融商品として、ETFが東証に上場されているほか、多数の公募投信が運用されている。また、大阪取引所では、同指数の先物取引を26年11月25日から開始する予定となっている。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題（注1）等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について（注2）」を22年1月に公表した。

その後、22年改正金商法において、一定の店頭デリバティブ取引に係る清算機関の利用義務付け及び取引情報保存・報告制度等を盛り込むとともに、24年5月に関係政令を、同年7月に内閣府令等を公布した。

（注1） 21年9月のG20 ピッツバーグ・サミットでは、「標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである」旨、合意された。

（注2） 証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化（日本国債清算機関の態勢強化、貸株取引に係るDVP決済のルール化等）が盛り込まれた。

2. 概要

（1）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

第5節I. 4に記載した通り、清算集中義務の対象者及び対象商品の更なる拡大を行うために、関係する内閣府令等を公布した。

また、一定の店頭デリバティブ取引の電子取引基盤の利用義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立（24年9月）したことを受け、同法律を円滑に施行するための関係政令、内閣府令等の策定・公表に向けて、市場関係者と意見交換を行い、検討を進めた。

(2) 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、更なる国債取引の決済期間の短縮化（T+1）の実現に向けて取引手法等について議論し、グランドデザインの暫定版をとりまとめた。また、日本証券クリアリング機構及び日本国債清算機関は、25年10月に経営統合し、国債清算機関の態勢強化が図られたほか、26年6月より信託銀行が日本証券クリアリング機構への参加を開始した。

また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、関係機関において、関係規則の改定及びシステム対応等の取組みが進められ、26年1月に貸株取引のDVP決済が導入された。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいて公表し広く周知を行う（25年12月、26年6月）など、市場関係者の取組みを支援してきた。

IV 会計基準・監査における国際的動向への対応

1. 会計基準における我が国の対応と国際的動向

(1) 我が国における国際会計基準（IFRS）への対応

ア. 経緯

我が国におけるIFRSへの対応の在り方については、企業会計審議会が25年6月に取りまとめた「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）（資料3-5-1参照）において、まずは、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であると考えられることから、①IFRS任意適用要件の緩和、②「あるべきIFRS」といった観点から、一部を修正したIFRSの策定（修正国際基準）、③単体開示の簡素化等（以下「今回の措置」という。）について対応すべき等とされた。

他方、強制適用の是非等については、いまだその判断をすべき状況にないものと考えられ、この点については、今後、任意適用企業数の推移も含めた今回の措置の達成状況を検証・確認する一方で、米国の動向及びIFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢を見極めながら、関係者による議論を行っていくことが適当であるとされている。

なお、IFRS適用済み企業と適用予定を適時開示している企業は、26年6月末日現在、合わせて42社となっている。（資料3-5-2参照）

イ. 当面の方針で示された措置への対応

(ア) 「IFRS任意適用要件の緩和」については、25年10月に連結財務諸表規則等を改正し、「上場企業」「国際的な財務活動等を行う企業」の2要件を撤廃（連結財務諸表適正性を確保する取組みの要件は維持）した。（資料3-5-3参照）

(イ) 「修正国際基準の策定」については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、25年8月から検討開始（26年6月末日現在検討中）。

(ウ) 「単体開示の簡素化」については、26年3月26日に財務諸表等規則等を改正し、金商法における単体財務諸表の注記等の一部の記載を免除する等の手当てを行った。（資料3-5-4参照）

(エ) 我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図り、IFRSに関連する我が国の意見集約等を行うことを目的として、「IFRS対応方針協議会」が25年9月に設置された。同協議会では、当面の方針で示された措置の達成状況や米国の動向、IFRSの基準開発の状況等の国際的な情勢について意見交換を行っている。（資料3-5-5参照）

(2) 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRS財団のガバナンス強化の一環として、21年4月、資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード（以下「MB」という。）が設立された。MBにおいては、金融庁が22年10月から暫定議長、25年2月からは議長を務めている。現在、MBでは、24年2月に公表したIFRS財団のガバナンス改革に関する報告書の提言に基づきメンバーの拡大を進めており、25年5月より新規メンバーの募集・選定を行い、26年1月にブラジル証券取引委員会および韓国金融委員会を新規メンバーとして公表した。（資料3-5-6参照）

また、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも

協調して積極的な意見発信を行っている。26年6月には、IOSCOの会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）の東京会合を開催した。

なお、25年3月、国際会計基準審議会（IASB）と各国会計基準設定主体の新しい連携の枠組みとして、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）が設置された。ASAFは12の国・地域の基準設定主体から構成され、日本からは企業会計基準委員会（ASBJ）がメンバーとなり、基準開発に積極的に参画している。

2. 監査における我が国の対応と国際的動向

（1）国際監査基準（ISA）への対応

25年7月、ISAを策定する国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、上場企業の監査人に対し、当該監査人の判断に基づいて、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項である「監査上の主要な事項（KAM：Key Audit Matters）」等を監査報告書に記載させるためのISAの改訂に関する公開草案を公表した。同年11月に開催した企業会計審議会第36回監査部会において、同部会委員等とIAASBのメンバーが本公開草案について意見を交換した。

（2）外国監査法人等の届出制度

我が国では、公認会計士法の改正により、20年4月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21年9月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方において、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換の取極めが交わされ、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料3-5-7参照）

これを受け、海外の監査監督当局と情報交換等の取極めに係る書簡を交換した^{（注1）}。

さらに、諸外国の監査監督制度の同等性評価を行う必要があるところ、評価に関する考え方を「ガイダンス」の形で取りまとめ、24年7月10日に公表した^{（注2）}。（資料3-5-8参照）

25年までに上記①及び②の要件を満たす協力関係を構築したオランダ金融市場庁（AFM）との間では^{（注1）（注2）}、26年6月11日には、さらに上記③の要件（相互主義の担保）を確保し、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について相互に依拠すること

を確認する内容の書簡を交換した。監査監督に関する相互依拠をすることになったのはオランダ A F M が初めである)。

(注 1) 23 年 10 月 6 日に米国公開会社会計監督委員会 (P C A O B) と、24 年 3 月 23 日にカナダ公共会計責任委員会 (C P A B) と、同年 10 月 3 日にマレーシア監査監督委員会 (A O B) と、25 年 3 月 26 日にオランダ A F M と、同年 8 月 2 日にルクセンブルク金融監督委員会 (C S S F) と、26 年 5 月 23 日にイギリス財務報告評議会 (F R C) との間で、情報交換の取極めを交わした。

(注 2) 25 年 7 月 11 日には、当該ガイダンスを踏まえ、オランダ及びルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を公表した。

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。（資料4-1-1参照）

II 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」における預保納付金の具体的使途及び担い手の決定

1. 預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業決定までの経緯

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の3政務官で構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を計4回開催し、議論を行ってきた。その結果、23年8月26日に公表されたPTの最終とりまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）において、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与（以下「奨学金貸与」という。）」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成（以下「団体助成」という。）」の両事業に活用することとし、24年3月21日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規程する割合及び支

出について定める命令」が公布された（24年4月1日より全面施行）。

2. 預保納付金を用いた事業の担い手について

預保納付金を用いた事業の担い手については、23年7月にPTの中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際にあわせて、自らが担い手になることについて関心のある団体の公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々の意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々よりヒアリング・審査等を通じた協力を得て、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、PTにおいて、「公益財団法人 日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定した。

Ⅲ 預保納付金を用いた事業の実施について

担い手が決定した後、24年度中の事業開始に向け、預金保険機構、日本財団、内閣府、財務省、警察庁等の関係省庁とともに詳細な制度設計を進め、24年12月18日から支援事業（奨学金事業、団体助成事業）を開始した（注）。

26年度の支援事業については、奨学金事業は25年10月1日に、団体助成事業は同年11月1日に募集を開始し、同年11月30日に申請の受け付けを締め切った。日本財団において、外部有識者の意見を踏まえつつ審査を行い、両事業の支援先を決定し、26年4月1日から支援を開始したところ。

また、犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与の募集期間については、26年6月2日から、年間を通じて申し込むことが可能となった。

（注）支援事業の概要

- 犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の貸与
 - ・無利子貸与、返済期間は30年以内。
 - ・貸与対象は高校生から大学院生。貸与額の上限は、大学院生：10万円／月、大学生：8万円／月、高校生：私立5万円／月、国立・公立3万円／月。
- 犯罪被害者等支援団体に対する助成

第2節 保険業法等の一部を改正する法律（平成26年5月23日成立）について

I 経緯

近年の保険会社を巡る経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するために保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、保険の信頼性を確保するための施策及び保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するための施策等を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が、26年5月23日に成立し、同年5月30日に公布された。

II 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料4-2-1参照）

1. 保険の信頼性確保

（1）保険募集及び保険販売に関する規制の導入

ア. 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととする。

イ. 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案等を行わなければならないこととする。

（2）保険募集人等への体制整備義務等の導入

ア. 保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならないこととする。

イ. 規模が大きい特定保険募集人は、その業務に関する帳簿書類を作成、保存するとともに、また、毎事業年度経過後3月以内に事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

ウ. 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人等から業務の委託を受けた者等に対し、その業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができることとするほか、職員にその施設に立ち入らせ、質問させ、又は物件を検査させることができることとする。

2. 保険市場の活性化

(1) 保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社に関する業務範囲規制を適用しない場合として、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の銀行等を保険会社が子会社とする場合を加える。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となった日から5年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社の子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。

(2) 保険仲立人の規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とすることとする。

(3) 実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

ア. 保険契約の移転に係る通知の特例

保険契約の移転を行う場合であって、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る事前通知及び保険契約の移転後3月以内に行う通知について、当該通知をすることを要しないこととする。

イ. 運用報告書の電磁的な提供方法の多様化

保険会社は、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について作成する運用報告書について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとする。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- ① 保険仲立人の規制緩和等に係る規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
- ② 運用報告書の電磁的な提供方法の多様化に係る規定、保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例に係る規定及び保険契約の移転に係る通知の特例に係る規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第6条、第7条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料5-1-1～2参照）

II 平成25事務年度の開催実績

1. 第31回総会・第19回金融分科会合同会合（25年9月9日開催）

24年4月の諮問事項に関し、「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。その後、最近の金融行政の動向として、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）における金融庁関連施策について事務局より説明がなされた。（資料5-1-3参照）

2. 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」

25年6月の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」が設置された。同年7月以降、11回にわたり、①新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方、②事務負担の軽減など新規上場の推進策、③上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し、④その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について審議を重ね、同年12月20日、報告書が取りまとめられた。（資料5-1-4参照）

3. 第32回総会・第20回金融分科会合同会合（26年2月24日開催）

25年6月の諮問事項に関し、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされた。その後、最近の金融行政の動向として、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「責任ある機関投資家」の諸原則（案）《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～及び「金融指標の規制のあり方に関する検討会における議論の取りまとめ」について事務局より説明がなされた。

第2節 官民ラウンドテーブル

I 経緯

金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の報告書「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」を踏まえ、業界団体や政府系金融機関等と、官民ラウンドテーブル（第1回：平成24年9月25日、第2回：25年5月13日、第3回：26年3月27日）を開催した。

官民ラウンドテーブルは、行政運営上の意見交換や懇談の場であり、官民が、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、持続的な対話を行っていくものである。

II 議論の状況

1. 第3回官民ラウンドテーブル（26年3月27日開催）

第2回官民ラウンドテーブルにおいて設置された「地域における新産業等の育成と金融の役割」作業部会、「資金決済サービスの向上」作業部会の検討結果が報告され、公表することが承認された。

また、新たに、「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」及び「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働体制強化」の2つのテーマについて作業部会を立ち上げ、官民双方の実務家が議論を深めていくことが合意された。（資料5-2-1参照）

第3節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料5-3-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一氏（中央大学法科大学院教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成26年1月29日に、第133回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われた。

審議の結果、第133回自賠審において損害保険料率算出機構から報告された25年度の料率検証結果は、25年度の予定損害率100.3%、26年度の予定損害率100.2%であり、25年4月の基準料率改定時における予定損害率100.2%との乖離は、25年度で0.1%、26年度で0.0%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

また、26年4月の消費税率引き上げにより代理店手数料に生じる増税負担分は、当面、保険会社等の社費で負担することとし、次の料率改定の際にそれまでの期間分を含め、増税負担分を料率に織りこむこととした。

具体的には、現行、保険会社等が代理店に支払う手数料は1,600円であり、これに増税分3%を加えた1,646円が消費税率引き上げ後の代理店手数料となる。

その他、自動車安全特別会計、民間保険会社、JA共済それぞれにおける25年度の自賠責保険運用益の用途等について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第4節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：安藤英義 専修大学大学院教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料5-4-1参照）

（注）会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

II 25 事務年度の審議状況

○監査部会（部会長：脇田良一 名古屋経済大学大学院教授）における審議状況

これまでの「一般目的の財務諸表」に対する「適正性に関する意見」の表明の形式に加えて、「年金基金に対する監査」や「義援金の収支計算書の監査」など特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表（「特別目的の財務諸表」）に対する監査意見の表明の位置付けを明確にするため、監査基準の改訂を行い、企業会計審議会総会において、26年2月18日に「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめて公表し、監査基準の改訂を行った。

本改訂基準は、27年4月1日以後に開始する事業年度の監査から適用予定（早期適用可）。（資料5-4-2参照）

第5節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料5-5-1参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで47回の協議会を開催してきた。（資料5-5-2参照）

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定等

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14年4月25日）した。

（2）モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。（資料5-5-3参照）

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを

踏まえた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）が20年6月24日取りまとめられた。（資料5-5-4参照）

3. 第46回金融トラブル連絡調整協議会

25年12月6日、第46回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（25年度上半期）及び「第2回金融ADR連絡協議会」の概要を報告するとともに、指定紛争解決機関の「利用者利便性向上に向けたアンケート」の実施状況について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-5参照）

4. 第47回金融トラブル連絡調整協議会

26年5月29日、第47回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（25年度）及び「第3回金融ADR連絡協議会」の概要を報告するとともに、「公正かつ適確な紛争解決等業務の遂行のための指定紛争機関の相談員の研修及び紛争解決委員の情報共有等の状況」及び「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について報告・意見交換等を行った。（資料5-5-6参照）

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 経緯等

「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定。以下「経済対策」という。）は、消費税率引き上げ後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための経済対策パッケージの一つとして策定されたもの。

「経済対策」では、消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減を緩和するとともに、一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道へ早期に復帰できるよう、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果の高い施策が重点的に盛り込まれている。

II 金融分野の主な施策（資料6-1-1参照）

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1) 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- 金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、以下の取組みを実施。
 - ・ 監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みを定期的に公表・周知。
 - ・ 金融モニタリング基本方針に基づき、債務者の事業性を重視した融資を促すとともに、小口の資産査定に関しては金融機関の判断を極力尊重。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

- 中小企業・小規模事業者や創業を志す者が思い切った事業展開や早期事業再生を図れるよう、「経営者保証に関するガイドライン」の周知・利用促進。

(3) ヘルスケア施設向けの資金供給の促進

- 高齢化社会に対応したヘルスケア施設の質・量両面での充実を図るため、ヘルスケア・リートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給を促進。

第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み

I 「産業競争力強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定。以下「実行計画」という。）

1. 経緯等

「実行計画」は、産業競争力強化法に基づき、「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定。以下「再興戦略」という。）に盛り込まれた重点施策を加速・具体化するために策定されたもの。

「実行計画」では、具体的には、「民間投資・産業の新陳代謝、中小企業等の革新」、「イノベーションの推進、ITの活用、立地競争力の強化」、「『全員参加型社会』に向けた雇用人材制度改革」や「戦略市場における競争力強化、国際展開の促進」等に関する規制・制度改革等の施策について、実施期限及び担当大臣を明確化している。

2. 金融庁関連の施策（資料6-2-1参照）

「実行計画」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が「重点施策」に盛り込まれている。

(1) 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

○資金調達の多様化（クラウドファンディング等）

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」で25年12月に取りまとめられた報告を踏まえ、クラウドファンディングの利用促進を図る制度整備等を盛り込んだ必要な法的措置を速やかに講じる。

○個人保証制度の見直し

経営者本人による保証について、「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」が25年12月に策定・公表された。これを受け、当該ガイドラインの積極的な活用を促進するため、監督指針・検査マニュアルを当該ガイドラインの適用開始日である26年2月1日までに改定し、各金融機関等の取組みを促すとともに、各金融機関等の利用状況を検証する。また、政府系金融機関、信用保証協会及び独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて、中小企業・小規模事業者等のガイドラインの利用状況も検証する。

○コーポレートガバナンスの強化

幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が25年12月に取りまとめた素案（「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉）を踏まえ、26年2月中に最終版を策定する。更に、その周知を徹底するとともに、同年6月に機関投資家によるコードの受入れ状況について最初の確認・公表を行い、以後定期的に確認・公表

(受入れ状況の更新)を行う(詳細はⅢを参照)。

(2) 立地競争力の更なる強化

○金融・資本市場活性化

「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言(25年12月13日及び26年6月12日)を踏まえた施策を着実に実行する。このうち、アジア金融連携センター(仮称)については、26年4月を目途に設置し、当該センターを活用して、アジア諸国の金融規制当局との積極的な人材交流、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備の支援を促進する。

「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を踏まえ、株式会社国際協力銀行(JBIC)において、26年年央を目途にインフラ案件等に係る債権等の流動化を実現する。それも踏まえつつ、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)において運用対象拡充の検討を進める。

(3) 国民の「健康寿命」の延伸

○安心して歩いて暮らせるまちづくり

高齢者向け住宅及び病院(自治体病院を含む)等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を26年度中に行う。

Ⅱ 『日本再興戦略』改訂2014(26年6月24日閣議決定。以下「再興戦略改訂」という。)

1. 経緯等

「再興戦略改訂」は、アベノミクスの「三本の矢」によって始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、「再興戦略」で残された課題の解決の方向性を示すとともに、追加的に講ずる施策を盛り込んだもの。

「再興戦略改訂」は、「再興戦略」同様、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創設プラン」及び「国際展開戦略」の3つのアクションプランから構成され、鍵となる施策項目として、「日本の『稼ぐ力』を取り戻す」、「担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革」、「新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成」及び「地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革」が掲げられている。

2. 金融庁関連の施策(資料6-2-2参照)

「再興戦略改訂」においては、金融庁関連の施策として、以下の施策が盛り込まれている。

(1) 日本産業再興プラン

イ. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

○「コーポレートガバナンス・コード」の策定等

- ・東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、秋頃までを目途に基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年の株主総会のシーズンに間に合うよう新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。

ロ. 金融・資本市場の活性化等

○国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

- ・証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化を進める。
- ・英語による金融行政のワンストップ窓口の活用を進める。
- ・本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。
- ・上場インフラファンド市場の創設やヘルスケアREITの組成に向けた環境整備を推進する。
- ・総合取引所を可及的速やかに実現する。

○資金決済高度化等

- ・即時振込みなどの資金決済の高度化に向けた全国銀行協会等の取組みを促す。

○豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

- ・NISAの普及促進に向け、ニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。
- ・投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組みを進める。
- ・受託者としての責務を果たし真に投資家のための運用が行われるための総合的な環境整備について検討を行い、本年中に結論を得る。

○IFRSの任意適用企業の拡大促進

- ・IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める。
- ・IFRSへの移行を検討している企業を参考とするため、「IFRS適用レポート（仮称）」を作成・公表する。

○企業の競争力強化に向けた取組み

- ・JPX日経インデックス400について、先物の早期上場を支援するなど普及・定着のための積極的な取組みを促す。
- ・監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みを促進する。

ハ. 地域活性化

○地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等

- ・金融機関による事業性を重視した融資や、関係者の連携による融資先の経営改善・生産性向上・体質強化支援等の取組みが十分なされるよう、監督方針や金融モニタリング基本方針等の適切な運用を図るとともに、地域金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」の活用を図る。
- ・地域金融機関等による地域経済活性化支援機構等を通じた地域企業の経営における専門人材の活用に取り組む。同機構による企業の早期経営改善等を支

援するファンドの設立・資金供給の促進を図る。

(2) 国際展開戦略

○アジアの金融インフラ整備支援

- ・アジアの金融インフラ整備支援について、二国間協議等に基づく新規支援プロジェクトを推進するとともに、アジア金融連携センター等を活用し、各国金融当局との連携強化・地域全体の市場機能の向上を図り、我が国市場との連携による活性化を推進する。

Ⅲ 「日本版スチュワードシップ・コード」の策定

1. 経緯等

25年6月、「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を適切に果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について検討し、取りまとめる」ことが閣議決定された。これを踏まえ、同年8月、金融庁に「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「同検討会」という。）を設置した。

同検討会は、同年8月から計6回にわたり議論を重ね、和英両文でのパブリックコメント（同年12月）を経て、26年2月26日、『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（以下、「コード」という。）を策定した。（資料6-2-3参照）

2. コードの内容

(1) スチュワードシップ責任

コードにおける「スチュワードシップ責任」とは、「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な『目的を持った対話』（エンゲージメント）を通じて、当該企業の企業価値の向上や投資先企業の持続的成長を促すことにより、『顧客・受益者』（最終受益者を含む。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」を意味する。

コードは、「機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、『責任ある機関投資家』として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる原則を定めるもの」である。

(2) コードの枠組み

コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

また、コードは、法的拘束力を有する規範ではなく、コードの趣旨に賛同しこれ

を受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明することを期待するものである。

その上で、コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則がある場合には、それを実施しないことも想定している（したがって、前記の受入れ表明を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではない）。

なお、コードは、おおむね3年毎を目途として、定期的な見直しを検討することとされている。

(3) コードの7原則

コードは、以下の7つの原則（及びこれらの原則の指針）で構成されている。

機関投資家は、

- ① スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- ② スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- ③ 投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- ④ 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- ⑤ 議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- ⑥ 議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- ⑦ 投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

3. コードの受入れを表明した機関投資家のリストの公表

金融庁では、コードの受入れを表明した機関投資家のリストを公表し、これを3ヶ月毎に更新することとしている。

26年6月10日、同年5月末までにコードの受入れを表明した機関投資家のリスト（第1回）を公表した。今回、コードの受入れを表明した機関投資家（計127）について、業態別に分類した結果は、以下のとおりである。（資料6-2-4参照）

・ 信託銀行等	: 6
・ 投信・投資顧問会社等	: 86
・ 生命保険会社	: 14
・ 損害保険会社	: 5
・ 年金基金等	: 12
・ 議決権行使助言会社等	: 4
(合 計)	: 127

第3節 金融・資本市場活性化有識者会合

I 経緯等

「金融・資本市場活性化有識者会合」は、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「成長戦略の当面の実行方針」（平成25年10月1日日本経済再生本部決定）を踏まえ、日本の金融・資本市場を活性化し、国際競争力を強化するため、25年11月に、金融庁と財務省が共同して立ち上げたもの。

本会合では、民需主導の力強い経済の好循環の実現に向けて、日本経済の基盤をなす「ものづくり」を、金融面からも支えていくことが重要であり、そのためには、金融機能の強化を通じて、金融と実体経済が「車の両輪」として相互に付加価値を生むようにしていく必要があるとの認識のもと、金融業界、事業会社、学者などの各界の有識者により、大所高所からの自由闊達な意見交換が行われ、25年12月、2020年までに国際金融センターとして、アジア・ナンバーワンの地位を占めることを目指すとの目標を掲げた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられた。

また、26年入り後は、「提言」に盛り込まれた施策の実施状況をフォローアップするとともに、「提言」の深掘りや新たな論点について議論が行われ、26年6月、フォローアップの状況が公表されるとともに、新たな提言として「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」が取りまとめられた。

II 「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）（資料6-3-1参照）

「2020年までに国際金融センターとしての地位を確立する」との目標を掲げ、下記の4つの分野について、2020年の姿を想定した上で、直ちに着手・実行する施策、次のステップに取り組むべき施策という、短期（今後1年程度）と中期（その後、2020年まで）に課題と提言を整理している。

- ①家計資産や公的年金等の「眠っている」資金が成長マネーに向かう循環の確立
- ②アジアの潜在力の発揮、地域全体としての市場機能の向上、我が国との一体的な成長
- ③企業の競争力の強化、起業の促進
- ④人材支援、ビジネス環境等のいわゆる社会的な土台の変革

本提言では、少子高齢化やアジア諸国の急速な発展といった内外の経済社会構造の変化を踏まえ、金融制度に直接係る施策にとどまらず、ビジネス慣行や金融以外の制度を含め、金融・資本市場活性化に資する幅広い施策が盛り込まれており、本会合及び「提言」は、2020年に向け、金融・資本市場の活性化を図る上での「羅針盤」としての役割を果たすものとして位置付けられている。

III 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（平成26年6月12日公表）（資料6-3-2参照）

26年に入って以降、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策の

深掘りや新しい論点について議論を行い、金融・資本市場活性化のために重点的に取り組むべき事項として、以下の内容を柱とする新たな提言を取りまとめた。

- ①コーポレートガバナンス・コードの検討などを通じた本邦企業の競争力を強化
- ②投資信託や受託者の意識を改革することにより、豊富な家計資金が成長マネーに向かう循環の確立を更に後押し
- ③我が国の商取引・金融取引を革新するため、決済機能の高度化等によりグローバルベースでの資金・証券管理環境を実現
- ④金融経済教育の推進や、人材のグローバル化を通じ、人材の質を向上

第4節 金融に関する税制

I 平成26年度税制改正について

平成26年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大のためのNISAの利便性向上等の措置
- ・ 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する観点からの個人事業者に係る事業再生税制等の特例の創設

をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

本要望の結果、平成26年度税制改正大綱（25年12月24日閣議決定）において家計の資産形成の支援及び成長資金の供給拡大のための措置に係る改正を中心に様々な措置が認められた（資料6-4-1参照）。主要な措置は以下のとおり。

1. NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上

NISAについては、制度の普及・定着を図る観点から、以下の措置が認められた。

- ・ NISA口座を開設する金融機関について、一年単位での変更を認める（改正前は、同一勘定設定期間（①平成26年1月1日～29年12月31日、②30年1月1日～33年12月31日、③34年1月1日～35年12月31日）中は、一度開設した口座開設金融機関の変更は認められていなかった）。
- ・ 一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間中での再開設を認める。
- ・ その他、平成26年度与党税制改正大綱において、以下の記載が盛り込まれた。
「NISAについては、投資家のすそ野を広げ、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、措置の実績や効果の検証等を踏まえ、引き続き検討する。」

2. 金融所得課税の一体化

金融商品については、28年1月から、商品間の損益通算の範囲を、現行の株式等の配当・譲渡所得から公社債等の利子・譲渡所得等まで拡大することとされている。

デリバティブ取引については損益通算が認められていないが、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成26年度与党税制改正大綱においては、以下の記載が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

3. 事業再生の一層の促進と地域の面的再生に資する税制上の措置

中小企業や個人事業者の再生を支援する観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 事業を営む個人が、合理的な再生計画に基づき債務免除を受けた場合について、減価償却資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入する特例（個人版事

業再生税制)を創設。

- ・ 地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)が債権者間調整のみを行い、金融機関等によって債務免除が行われた場合についても、合理的な再生計画に従って行われる事業再生として、企業再生税制の適用を認める。
- ・ 合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生においても、みなし譲渡益を非課税とする。

4. 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

外国法人の課税原則について、わが国の税制をグローバルスタンダードに合わせ、対内投資の阻害要因を取り除く観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 外国法人に対する課税原則について、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った「帰属主義」に見直す。

5. 日本版スクーク(イスラム債)に係る非課税措置の延長

日本でスクーク(利子を取り扱うことの出来ないイスラムの投資家や発行体でも取り扱うことが出来る、イスラム法を遵守した金融商品)を発行し、イスラムの投資家や発行体を日本市場に呼び込む観点から、以下の措置が認められた。

- ・ 日本版スクークについて、信託からの資産の買戻しに係る登録免許税の非課税措置を2年間延長する。

II NISA(少額投資非課税制度)の普及・定着に向けた取組みについて

NISAは、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図るため、毎年100万円を上限とする上場株式、公募株式投資信託等の新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税とする制度であり、26年1月より導入された。

26年3月末時点では、口座開設数が650万超、投資総額が1兆円超となっている。金融庁としては、投資家のすそ野拡大に向けて、特に若年層や投資未経験者層へのNISAの普及・定着を図る観点から、引き続き、様々な取組みを進めていくこととしている。

25事務年度は、特に以下の取組みを行った。

・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正

金融機関において、NISAの制度趣旨を踏まえたサービスの提供が行われることを確保するため、顧客の金融リテラシー向上への取組みを含む顧客への説明態勢の整備、制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供等を内容とする、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の一部改正を25年8月に実施した。

・ 周知・広報活動の実施

制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨などについて政府広報オンラインや金融庁ウェブサイト公表するとともに、「NISAの日」シンポジウム（26年2月13日に東京、同年2月18日に名古屋、同年2月19日に大阪）の開催、リーフレットの作成、ツイッター（25年7月から制度開始までの半年間は毎週、導入後は随時配信）を通じた情報発信を行った。

また、広報の機会として、以下の対応を行った。

- 日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」への協力
- その他、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応

・ 利用状況の調査

今後、NISAの普及促進に向けた施策の検討に資するため、現状のNISAの利用状況等について継続的に把握し、投資家や金融機関が抱える課題を分析する必要がある。

このため、全金融機関を対象としたNISA口座の開設・利用状況等調査、及びFP、証券営業員等に対するNISA利用者の意識等に関するアンケート調査を実施し、その調査結果を金融庁ウェブサイトに公表した。（資料6-4-2参照）

第5節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

平成25年1月に新たに設置された「規制改革会議」（民間委員で構成される審議会）や、その下に設置された5つのWGにおいて議論が進められた。その結果、政府の対応方針が、「規制改革実施計画」（26年6月24日閣議決定）等の形で取りまとめられた。

25 事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
25年7月	▽「健康・医療WG」を設置（31日第1回開催）
8月	▽「雇用WG」を設置（29日第1回開催）
9月	▽「貿易・投資等WG」（4日第1回開催） ▽「創業・IT等WG」（6日第1回開催） ▽「農業WG」（10日第1回開催） ▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（28日）
11月	▽「規制改革会議公開ディスカッション」の開催（25日）
26年3月	▽「規制・制度改革に関する規定事項のフォローアップ調査」を公表（1日）
4月	▽「規制改革実施計画（25年6月14日閣議決定）のフォローアップの結果」の公表（13日）
6月	▽規制改革会議において「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」を内閣総理大臣に提出（13日） ・規制改革会議において、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討した結果を取りまとめ。 ▽「規制改革実施計画」を閣議決定（24日） ・「規制改革に関する答申」を踏まえ、政府として、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。

（注）この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年3月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

2. 「規制改革実施計画」（25年6月14日閣議決定）等を踏まえた金融庁の主な対応

① 「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制の見直し

総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（24年9月6日成立、同年9月12日公布）に係る関係政府令等や、「規制改革実施計画」に盛り込まれた新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関する規制の見直しを推進した。

②「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案のうち、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例を導入する「保険業法等の一部を改正する法律」を国会に提出し、26年5月23日に成立、同年5月30日に公布された。

また、親会社と実質支配力基準に基づく子会社で構成されるグループ会社（親子・兄弟会社等）間で行われる貸付等について、「貸金業法施行令」及び「貸金業法施行規則」を改正し、一定の要件の下、貸金業規制の適用除外とした（26年4月1日施行）。

3. 「規制改革実施計画（26年6月24日閣議決定）」における金融庁関連の施策

規制改革会議では、成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革が中心に検討され、その結果が「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」（26年6月13日）として総理に提出された。それを踏まえて、「健康・医療分野」「雇用」「創業・IT等」「農業」及び「貿易・投資等分野」の5つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管に関する主な施策としては、次の施策が盛り込まれている。

【創業・IT等分野】

- ・ 外部委託先の監督についての明確化
- ・ 銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し
- ・ 保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大
- ・ 保険契約の包括移転にかかわる手続の簡素化
- ・ アプリ（前払式バーチャルコイン付き）廃止時における日刊新聞への公告義務についての電子的な代替手段活用
- ・ 不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁
- ・ 保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行（グループ間限定）
- ・ 保険会社の行う従属業務に係る収入依存度規制の収入依存先の緩和
- ・ 外貨定期預金（1年物）の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し
- ・ 臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和
- ・ 連結決算状況表等提出期限の緩和
- ・ 公開買付規制における株券等所有割合の計算方法の見直し
- ・ 「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略
- ・ 条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和

【貿易・投資等分野】

- ・ 異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体へ

の解禁

- ・保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

「日本再興戦略」（25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた、我が国の産業競争力の強化に関連する施策の実施を推進するため、産業競争力強化法が国会に提出され、25年12月4日に成立し、同年12月11日に公布された（26年1月21日施行）。

同法では、「日本再興戦略」の実行体制の確立、規制改革推進のための制度の構築、産業の新陳代謝の促進を図るための制度創設等が盛り込まれている。

その中で、規制改革推進のための制度として、新たに、「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」が創設された。「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度であり、「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度である。

いずれの制度においても、新しく事業活動を実施しようとする事業者は、当該事業を所管する省庁に要望・照会を行い、これを受け付けた省庁は、規制所管省庁とともに調整・検討を行った上で、原則1月以内に回答を行わなければならないとされている。

2. 本制度の実績

金融庁では、25事務年度において、グレーゾーン解消制度を利用して、他省庁を事業所管省庁とする照会が1件あり、当該事業所管省庁に対して1件の回答を行っている。なお、企業実証特例制度に基づく要望、及び金融庁を事業所管省庁とするグレーゾーン解消制度に基づく照会は、0件となっている。

III 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第1項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定。最終変更：26年4月25日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣官房地域活性化統合事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料6-5-1参照）

2. 地域再生計画の認定

25 事務年度において、内閣府地域活性化推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 26 回＜25 年 9 月 13 日～9 月 27 日＞、第 27 回＜26 年 1 月 10 日～1 月 24 日＞、第 28 回＜26 年 4 月 23 日～5 月 9 日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第6節 中小企業等の経営改善・体質強化の支援

I 背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年 12 月成立・施行。以下「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25 年 3 月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すととともに、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等、を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

II 主な取組み

1. 監督方針等に基づく監督等

25 年 9 月に公表した監督方針において、25 事務年度を、金融機関として中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な 1 年と位置付け、中小企業の真の意味での経営改善が図られるよう、金融機関に対し、他の金融機関や地域経済活性化支援機構を含む外部機関、外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組むよう促してきた。

また、ヒアリング等を通じて、金融機関による中小企業に対する経営改善や事業再生支援等に関する先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを継続的に収集し、参考事例集として公表（25 年 10 月 25 日、26 年 4 月 25 日）するとともに、金融機関、中小企業団体、経営支援の担い手に対し、広く還元した。

2. 認定支援機関による経営支援

24 年 8 月末に施行された中小企業経営力強化支援法（中小企業庁と共管）に基づき、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業に対し、経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

なお、26 年 6 月 30 日現在、21,893 件の認定支援機関を認定している（うち金融機関 482 件）。

3. 中小企業等の経営支援に係る専門人材の活用

中小企業等の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みの検討に向けて、有識者、実務家や民間派遣会社等にヒアリングを行うなど実態把握に努めるとともに、金融機関による中小企業等に対する経営支援の促進の観点から、専門

人材の活用事例（ものづくり支援、創業支援、海外展開支援、販路拡大支援、全般的な経営支援）を取りまとめた事例集を26年4月25日に公表し、広く還元した。

4. 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第3部第9章第8節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第7節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた（資料6-7-1~5参照）。同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始された。同年10月26日、24年1月25日、同年12月19日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料6-7-6~8参照）

金融庁においては、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

また、25年12月10日、金融庁より金融機関に対し、債務者の状況を一層きめ細かく把握し、ガイドライン利用のメリット等を丁寧に説明すること、被災者の状況に応じて、ガイドラインの利用を、金融機関の側から積極的に勧めること等を要請している（24年7月24日にも同様の要請を実施）。（資料6-7-9~10参照）

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（26年6月27日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,177件
- ・ 債務整理に向けて準備中：365件
- ・ 成立件数：1,005件

2. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促している。

25年12月10日には、被災者支援の一層の促進を図るため、金融庁は金融機関に対し、(i)被災者のおかれている状況をきめ細かく把握し、被災者のニーズに的確に対応すること、(ii)被災事業者に機構等の役割・機能等について丁寧に説明するとともに機構等の積極的な活用を検討すること、(iii)機構等を活用して被災事業者を

支援するにあたっては、金融機関が機構等と十分な連携を図りつつ、当事者意識を持って長期にわたる事業再生計画の遂行についてモニタリング・支援を行うことなどについて、改めて要請している。

(参考)

(26年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	95先	110先	36先	18先	12先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	24年2月22日
支援決定	449先

3. 「資本性借入金」の活用を含む資金需要への対応について

(1) 改定の趣旨・経緯

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められている。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」活用を整備することにより、資本不足に直面している企業の経営改善に資するよう、23年11月22日、「資本性借入金」に関する金融検査マニュアルの運用の明確化（「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の改定）を行った。

(2) 改定の概要等

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」（「資本性借入金」）について、「資本」とみなすことができる「条件」を、次のとおり明確化した。

- ①従来の「FAQ」では、特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「資本性借入金」とみなすことができる旨が記載されていたが、「資本性借入金」とみなすことができる「条件」を直接明記することとした。
- ②具体的には、
 - ・ 「償還条件」については、これまでは、「15年」の制度のみが例示されていたが、これを「5年超」と明記した。
 - ・ 「金利設定」については、これまでは、「業績悪化時の最高金利が0.4%」の制度のみが例示されていたが、「『事務コスト相当の金利』の設定も可能」と明記した。
 - ・ 「劣後性」については、これまでは、「無担保」の制度のみが例示されて

いたが、一定の要件を満たせば、「必ずしも『担保の解除』は要しない」ことを明記した。

また、金融機関等を対象とした説明会で行われた質問事項を踏まえて、「FAQ」を更新（24年2月17日）する等、必要な環境整備は引き続き進めている。

II 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、25年3月期（12金融機関）については、同年8月2日に、同年9月期（12金融機関）については、26年1月31日に報告内容を公表した。

III その他

○ 金融上の措置の周知等

25年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料6-7-11参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、以下のとおり、内閣府大臣政務官（金融担当）が被災地を訪問し、地元金融機関等との意見交換等を行った。

（1）福岡大臣政務官による宮城県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施するとともに、被災企業を視察した（25年12月17日）。

（2）福岡大臣政務官による岩手県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施するとともに、被災企業を視察した（26年1月28日）。

第8節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、平成22年3月30日、22年度から26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。

「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、それぞれについて今後5年間に講ずべき具体的な施策が掲げられている。

II 「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価

1. 工程の明確化

「消費者基本計画」においては、「消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化」することとされており、22年9月、「消費者基本計画」の各施策について、工程表が作成された。

2. 検証・評価

「消費者基本計画」においては、同計画を実効性のあるものとするために、盛り込まれた具体的な施策の取組状況について、毎年度、十分な検証・評価を行うこととされている。このため、「消費者基本計画」の各施策につき、消費者委員会、消費者団体等から寄せられた意見も踏まえて検証・評価が行われ、その結果は、26年6月、「平成25年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。

また、「消費者基本計画」においては、検証・評価により必要となる「消費者基本計画」の見直しについて、閣議決定を行い公表することとされている。このため、上記の検証・評価の結果を踏まえた見直しが行われ、26年6月27日、「消費者基本計画」の改訂版が閣議決定された。

III 「消費者基本計画」における金融庁関連の施策

「消費者基本計画」の改訂版には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料6－8－1参照）

【重点施策】

（1）消費者教育の推進

- ① 消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定
- ② 地方公共団体における推進計画策定及び消費者教育推進地域協議会設置の取組みを推進・支援

(2) 詐欺的な投資勧誘等の被害の未然防止・拡大防止等

- ① 金融商品取引法等の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行
- ② 犯罪収益移転防止法等の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯罪ツール対策の強化
- ③ 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築

【具体的施策】

(1) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- ① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施
- ② 金融商品取引業者等について、投資家保護上必要な行政対応の実施
- ③ 未公開株取引等を利用した詐欺的商法に関する取締りの強化
- ④ CO₂排出権取引への投資に係る諸問題についての検討
- ⑤ 適格機関投資家等特例業務及び投資型クラウドファンディングについて投資家保護のための適切な措置
- ⑥ 無登録業者等による未公開株の販売等に関する裁判所への差止命令の申立て
- ⑦ 消費者信用分野における諸問題についての検討
- ⑧ 不正利用口座に関する金融機関等への情報提供の状況の公表、「預保納付金の具体的使途について」に基づく適切な対応
- ⑨ 偽造キャッシュカードによる被害防止に向けた注意喚起の実施、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
- ⑩ 振り込め詐欺被害の未然防止、拡大防止、被害回復に向けた金融機関の取組みの促進

(2) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

- ① 学校における消費者教育に対する支援
- ② 社会教育施設等地域における消費者教育の推進

(3) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

- ① 審議会の性格等に応じた生活者・消費者を代表する委員の選任
- ② 消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備

(4) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

- ① 「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施（再掲）
- ② 金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施
- ③ 金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の検討・拡充

第9節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日、金融庁）に「金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上」が、消費者基本計画（22年3月30日、閣議決定）に「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が、金融経済教育研究会報告書（25年4月30日、金融庁）に「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」、「金融経済教育推進に係る諸課題」が、金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日、金融庁・財務省）に、「家計がライフサイクル等に応じた資産形成を行える環境の整備として、金融経済教育推進の取組み」が、更に、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（26年6月12日、金融庁・財務省）に、「大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ」、「有能な実務家教員の活用と、トップクラスの教員を集積する大学（院）の選別」が盛り込まれているとおり、政府全体としてその重要性が認識されているところである。

今後、当該報告書及び提言等を踏まえ、銀行、証券、保険、資産運用など、業界横断的に、金融経済教育の推進に取り組んでいく必要がある。（資料6-9-1参照）

II 金融経済教育の推進

1. 金融経済教育の取組み

金融経済教育を推進するため、25年6月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、これまで3回開催された。概要は以下の通り。

第1回推進会議（25年6月7日開催）において、「平成25年度の金融経済教育推進にかかる取組方針」が示され、金融経済教育研究会報告書において提示された諸課題について、役割分担と実施スケジュールが確認された。第2回推進会議（同年12月16日開催）において、当該取組方針について、各実施主体から取組み状況の中間報告が行われた。第3回推進会議（26年6月3日開催）において、当該取組方針について、「金融リテラシー・マップ」（後述）の策定・公表などの最終報告が行われたほか、関係団体の連携のあり方、中立性・公正性の基準、今後の課題などについて議論が行われた。

2. 金融リテラシー・マップの公表

金融経済教育研究会報告書において公表された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」が、金融経済教育推進会議において策定・公表された（26年6月

18 日)。金融リテラシー・マップは、金融リテラシーのスタンダードであり、身に付けるべき内容が明確になることで、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能となる。(資料6-9-2参照)

3. 大学における金融経済教育

大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要性があるため、教養課程などにおいて、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業の実施を検討してもらうよう、大学に対して働きかけを行った。

26年4月より、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、オムニバス形式のモデル授業を2大学において実施している(慶應義塾大学法科大学院「金融論」、東京家政学院大学「生活設計論」)。(資料6-9-3参照)

4. 事前相談業務の開始

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26年5月23日より、金融庁金融サービス利用者相談室において、事前相談(予防的なガイド)を開始した。

5. 消費者教育との連携

消費者教育を総合的・一体的に推進することを目指して、24年12月、消費者教育の推進に関する法律が施行され、同法第9条に基づき、「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」が定められた(25年6月28日閣議決定)。「基本方針」には、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要と明記されており、「基本方針」に基づき、都道府県及び市町村が策定する消費者教育推進計画に金融経済教育を位置付けるよう働きかけを行った。

III 金融経済教育の具体的な取組み状況

1. ガイドブック等の作成・配布

金融経済教育研究会報告書において提示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布した。

また、金融の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布し、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。(資料6-9-4参照)

2. シンポジウム等の開催

地域住民を対象に、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を身に付けることをテーマとしたシンポジウムを関係団体と連携して那覇市、大阪市、仙台市、広島市、名古屋市の計5箇所で開催した。また、家計管理と生活設計について考える相談会を関係団体と連携して東京都で開催した。（資料6-9-5参照）

3. 金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。

4. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（2013年度 16件）。（資料6-9-6参照）

5. 後援・共催名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援・共催」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（25事務年度 後援23件、共催1件）。（資料6-9-7参照）

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

③ 買取り期限の延長（24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、29年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、25事務年度（25年7月～26年6月末）において、機構は、651億円（買取り再開後の累計9,842億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 オンサイトとオフサイトが一体となった新しい金融モニタリング

I 金融検査・監督（モニタリング）の意義

金融庁は、銀行法等に基づき、金融機関の業務の健全性及び適切性の確保を目的として、検査・監督権限を行使している。

これまでの検査・監督を通じて、金融機関の財務の健全性や法令遵守態勢等については、総じて整備されてきた。

一方で、現下の金融行政では、内外の経済・金融情勢の急速な変化に的確に対応し、デフレ脱却に向けた取組みを金融面からサポートしていくことが重要な課題となっている。

平成25事務年度においては、こうした課題に的確に対応するため、検査のあり方を中心にモニタリング態勢を見直し、オンサイトとオフサイトを効果的・効率的に組み合わせたモニタリングを行うこととした。

これにより、金融システムへの潜在的な脅威を早期に発見・対応するとともに、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促し、デフレからの脱却及び企業・経済の持続的成長への好循環を実現することが期待されている。

II 金融モニタリング基本方針の策定（資料8-1-1参照）

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

25事務年度においては、上述の金融行政上の課題等を踏まえ、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととし、従来の「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「平成25事務年度金融モニタリング基本方針」として取りまとめ、25年9月公表した。

III 検査・監督（モニタリング）の手法及び組織体制の見直し

25事務年度においては、特に、以下のような手法及び組織体制の見直しを行った。

1. 検査手法等の見直し

従来の検査は、一定の期間（例えば2～3年）ごとに、個別の金融機関に立ち入り、法令や金融検査マニュアルで規定した最低限の基準（ミニマム・スタンダード）を満たしているかを主に検証するというものであった。金融モニタリング基本方針では、検査と検査との間での経済金融情勢の変化や金融機関に共通する課題に対し適切に対応することや、金融機関自らがより優れた業務運営（ベスト・プラクティ

ス) を目指す動きにつながることを念頭に置いた、以下の新たな金融検査（金融モニタリング）の基本的方向性を明らかにし、モニタリング手法の見直し等に取り組んだ。

- ①金融機関・金融市場で何が起きているかを、迅速に実態把握し、潜在的なリスクを早期に特定し、前広（フォワードルッキング）に対応
- ②重要なテーマについて業態横断的な実態の把握・分析、課題の抽出、改善策の検討（水平的レビュー）
- ③ミニマム・スタンダードの遵守だけではなく、ベスト・プラクティスに近づく観点からのモニタリングの実施

2. 組織体制の見直し

上記の対応を可能とするため、検査局内のモニタリング体制を業態別・リスクカテゴリー別のチームに再編することとし、業態別チームにおいては、検査班毎に担当の金融機関を明確化し、立入検査時に限られないモニタリングを可能とする体制とした。

第2節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプルーデンス

平成 25 事務年度金融モニタリング基本方針に基づき、金融システムモニタリング（マクロプルーデンス）の一環として、金融機関からの徴求データや外部統計を用い、金融機関の融資動向や投資動向などについて、定期的に集計・分析を行い、当該分析の成果について、関係部署に対する情報還元を行った。

なお、当該分析の成果の一部は、金融モニタリングレポートの作成においても活用している。

（注） 26 年 7 月に同レポートを公表した。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的なモニタリング

経営管理、反社会的勢力やマネー・ローンダリングへの対応、金融機関による投資信託の窓口販売等の手数料ビジネス、ITガバナンスなど、業態横断的な検証が必要なテーマについては、各金融機関の取組み状況等について、統一的な目線で実態把握を行った。

上記テーマの検証を行うため、外部専門家の活用を行うとともに、外資系金融機関などからもヒアリングを行い、ベストプラクティスについての知見の蓄積に努めた。

第3節 早期是正措置・早期警戒制度について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料8-3-1参照）

平成10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながる

と、
などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、同年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年8月の省令等の改正で、国際基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル3）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier1比率」及び「Tier1比率」を追加した（同年3月31日施行）。

	自己資本比率		措 置 の 内 容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満 3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満 4%以上	4%未満 2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満 1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満 1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満 2%以上	2%未満 1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満 0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満 0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満 0%以上	1%未満 0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 : 0%未満 【Tier1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年3月31日より段階的に適

用し、27年3月31日より完全実施。

4. 発動実績

25事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件

(注)労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

II 早期警戒制度について

1. 趣旨（資料8-3-2参照）

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」とされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めるとして、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14年12月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15年3月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年6月末から新たに「信

用リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼル2の第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19年4月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料8-3-3参照）

第4節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料8-4-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料8-4-2参照）

25事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	5件【1件】
② 協同組織金融機関	:	1件【0件】
③ 金融商品取引業者等	:	43件【19件】
④ 保険会社等	:	0件【0件】
⑤ 貸金業者	:	0件【0件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式支払手段発行者	:	0件【0件】
⑧ 資金移動業者	:	0件【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第5節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。同年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、同年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定

した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、25年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24年1月に公表した。また、25年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第6節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営態勢、紛争解決等業務の適切性及び紛争解決等業務の検証・評価等を評価項目とした監督を行うことで、利用者の信頼性向上や各機関の特性を踏まえた運用の整合性確保を図っている。

26年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(26年6月30日現在)

指定日	機関名	業務の種別
22. 9. 15	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
22. 9. 15	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
22. 9. 15	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
22. 9. 15	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
22. 9. 15	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
22. 9. 15	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
22. 9. 15	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
23. 2. 15	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針等

1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年8月2日）

25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。

(2) 国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正（25年11月22日）

26年3月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25年3月8日公布）を受け、自己資本の適切性・正確性等を企図して改正を行ったもの（26年3月31日より適用）。

(3) 「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26年1月31日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年2月1日より適用）。

(4) 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の改正に係る改正（26年2月18日）

26年3月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25年3月8日公布）を受け、自己資本比率に関する開示に係る改正を行ったもの（26年3月31日より適用）。

(5) 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しに係る改正（26年3月31日）

25年6月に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「25年改正金商法」という。）により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

(6) 銀行の監査役等に対するフィット&プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正

(26年3月31日)

25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット&プロパー（適格性要件）等が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

(7) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正（26年3月31日）

25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行が海外M&Aを実施する場合には、一定期間に限り、子会社対象業務以外の業務を含む子会社を保有できるとされたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

(8) バーゼル委「リスクデータ集計諸原則」に係る改正（26年6月2日）

25年11月にバーゼル委が公表した「リスクデータ集計諸原則（以下「諸原則」という。）」について、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）は、28年初までの遵守が求められているところ、リスクデータの集計に必要なインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に諸原則の内容に留意して監督する旨を規定する等の改正を行ったもの（26年6月2日より適用）。

(9) G-SIBs選定指標の開示に係る改正（26年6月2日）

国際統一基準持株会社等のうち、レバレッジ比率の分母が二千億ユーロを超える場合等は、バーゼル委公表のインストラクションに従い、G-SIBs選定のための指標を適切に開示することを求める等の改正を行ったもの（26年6月2日より適用）。

(10) 反社会的勢力への対応に係る改正（26年6月4日）

25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

(11) 上場銀行における社外取締役設置に係る改正（26年6月4日）

上場銀行等については、少なくとも1名以上の独立社外取締役の確保、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に選定された銀行持株会社については、例えば、委員会設置会社化、あるいは、主要な子銀行が非上場でも独立社外取締役の確保を促す改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

(注) 上記のうち、(1)～(3)、(5)及び(10)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

2. 25事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料9-1-1参照）

25事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ

深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。また、金融モニタリング基本方針に基づき、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めた。

(1) 金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。特に、主要行等においては、自らが果たすべき役割を十分に認識するとともに、急激な社会・経済の変化や国際規制の変更等にも対応するため、経営陣が責任ある経営判断を迅速に行う重要性が増しているとの認識の下、監督当局においても必要に応じて経営陣と議論を行い、①各主要行等が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うよう求めること、②自行のビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているか確認・更なる検討を促すこと、を掲げた。さらに、金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことを踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつ質の高い監督行政を目指していく旨明記した。

(2) 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ新規融資を含む積極的な資金供給を行うことにより、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが求められている。

東日本大震災に対する金融面からの対応に関しては、24事務年度に引き続き、①債務者の実情に応じて、貸付条件の変更等の相談や申込みに適切に対応しているか等を確認するとともに、②いわゆる二重債務問題への対応として、債務者からの相談・申出に、迅速かつ的確に対応しているかを確認した。また、復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に対応しているかについても確認した。

25事務年度を、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年と位置付け、中小企業円滑化法の終了後も、引き続き、中小企業にきめ細やかに対応し円滑な資金供給や貸付けの条件の変更等に努めることにとどまらず、借手企業に対して必要に応じ、外部専門家や外部機関、他の金融機関等と連携を図りながら積極的にコンサルティング機能を発揮するよう促した。また、財務面のアドバイスだけでなく、借手企業の経営課題について適切なアドバイスや仲介を行うほか、真に実効性のある経営再建計画の策定を支援しているか、株式会社地域活性化支援機構法の趣旨も踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資する適切かつ積極的な取組みが行われているか等の検証を行った。

そのほか、住宅ローンや消費者向け貸付け等、個人向けローンに対する取組みについても、ニーズを踏まえ、適切な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

また、引き続き、主要行等における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、重点的に検証するよう努めるとともに、企業の海外進出支援、エクイティの供給等を通じた創業・新事業の立上げ支援、プロジェクトファイナンスを通じたインフラ整備に対する支援、NISAや教育資金預金・信託等の新たな顧客ニーズに対応したリテール商品の提供など、主要行等に期待されている、他の業態にはない高度な金融商品・サービスの提供を行っているか、その際グループ全体でのシナジー効果が十分発揮されているか等について確認を行った。

(3) リスク管理と金融システムの安定

主要行等が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で主要行等が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要である。このことを踏まえ、引き続きマクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。また、国内外で大規模で複雑な業務を行っている金融グループについては、その経営状況の悪化等が金融システムに与える影響が大きいこと等から、マクロ・プルーデンスの観点を踏まえつつ、日銀や海外当局等と密接に連携しながら、深度ある監督を行った。特に、①グループガバナンスの強化、②バーゼル3等に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理といった項目に重点を置き監督を行った。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令を遵守するだけでは不十分で、法令の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や世間の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③指標金利の信頼性・透明性の維持・向上、④身体障がい者等に配慮した態勢の整備等、⑤リスク性商品の販売態勢等の充実、⑥相談・苦情処理態勢の充実、⑦金融機能の不正利用の防止について、重点的に検証した。

Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめの提言等に係る改正（25年8月2日）

25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。

(2) 国内基準に係る自己資本比率告示の改正に係る改正（25年11月22日）

26年3月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25年3月8日公布）を受け、自己資本の適切性・正確性等を企図して改正を行ったもの（26年3月31日より適用）。

(3) 「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26年1月31日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年2月1日より適用）。

(4) 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示の改正に係る改正（26年2月18日）

26年3月期から段階的に適用されている新たな自己資本比率規制（新国内基準）の整備（25年3月8日公布）を受け、自己資本比率に関する開示に係る改正を行ったもの（26年3月31日より適用）。

(5) 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しに係る改正（26年3月31日）

25年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにするための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

(6) 銀行の監査役等に対するフィット&プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正（26年3月31日）

25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット&プロパー（適格性要件）が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

- (7) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の緩和に係る改正 (26年3月31日)
25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行が海外M&Aを実施する場合には、一定期間に限り、子会社対象業務以外の業務を含む子会社を保有できることとされたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの (26年4月1日より適用)。
- (8) 反社会的勢力への対応に係る改正 (26年6月4日)
25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの (26年6月4日より適用)。
- (9) 上場銀行における社外取締役設置に係る改正 (26年6月4日)
上場銀行等については、少なくとも1名以上の独立社外取締役の確保、グローバルなシステム上重要な金融機関 (G-S I F I s) に選定された銀行持株会社については、例えば、委員会設置会社化、あるいは、主要な子銀行が非上場でも独立社外取締役の確保を促す改正を行ったもの (26年6月4日より適用)。
2. 25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応 (資料9-1-2参照)
25事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と地域における金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、地域金融機関との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。また、金融モニタリング基本方針に基づき、オンサイト、オフサイト一体となったモニタリングを行っていくことにより、金融機関の実態や課題の把握に努めた。
- (1) 金融監督の基本的考え方
ベター・レギュレーションの一層の深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。特に、25事務年度は、必要に応じて経営陣と議論を行い、①地域金融機関が経営陣による適切なリーダーシップの下、ガバナンスやリスク管理態勢等の整備を行うよう求めること、②自行のビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い、資本政策も含めた短期及び中長期の経営戦略を描くことができているか確認・更なる検討を促すこと、を掲げた。さらに、金融行政においては、規制だけで対応しようとする規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことを踏まえ、金融機関の自己規律の向上と監督当局の監督能力の向上を前提に、中長期的に規制コストを低減させつつ質の高い監督行政を目指していく旨明記した。
- (2) 中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮
日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客

企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ新規融資を含む積極的な資金供給を行うことにより、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが求められている。

このため、25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」等も踏まえながら、地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組みを促していくことが重要であるとの認識の下、25事務年度においては、地域金融機関における金融仲介機能の発揮に向けて、以下のような取組みを行った。

ア. 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応

(ア) 被災地域の本格的な復興に向けて、被災地域の金融機関が、個々の被災者が置かれた状況をきめ細かく把握した上で、公的な各種支援策の活用も含め、当該被災者にとって最適なソリューション（解決策）の提案・実行等の支援を行っているか、また、被災地域の面的な復興・再生に向けた地元自治体等による取組みに積極的に参画しているかについて、重点的に確認した。さらに、復興需要が本格化する中で、復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応えているかについても確認した。

(イ) いわゆる二重債務問題への対応として、被災事業者に対し、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともにこれらの機関の積極的な活用を検討しているかについて確認した。その際、信用保証協会の保証付き融資に関しても、被災者支援の観点から、これらの機関への持込みを前向きに検討しているかについて確認した。

また、被災者の状況を一層きめ細かく把握し、当該被災者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明するとともに、当該被災者の状況に応じてガイドラインの利用を積極的に勧めているかについて確認した。

(ウ) 震災特例に基づく資本参加を実施している金融機関が、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に継続的に貢献していくよう、これらの金融機関の「経営強化計画」の履行状況を適切にフォローアップした。

イ. 成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進

地域金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況について、13項目の着眼点に基づき、重点的に検証することにより、地域金融機関による新規融資の積極的な取組みを促した。

ウ. 地域密着型金融の深化

これまでも地域金融機関において地域密着型金融の取組みが行われてきたところであるが、地域の利用者、地域の経済・社会への貢献につなげていくもの、また、金融機関自身にとっても財務の健全性等の向上を図っていくものとして、地域密着型金融を捉え、将来に向けて自らのビジネスモデルを構築するという視点に立ち、組織全体としての取組みを継続強化させていくことが重要であるとの観点から、各地域金融機関による地域密着型金融の取組み状況について、トップヒアリングをはじめとする各種ヒアリングの機会等を通じて確認した。

また、地域金融機関の深度ある取組みに対する動機付けや環境整備を図るため、以下の取組みを行った。

- a. 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムにご参加いただいたほか、基調講演として我が国金融機関による中小企業のトップライン支援等に関する調査報告を実施するなど、シンポジウムの充実を図った（26年2～3月）。
- b. 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて、中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（26年2～4月）。

エ. 中小企業に対する経営改善支援等

25事務年度を、金融機関として、中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年と位置付け、中小企業金融円滑化法の期限到来に当たり講ぜられた総合的な対策が官民あげて強力に推進されている状況に鑑み、各金融機関に対して、他の金融機関や外部専門家等と連携・協力しつつ、コンサルティング機能を発揮して、経営改善計画の策定支援をはじめとする経営改善・事業再生の支援に、これまで以上に積極的に取り組むよう促した。

(3) リスク管理と地域における金融システムの安定

地域金融機関が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の財務の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で地域金融機関が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要である。このことを踏まえ、引き続きマクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②

リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化について特に留意し、各行の自主的な取り組みを促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められる金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③身体障がい者等に配慮した態勢の整備等、④リスク性商品の販売態勢等の充実、⑤相談・苦情処理態勢の充実、⑥金融機能の不正利用の防止について、重点的に検証した。

第2節 預金取扱金融機関の概況

I 主要行等の平成25年度決算概況（資料9-2-1、2参照）

主要行等の25年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、債券等関係損益が大幅に減少したことなどにより、前期に比べ3,600億円減少の29,104億円となった。
2. 当期純利益は、実質業務純益が減少したものの、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ1,067億円増加の23,219億円となった。
3. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ1.1兆円減少の4.0兆円、不良債権比率は前期に比べ0.45%ポイント低下の1.33%となった。
4. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.52%ポイント低下の16.93%、Tier1比率は前期に比べ0.03%ポイント低下の13.12%となったものの、普通株式等Tier1比率は前期に比べ0.43%ポイント上昇の11.42%となった。
国内基準行は25年度決算より新国内基準の適用を開始しており、自己資本比率は13.96%となった。

(注) 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル2適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

II 地域銀行の平成25年度決算概況（資料9-2-3参照）

地域銀行の25年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、貸出金利息及び債券等関係損益の減少等により、前期に比べ763億円減少の16,636億円となった。
2. 当期純利益は、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ2,552億円増加の10,709億円となった。
3. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.6兆円減少の6.2兆円、不良債権比率は前期に比べ0.35%ポイント低下の2.72%となった。
4. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.02%ポイント低下の14.28%となったものの、Tier1比率は前期に比べ0.62%ポイント上昇の12.63%、普通株式等Tier1比率は前期に比べ0.61%ポイント上昇の12.59%となった。
国内基準行は25年度決算より新国内基準の適用を開始しており、自己資本比率は11.04%となった。

(注) 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3を段階的に適用。26年3月期にお

いては、経過措置の対象となっているバーゼル2 適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

Ⅲ 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

25 年 7 月以降に行われた、主要行等における再編等は、以下のとおりである。

みずほ銀行株式会社

(内容) 25 年 7 月 1 日、みずほコーポレート銀行(存続会社)とみずほ銀行(消滅会社)が合併し、「みずほ銀行」に商号変更。

2. 地域銀行の再編等(資料 9-2-4 参照)

25 年 7 月以降に行われた、地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

株式会社紀陽銀行、株式会社紀陽ホールディングス

(内容) 25 年 10 月 1 日に合併

新銀行名：紀陽銀行

3. 外国銀行の参入

25 年 7 月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない(26 年 6 月末現在、免許を付与され、営業を行っている外国銀行は 55 行)。

4. 外国銀行の退出

25 年 7 月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日
ロイズ・バンク・ピーエルシー(英) 東京支店	25 年 8 月 21 日	25 年 9 月 30 日
ラボバンクネーデルラント(蘭) 東京支店	26 年 2 月 24 日	26 年 3 月 28 日

Ⅳ 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料 9-2-5~7 参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸

出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9-2-8~15参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：%、兆円）

	14年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	25年 9月期	26年 3月期
不良債権比率	8.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9
総与信	512.1	481.6	498.7	478.3	475.0	486.6	508.9	514.6	530.2
金融再生法 開示債権	43.2	11.4	12.0	11.7	11.5	11.8	11.9	11.0	10.2
破産更生 債権	7.4	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.7	1.5
危険債権	19.3	5.7	6.4	6.7	6.6	7.2	7.3	6.7	6.4
要管理 債権	16.5	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.6	2.4
正常債権	468.9	470.2	486.8	466.6	463.5	474.8	497.0	503.6	520.0

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	25年 9月期	26年 3月期
11.2	11.6	11.4	11.3	11.5	11.7	10.7	10.0

3. 不良債権問題への取組み（資料9-2-16、17参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注1）さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注2）なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対応のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリング（資料9-3-1参照）

I 3メガバンクグループに対する金融モニタリング

3メガバンクグループについては、本邦金融システムにおいて中核的な役割を担っており、メインバンクとして本邦主要企業に金融サービスを提供するとともに、海外業務を拡大するなど、国際市場においてG-SIFIsと競合している。このため、3メガバンクグループはグローバルな金融機関と比べても遜色ない質の高い金融サービスの提供や、世界基準でのより優れた業務運営（グローバル・ベスト・プラクティス）及びリスク管理態勢を確立し、積極的な金融仲介機能の発揮と健全性の維持との両立を図ることが求められている。

こうした認識のもと、3メガバンクグループに対しては、平成25事務年度より試行として、これまでミニマム・スタンダードを満たしているかを中心とした検査を見直し、各グループに共通する重要課題を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが統一目線で実態把握する水平的レビューを実施した。

なお、25事務年度は、主に、以下の検証項目について水平的レビューを実施した。

- ① 経営管理（ガバナンス）
- ② 融資業務
- ③ 外貨流動性リスク管理
- ④ 信託業務
- ⑤ 反社会的勢力、マネー・ローンダリング（資金洗浄）への対応
- ⑥ 投資信託販売業務態勢
- ⑦ ITガバナンス

II 地域銀行に対する金融モニタリング

地域銀行のモニタリングについては、全ての金融機関に等しく求められるミニマム・スタンダードを満たしているかといった点の検証だけではなく、金融機関の規模・特性を踏まえつつ、業態に共通するテーマについて、実態の把握と分析、改善策の検討を行うことが必要である。その中で、優れた取組みが認められた場合には、その事例を銀行と共有し、各銀行の自主的な業務改善を促していくことは、業界全体のレベルアップにつながるものと期待される。

また、地域銀行の活動は、地域の経済や産業との関わりが強いことから、銀行の経営の健全性が将来にわたり保たれ、地域の企業や経済の活性化に持続的に貢献できるかとの観点からの検証も重要である。

企業への貢献の観点からは、融資についても、借手企業の財務データや担保・保証

に過度に依存した融資判断ではなく、借手企業等の事業の内容と将来性を的確に把握して判断を行っているかとの検証も有効である。

以上の問題意識を踏まえ、25 事務年度は、主に、以下のモニタリングを実施した。

- ① 同一地域で活動する複数の地域銀行を対象とした立入検査等を通じ、今後、人口減少や高齢化が更に進む中で、地域経済の活性化と両立する地域銀行のビジネスモデルの在り方についての議論。
- ② 商業銀行の融資の基本となる借手企業の事業性評価に関する検証。
- ③ 比較的規模の小さい銀行に対する立入検査等においては、与信集中の状況、有価証券運用の在り方等、金融機関の中長期的な健全性の確保の観点からの検証。

Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点については、個別の検査計画を策定し、立入検査を実施してきた。

しかしながら、①外国銀行在日拠点の規模やビジネスモデルは様々であり、したがってリスクも多様である、②また、経営方針や業務内容が、本部・本店やアジア地域本部の決定の影響を受け、急に変更される場合がある、③さらには、監督対象の拠点数が多いため（全 59 拠点）、当局の限られた人的資源の下、規模の小さな在日拠点の中には、その活動の実態把握がより一層必要な拠点も存在する、といった状況が認められた。

このような問題意識に立ち、25 事務年度においては、多様かつ変化のスピードの速い外国銀行の全体的な状況を的確かつタイムリーに把握するため、従来以上にオフサイト・モニタリングでの情報収集・分析を強化した。また、オフサイト・モニタリングで把握されたリスクの高い分野に重点を置いて（リスク・ベース）、立入検査（オンサイト・モニタリング）を行うなど継続的なモニタリングを導入・実施した。

具体的には、25 年 9 月に公表した金融モニタリング基本方針に基づき、①アンケートの配布・回収等によって外国銀行の基礎的な経営情報や健全性データを収集・分析し、②これらの分析を基に簡易なオンサイト・モニタリングを行うことにより、外国銀行がどのようなリスクを抱えているのかについて、リスク分析、リスクの特定と評価（リスク・アセスメント）を実施した。

また、監督カレッジや個別の面談等の機会を通じ、これまで以上に、母国当局やアジア地域本部を監督する金融当局との連携を強化するとともに、外国銀行本部・本店やアジア地域本部の経営陣等とのコミュニケーションの深化を図った。

Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）

局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。平成26年3月末現在の信用金庫の数は、267金庫である（25年3月末現在の数は270金庫）。

25事務年度は、99金庫に対して検査を実施している。

2. 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。26年3月末現在の信用組合の数は、155組合である（25年3月末現在の数は157組合）。

25事務年度は、46組合に対して検査を実施している。

3. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。26年3月末現在の労働金庫の数は、13金庫である（25年3月末現在の数は13金庫）。

25事務年度は、労働金庫連合会、5金庫に対して検査を実施している。

別図9-3-2 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣 (8金庫)	主務大臣 都道府県知事 (5金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、26年3月末現在。

4. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

26年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が35連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である（25年3月末現在の数は、それぞれ、35連合会、29連合会）。

25事務年度は、14連合会等（内訳は、信用農業協同組合連合会6連合会、信用漁業協同組合連合会8連合会）に対して検査を実施している。

5. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

25事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、22組合に対して検査を実施している。

別図 9-3-3 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (35連合会)	都道府県知事 (該当なし)
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (29連合会)	都道府県知事 (1組合)
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (注2) (該当なし)	都道府県知事 (注3) (2組合)	都道府県知事 (注3) (729組合)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事 (注3) (5組合)	都道府県知事 (注3) (122組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用事業(農業協同組合法第10条第1項2号及び第3号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに同条第6項及び第7項の事業)については農林水産大臣及び内閣総理大臣、当該事業以外の事業については農林水産大臣となる。

(注3) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

(注4) 金融機関数は、26年3月末現在。

第4節 預金等取扱金融機関に対する行政処分について

I 銀行

- ・ラボバンクネダーランド東京支店（平成25年10月29日）

当庁の立入検査等の結果、当行在日支店の内部管理態勢に問題が認められたことから、銀行法第47条第2項及び第4項並びに第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出した。

- ・みずほ銀行（25年9月27日、同年12月26日）、みずほFG（25年12月26日）

当庁立入検査等の結果、提携ローンにおける反社取引について、経営管理態勢、内部管理態勢等に重大な問題が認められたことから、みずほ銀行に対し銀行法第26条第1項に基づき業務の一部停止命令（※）及び業務改善命令、みずほフィナンシャルグループに対し銀行法第52条の33第1項に基づき業務改善命令を発出した。

（※）25年12月26日付命令のみ

II 協同組織金融機関

- ・岩手県信用漁業協同組合連合会（26年4月4日）

支店において発生した不祥事件について、水産業協同組合法第122条第1項の規定に基づく報告を求めたところ、不祥事件の発生を認識していたにもかかわらず、役員は不祥事件を隠蔽し、当局への届出を怠ったほか、理事会による牽制機能が働いていないなど、連合会の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められたことから、水産業協同組合法第123条の2第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

III 日本振興銀行の破綻処理について

1. これまでの経緯

- （1）日本振興銀行については、22年9月10日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。
- （2）一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。
- （3）日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本1,000万円を超える

部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。

- (4) 23年4月25日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年10月7日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する581億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額460億円）及び日本振興銀行に対する95億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額751億円）が行われた）。
- (5) 同年8月23日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- (6) 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (7) 同年11月15日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年12月14日）。
- (8) 同年11月28日及び12月19日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ14百万円及び10百万円）。また、同年12月26日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は429千円）。
- (9) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- (10) 24年3月23日から同年4月2日までの間、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への第1回弁済が実施され、債権額の39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

- (11) 同年7月23日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63百万円）。
- (12) 同年8月21日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役4名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。
- (13) 同年9月10日、日本振興銀行に対して、銀行法第37条第1項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第75条第1項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

2. 再生計画に基づく中間弁済（第2回弁済）について

26年6月23日、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率19%）を同年9月末以降順次実施することが公表された。第1回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となる。

第5節 自己資本比率規制への対応

1. バーゼル2（資料9-5-1参照）

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制（バーゼル2）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼル1）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

2. バーゼル3（資料9-5-2参照）

22年12月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（いわゆる「バーゼル3」）を受け、24年3月に、国際基準行に対して自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

3. 新国内基準（資料9-5-3参照）

25年3月、バーゼル3（国際基準）を参考に、従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案のうえ、国内基準に係る告示改正を行った。改正告示は26年3月期決算より、段階的な適用が開始されている。

4. 要承認手法の承認実績（25事務年度）（資料9-5-4参照）

- ・信用リスク（先進的内部格付手法）…1持株会社及び2行
- ・信用リスク（基礎的内部格付手法）…1行
- ・オペレーショナル・リスク（先進的計測手法）…1持株会社及び1行
- ・オペレーショナル・リスク（粗利益配分手法）…1行

第6節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成25年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月20日に、26年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年6月27日に報告内容の公表が行われた。(資料9-6-1~2参照)

2. 公的資金の返済状況

25事務年度においては、公的資本増強行のうち、千葉興業銀行、りそなホールディングス及びあおぞら銀行から、合計で6,813億円の返済が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、26年6月末時点で約11.6兆円が返済されており、残額は約0.7兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約11.6兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

25事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料9-6-3~5参照)

26年3月実施：豊和銀行(160億円)、東京厚生信用組合(50億円)、
横浜中央信用組合(190億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、25年3月期(25金融機関)については、同年8月2日に、同年9月期(24金融機関)については、26年1月31日に報告内容を公表した。(資料9-6-6~7参照)

3. 公的資金の返済状況

25事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき国の資本参加を行った金融機関のうち、北洋銀行、紀陽ホールディングス(紀陽銀行)及び豊和銀行(注)から、合計で1,251億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額(6,455億円)に対して、26年6月末時点で残額は4,850億円となっている。

(注) 豊和銀行に対しては、90億円の返済後に、同日160億円の国の資本参加を行って

いる。

第7節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置付けて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23年5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

II 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置付け、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整備の施策として、以下の取組みを実施した。

- (1) 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った（26年2～3月）。
- (2) 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した（26年2～4月）。
- (3) 今後も、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが、中長期的な視点に立って組織全体として継続して推進されるようフォローアップしていく。

第8節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

中小企業等の業況や資金繰りは改善傾向にあるが、引き続き厳しい状況が続いている。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業等へのヒアリング・アンケート調査

平成25年9月～11月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、25年8月、11月、26年2月、5月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

(2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

2. 金融機関に対する要請

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、25年11月26日及び26年3月4日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

25年11月26日及び26年3月4日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に努めるよう要請する文書を発出した。

3. 経営者保証に関するガイドライン

(1) 「経営者保証に関するガイドライン」の策定

中小企業等の経営者保証には、思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題が存在しており、こうした課題の解決策の方向性を整理するため、中小企業庁と当庁が共同で「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、25年5月、課題の解決策の方向性とともに関該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の報告書を公表した。

25年8月、本報告書に示された方向性を具体化することを目的として、日本商工会議所と全国銀行協会が「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、同年12月、中小企業等の経営者保証に関する契約時及び履行時における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、「経営者保証に関するガイドライン」を策定・公表した(適用開始は26年2月)。(資料9-8-1参照)

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進

ガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であるとの認識の下、以下のようない取組みを実施した。

- ① 金融機関等に対し、所要の態勢整備に取り組むこと等を要請(25年12月)
(資料9-8-2参照)
- ② 中小企業庁と連携して、全国各地で金融機関、中小企業団体等に対して説明会を実施(26年1月から2月)
- ③ ガイドラインの適用開始に併せて、監督指針と金融検査マニュアルを改正し、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記(26年2月)(資料9-8-3参照)
- ④ 地域経済活性化支援機構の機能を拡充し、機構が経営者等の保証付債権等を買取り、ガイドラインに基づき経営者の保証債務を整理し、経営者の再チャレンジを支援する業務を追加(26年5月)
- ⑤ ガイドラインの積極的な活用を促進する観点から、広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表(26年6月)(資料9-8-4参照)

4. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第7節「地域密着型金融の推進」を参照。

II 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から26年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に進んでいると考えている。（資料9-8-5参照）

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、26年6月期では+11（対前年同月比+5）となっている。（資料9-8-6参照）

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」（26年5月調査）をみると、中小企業の業況の「現状D. I.」は▲22（対前年同月比+13）、資金繰りの「現状D. I.」は▲15（対前年同月比+16）となっている。（資料9-8-7参照）

3. 融資残高等

26年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比1.8%の増加、中堅・大企業向けが同3.1%の増加となっている。（資料9-8-8参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。（資料9-8-9参照）

第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9-9-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、23年度は482件、24年度は901件、25年度は271件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、95.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、23年度は5,338件、24年度は3,871件、25年度は3,283件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、33.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、23年度は183件、24年度は141件、25年度は120件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、65.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、23年度は162件、24年度は148件、25年度は1,903件となっている。25年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、89.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9-9-2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。25年度は、各預金取扱金融機関の26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した。

（注）26年8月27日に概要を公表した。

第10節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降26年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は41,323件となっている。

なお、預金口座の不正利用防止について、金融機関との意見交換も適宜実施している。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降26年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った41,323件のうち、金融機関において、22,690件の利用停止、14,717件の強制解約等を行っている。

第11節 振り込め詐欺への対応

平成25年9月6日に策定・公表した「平成25事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」において、振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を監督上の重点事項とした。

また、26年2月、警察庁や全銀協と連携し、振り込め詐欺等の未然防止を図るリーフレット『『家族の絆』で振り込め詐欺を予防!』を作成、当庁ウェブサイトに掲載した。また、関係団体（経団連、日本商工会議所等）に対して、振り込め詐欺等が身近な危険であることについて、家族間で共有・注意喚起を行うよう、振り込め詐欺等の未然防止のための協力依頼を行った。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 「「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年8月2日）
25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。
- ② 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しに係る改正（26年3月31日）
25年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。
- ③ 反社会的勢力への対応に係る改正（26年6月4日）
25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

第2節 信託会社等の新規参入（資料10-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、26年6月30日現在、運用型信託会社7社、管理型信託会社8社及び特定信託業者6社（23件）、自己信託1社、信託契約代理店155社（注）が参入している。25年7月1日から26年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は1社、廃業等による登録抹消は1社となっている。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理店の登録は2社、廃業等による登録抹消は13社となっている。

なお、登録した2社のうち、1社が銀行、1社が保険会社となっている。登録抹消した13社のうち、7社が一般事業会社、3社が銀行、1社が信用金庫、1社が信用農業協同組合連合会、1社が個人となっている。

（注）信託契約代理店155社のうち132社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成 25 事務年度は、2社に対して検査を実施している。

第4節 信託会社等に対する行政処分

平成25事務年度における、信託会社等に対する行政処分の実績はない。

第5節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることにしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

平成25事務年度は、商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者1先について、金融庁及び財務局のホームページ上で注意喚起を行った。

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・方針等

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針については、平成17年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめの提言等に係る改正（25年8月2日）

25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。

2. 統合的リスク管理態勢に関する規定、保険募集態勢の規定の見直しに係る改正（26年2月28日）

保険監督者国際機構（IAIS）が採択した保険コアプリンシプル（ICP）の改訂を踏まえた統合的リスク管理に関する規定の整備や、高齢者に対する保険募集に係る着眼点の追記のほか、所要の改正を行ったもの（26年2月28日より適用）。

3. 保険代理店の使用人要件の明確化に係る改正（26年3月18日）

金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書に基づき、保険募集・販売ルールの見直しにかかる監督上の対応を図る一環として、保険代理店の使用人要件の明確化を図るため所要の改正を行ったもの（26年3月18日より適用）。

4. 銀行等による議決権保有規制（いわゆる5%ルール）の見直しに係る改正（26年3月31日）

25年改正金商法により銀行法等が改正され、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようになるための見直しが行われたことを踏まえ、リスク管理上の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

5. 銀行の監査役等に対するフィット&プロパー（適格性要件）等の導入に係る改正（26年3月31日）

25年改正金商法により銀行法が改正され、銀行の監査役及び監査委員に対してフィット&プロパー（適格性要件）が導入されたことに伴い、監督指針の改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

6. 反社会的勢力への対応に係る改正（26年6月4日）

25年12月に反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、被害者救済の観点を含めた個々の取引状況等にも考慮しつつ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

（注）上記のうち、1.、2. 及び6. について、保険検査マニュアル等の改定を行った。

II 25事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料11-1-1参照）

25事務年度においては、①保障・補償機能の適切な発揮、②リスク管理の高度化の促進（第4節に記載）、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたった。

1. 保険会社等に求められる役割と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政を目指し、監督に取り組んだ。

2. 保障・補償機能の適切な発揮

保険会社等は社会生活上の様々な危険に対する保障・補償機能を提供することを通じて、国民生活や経済活動の基礎を提供するという重要な役割を担っており、財務の健全性や業務の適切性を確保することが求められている。また、保険業法等に基づく規律は基本的に共通であるが、保険会社等の業務規模は、経営統合や海外を含めた事業・地域の多角化など積極的なビジネス展開を図る大規模なグループから、少額短期保険業者や認可特定保険業者のような総じて小規模な事業者まで多種多様である。

以上を踏まえ、当局としては適切な保険金支払管理態勢の構築（①支払管理態勢、②請求案内態勢、③契約者の立場に立った取組み）について重点的に確認し、保険会社等に対し、①保険会社グループ、②中小規模の保険会社、③外国保険会社等、④少額短期保険業者、⑤認可特定保険業者、各々の属性に応じた対応を行った。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。特に、保険会社等においては、顧客に不測の事態に備えるための保障・補償機能を幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ確実に発揮しうることが求められる。このため、各社においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客情報の厳格な管理、募集及び保険金支払いにおける顧客保護を徹底し、安心・信頼を確保することが重要である。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められ

る金融機関として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。また、顧客の相談や苦情は、顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③適切な保険募集態勢の確立（保険募集形態の多様化や大型化が進展するなかで、保険募集の態勢や保険会社等による保険募集人の管理・監督の体制、銀行窓販、高齢の顧客に対するきめ細やかな取組み）、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤商品審査の実効性確保と迅速化、⑥不正利用の防止について重点的に確認した。

第2節 保険会社の概況

I 平成26年3月期決算状況

1. 生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料11-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、利息及び配当金等収入が増加したことなどから、3兆631億円（前年は2兆6,899億円）と増加した。

上記に加え、有価証券売却損益の改善を主因にキャピタル損益が改善したことなどから、当期純利益（純剰余）は1兆3,710億円（前年は1兆376億円）と増加した。なお、有価証券含み益は、19兆9,313億円（前年は19兆4,689億円）と増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均870.9%（前年比+63.4%ポイント））。

2. 損害保険会社（資料11-2-2参照）

（1）損益の状況

損害保険会社の本業における収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が増加したものの、26年2月の大雪被害の影響などにより、▲1,368億円（前年は▲550億円）と赤字幅が拡大した。

一方、有価証券評価損の減少や利息及び配当金収入の増加により、資産運用粗利益が5,983億円（前年は5,139億円）と増加したことなどから、当期純利益は2,111億円（前年は1,711億円）と黒字を確保した。なお、有価証券含み益は、4兆5,835億円（前年は4兆801億円）と増加した。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額の増加などによりマージン総額が増加したことなどから、前年と比較して上昇した（全社平均661.3%（前年比+88.9%ポイント））。

II 再編等の状況（資料11-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、26年6月末現在における会社数は、生命保険会社40社、外国生命保険会社3社、損害保険会社31社、外国損害保険会社22社、免許特定法人1社、保険持株会社10社である。

2. 主要会社の再編等

25年7月以降、以下のような現地法人化が行われた。

旧保険会社等名	新保険会社名	移行日
アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー	アメリカンホーム医療・損害保険	26年4月1日

第3節 保険会社に対する金融モニタリング（資料11-3-1参照）

保険会社のモニタリングにおいても、これまで行われてきた、全ての保険会社に等しく求められるミニマム・スタンダードを満たしているかどうかといった検証だけではなく、保険会社経営を巡る環境変化や、直面するリスクの変化を踏まえ、業態に共通するテーマについて実態の把握・分析を行い、課題を抽出して改善策の検討を行うことが必要となっている。

平成25事務年度においては、生保市場および損保市場でそれぞれ大きなシェアを占め、その動向が契約者等に大きな影響を及ぼす大手生保4社、大手損保3グループに対し水平的レビューを実施した。

また、主に代理店チャネルを中心として販売を行っている会社を対象に、各社の規模やリスク特性に応じ、立入検査を実施した。

第4節 統合的リスク管理態勢の整備・高度化について

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理（ERM：Enterprise Risk Management）態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成23年以降「ERMヒアリング」を実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。

25事務年度においては、26年2月に「保険会社向けの総合的な監督指針」を改正し、リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA：Own Risk and Solvency Assessment）を含む統合的リスク管理態勢に関する指針を整備したほか、改正した監督指針に基づき「統合的リスク管理態勢ヒアリング」を実施した。

同ヒアリングでは、保険会社・保険持株会社がORSAに関するプロセスをレポート化（ORSAレポート）し監督当局に報告する制度の導入について検討を行うため、従来のERMヒアリングと同様に会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社を対象に、試行的にORSAレポートの作成及び提出を求めた。また、保険会社・保険持株会社における統合的リスク管理態勢の整備やORSAレポートの作成に向けた取組みの参考に供するため、ヒアリングの結果概要を26年6月に公表した。（資料11-4-1参照）

第5節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、保険監督者国際機構（IAIS）等において、その枠組みの検討が行われている。また、我が国においても、実務上の様々な課題等について、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携しつつ、検討を行い、平成26年6月、全保険会社を対象として、経済価値ベースの保険負債等を計算するフィールドテストの実施を公表した。（資料11-5-1参照）

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-6-1参照）

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となり、併せて、これら「根拠法のない共済」の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。25事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、財務の健全性等に問題のある業者を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、15業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、4業者が新規に登録したことから、26年6月末現在の業者数は、78業者となった。

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11-7-1参照）

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、本節において「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。25事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

また、同事務年度においては、1業者に対して検査を実施した。

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

1. 個人向け店頭バイナリーオプション取引の状況等を踏まえた改正（25年7月3日）
個人向け店頭バイナリーオプション取引について、内閣府令の改正に併せ、商品性や顧客管理等に係る留意事項を追加するほか、自主規制規則の内容を遵守しているかを監督上の着眼点として追加する改正を行ったもの（25年8月1日より適用）。
2. 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめ」の提言等に係る改正（25年8月2日）
25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。
3. 通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る状況等を踏まえた改正（25年8月9日）
通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページ（顧客の注文時の価格と実際の取引約定時の価格との相違）について、店頭デリバティブ取引業者が対称的な取扱いを行う（スリッページにより顧客に生じる損益は、損益のいずれも顧客に還元するか、いずれも還元・転嫁しないか、のどちらかとし、損失を顧客に転嫁する一方で利益は還元しない、といった取扱いは行わない）ことを監督上の留意事項として追加する改正を行ったもの（25年8月9日より適用）。
4. NISA（少額投資非課税制度）が導入されることを踏まえた改正（25年8月27日）
NISA（少額投資非課税制度）が26年1月から導入されることを踏まえ、NISAがその制度趣旨に則って利用され、幅広い家計の資産形成支援と成長資金供給の両立が実現するよう、NISAを利用する取引の勧誘に係る留意事項（顧客に対する説明態勢の整備、制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供）を追加する改正を行ったもの（25年8月27日より適用）。
5. 高齢顧客に対する金融商品の勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえた改正（25年12月16日）

高齢顧客に対する金融商品の適切な勧誘・販売態勢を確保する観点から、監督指針において、高齢顧客に対する金融商品の勧誘・販売に係る留意事項（日証協自主規制規則等を踏まえた社内規則の整備及び遵守、金融商品販売後の高齢顧客に対するフォローアップ）を追加する改正を行ったもの（25年12月16日より適用）。

6. 事業型ファンド持分の契約締結前交付書面の記載事項の追加に伴う改正（26年2月14日）

事業型ファンド持分の販売を行う際に顧客にあらかじめ交付する契約締結前書面において、ファンドの資金の流れ等を記載事項とする内閣府令改正を行った。これを受け、監督指針においても契約締結前の書面交付に係る留意事項を追加する改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

7. 25年12月公表の「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた改正（26年3月7日）

金融・資本市場活性化有識者会合が25年12月に取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」を受けて、営業員の業務上の評価に係る留意事項（営業員の業務上の評価が販売手数料等の収入面に偏重していないか）を追加する改正を行ったもの（26年3月7日より適用）。

8. ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受けた改正（26年3月28日）

ファイアーウォール規制に関する緩和要望を受け、内閣府令の改正（金融グループ間での顧客等の非公開情報授受に係る書面同意要件の緩和等）とともに、監督指針において、法人顧客に対するオプトアウト（＝顧客が停止を求めるまでは金融グループ間での情報授受を認める制度）の機会の提供方法について柔軟化を行う改正を行ったもの（26年4月1日より適用）。

9. 反社会的勢力への対応に係る改正（26年6月4日）

25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

10. 無登録金商業に該当する行為の明確化に係る改正（26年6月27日）

無登録による第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に該当する行為について明確化する改正を行ったもの（26年6月27日より適用）。

II 平成25事務年度金融商品取引業者等向け監督方針（資料12-1-1参照）

25事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、①市場仲介機能等の適切な発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に据え、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政について、特に重点的に取り組んだ。

2. 市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者や資金調達者が市場にアクセスする際において、市場仲介者として機能することにより、円滑な取引を可能とする役割を担っている。これらの役割は、金融商品取引業者等が市場において果たすべき中核的な役割であり、高い公共性が求められている。適切な利用者保護を図りつつ信頼性の高い業務を遂行し、市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献等により、我が国の金融市場に対する投資者の信認を高め、金融市場の発展、更には我が国の経済の発展に寄与していくことが求められている。

以上を踏まえ、当局としては、①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備、②成長資金の供給拡大への貢献の促進、③NISA導入に向けた販売態勢等の構築、④顧客情報・法人関係情報の管理の徹底、⑤証券取引の不正利用の防止、⑥指標金利への不適切な働きかけ等の防止に留意した。

3. リスク管理と金融システムの安定

金融商品取引業者等の収益環境は、24年11月以降の株式市場の活況により委託手数料が増加しているほか、投資信託への資金流入が増加傾向にあること等から、足元では改善も見られるものの、海外の金融・経済動向など金融市場を取り巻く環境に引き続き留意を要する中、金融商品取引業者等においては、質の高いリスク管理を徹底することが重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進、②中小の証券会社（国内・外資系）、投資運用会社等の経営リスクへの備え、③各種ファンドへの対応に留意し、各金融商品取引業者等の監督対応を行った。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融商品取引業者等においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、頑健な業務体制を構築するとともに、顧客保護の徹底による安心・信頼を確保しつつ、これをベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供して各々の競争力を高め、我が国市場の健全な発展に資するよう努める必要がある。

特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、形式的に法令等を遵守するだけでは足りず、法令等の趣旨・目的を十分に理解した上で、公共性が高く信頼性が求められ

る金融商品取引業者等として、顧客や社会の求める水準を認識し、その期待に応じていくことが重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①販売態勢等、②苦情・相談処理態勢、③業務の継続性（システム・BCP）、④投資一任業者に係る対応、⑤外国為替証拠金取引に係る対応、⑥第二種金融商品取引業に係る対応、⑦格付会社規制への対応、⑧金融犯罪等への対応について留意した。

その際、金融商品取引業者等の自主的な取組みを尊重し、インセンティブを重視する監督に努めた。併せて、金融商品取引業者等が、①どのような経営方針の下で、どのような金融商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払った。

また、近時に発生したMRI問題等の一連の不祥事案を踏まえ、モニタリング体制の強化や情報分析の高度化を図り、限られた人的資源を的確かつ有効に活用しながら、より一層リスクベースでの監督を推進した。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12-2-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成25年7月以降、1社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者2社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者8社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、26年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は278社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、251社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
ドットコモディティ(株)	○	新規登録	25年8月7日
HCアセットマネジメント(株)	○	変更登録	25年10月10日
タワー投資顧問(株)	○	変更登録	25年11月1日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの） 又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
アストマックス投信投資顧問(株)	—	廃止	25年7月25日
タワー証券(株)	○	事業譲渡	25年11月18日
スター為替証券(株)	○	廃止	25年11月29日
マン・インベストメンツ証券(株)	○	廃止	25年12月14日
ヘンダーソン・グローバル・イン ベスターズ・ジャパン(株)	○	廃止	26年1月15日

Liaison Japon証券(株)	○	廃止	26年2月5日
(株)セブンインベスターズ	—	廃止	26年2月28日
かざか証券(株)	○	合併消滅	26年3月1日

(2) 特別金融商品取引業者

26年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、18社となっている。

特別金融商品取引業者

SMB C日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	パークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス

(3) 指定親会社

26年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の25年度決算概要(資料12-2-2~3参照)

国内証券会社234社の26年3月期決算(単体)は、株式市況の活況により、株式委託手数料収入や投信販売手数料収入が増加し、黒字転換した前期よりさらに増収増益となった。

営業収益は、株式委託手数料が前期比3,825億円増の8,170億円(同88%増)、投信販売手数料が同369億円増の4,973億円(同8%増)、トレーディング損益が同1,993億円増の1兆1,020億円(同22%増)となり、全体として同9,055億円増の4兆125億円(同29%増)となった。

一方、販売費・一般管理費は、市場の活況による取引量の増加に伴い取引関係費が前期比1,509億円増の5,790億円(前期比35%増)となったものの、人件費が同

907 億円増の 1 兆 771 億円（同 9%増）にとどまったため、全体として同 3,093 億円増の 2 兆 5,804 億円（同 14%増）と営業収益の増加に比して費用増加は小さかった。

以上のことから、経常損益は、前期比 5,749 億円増の 1 兆 1,719 億円（前期比 96%増）、当期純損益は、同 4,584 億円増の 9,031 億円（同 103%増）となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

25 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 2 件
- ③ 業務改善命令 2 件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約につき、顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」、「純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況」、「業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況」、「自己売買による相場操縦行為」、「株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況」、「船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況」等となっている。

III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月 1 日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（26 年 6 月末時点 249 社、基金規模約 559 億円）。（資料 12-2-4 参照）

なお、日本投資者保護基金は、24 年 3 月 22 日の理事会において、丸大証券株式会社（3 月 13 日付で登録取消し）について、金融商品取引法第 79 条の 54 に基づき、顧客資産の円滑な返還が困難であるとの認定を行った。

第3節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料12-3-1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成26年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,267社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

25年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、6社に対して登録取消し（業務改善命令を含む。）の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為」、「顧客から出資を受けた金銭を流用する行為」等となっている。

第4節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料12-4-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。平成26年6月末時点では、投資助言・代理業者数は1,005社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

25年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、9社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが2件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が7件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況等」、「無登録業者に名義貸しを行っている状況」等となっている。

第5節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成26年6月末現在の投資運用業者数は320社（投資信託委託業者89社、投資法人資産運用業者55社、投資一任業者263社、自己運用業者30社）となっている。（資料12-5-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

2. 投資法人の推移

26年6月末現在の登録投資法人は61社（不動産系56社、証券系5社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）46社が運用する資産残高の合計は、26年6月末で11兆7,965億円（前年比11.8%増）となっている。

25年7月以降、6件のIPOを伴う新規上場があった。（資料12-5-2参照）

3. 運用資産の推移

25年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は26年6月末で公募投信83兆5,640億円（前年比12.7%増）（株式投信68兆7,801億円（同13.6%増）、公社債投信14兆7,839億円（同8.8%増））、私募投信41兆9,505億円（同14.3%増）（株式投信40兆7,688億円（同12.7%増）、公社債投信1兆1,817億円（同121.3%増））となっている。

（資料12-5-3参照）投資一任契約資産残高については、26年3月末で168兆2,490億円（同8.88%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,759億円となっている（25事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

II 投資運用業者に対する行政処分

25年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ5社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が1件、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が2件、業務改善命令が2件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「善管注意義務違反」、「投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示をする行為」、

「特別の利益を提供する行為」及び「忠実義務違反」等となっている。

※投資一任業者に対する一斉調査等

A I J 投資顧問事案を受け、金融庁では、24 年 2 月から投資一任業者への一斉調査を実施するとともに、証券取引等監視委員会では、当該調査等を踏まえ、24 年 4 月から投資一任業者に対する集中的な検査として、47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

その結果、24、25 事務年度において、6 社について、投資一任契約に係る善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたとして、証券取引等監視委員会による勧告を受けた。金融庁では、当該 6 社に対し、業務停止命令等の行政処分を行った。

第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成26年6月末現在における登録金融機関数は、1,104社となっている。(資料12-6-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、25年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 金融商品仲介業者の概況

26年6月末現在における金融商品仲介業者数は、817社となっている。(資料12-6-1参照)

なお、25年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第7節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料12-7-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成26年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

26年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、52法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（26年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	16 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	13 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	23 法人

第8節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者（いわゆる一般投資家）49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成26年6月末現在、これらの届出業者は3,592者（うち、適格機関投資家等特例業務届出者は3,045者、特例投資運用業者は667者）である。

（注）重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

25年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、24者の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者11者、虚偽の告知等を行った者が14者となっている。

（注）重複して警告を行っている業者がいるため、その内訳である無登録で金融商品取引業を行う者数及び虚偽の告知等を行った者数を合計した数値は、警告を行った業者数と同一にはならない。

なお、警告に至った内容等は「49名を超える一般投資家への自己募集及び自己運用を行っていた（無登録）」、「ファンドの勧誘資料等において、実態とは異なる虚偽の運用手法や出資金管理を記載し、一部期間を除き、運用も一切行っていなかった（虚偽告知及び投資者保護上問題ある行為）」等となっている。

第9節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成26年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

なお、「社団法人 生命保険協会」は、22年9月15日付で指定紛争解決機関に指定されたことに伴い、認定投資者保護団体業務に係る苦情・あっせんの新規受付を22年9月30日で終了し、23年10月1日をもって当該業務の廃止をしている。

(26年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

(注) 指定紛争解決機関制度の施行に伴い、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」(指定日：23年2月15日)が指定紛争解決機関として指定されている。

第10節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

平成25事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、3,395件となっており、その年齢別内訳は60代以上が多数(90%)を占めている。

また、未公開株取引やいわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談件数も、減少はしているものの、引き続き高い水準で推移しており(23事務年度3,421件→24事務年度3,423件→25事務年度1,202件)、金融商品取引業者(登録業者)や適格機関投資家等特例業者(届出業者)による問題事例も含まれている。

相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等や、複数の業者が共謀して未公開株等を購入させる、いわゆる「劇場型」勧誘の事例が目立つ。また、最近では投資対象として海外の「マンション所有権」や「農地の権利」など、(金融商品には該当しない)様々な投資商品についての悪質な勧誘事例が報道されているほか、無登録の海外所在業者が、インターネットに日本語ホームページを開設する等により、外国為替証拠金取引(FX取引)の勧誘を行っている事例が見受けられる。

II 対応

詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の防止に向けた以下の取組みを実施している。

- ① 金融商品以外の様々な投資商品についてトラブルが発生していることを踏まえ、25年8月、ウェブサイトにおいて、カンボジアの「マンションの所有権」や「農地の権利」、「エネルギー資源」などへの投資について注意喚起。
- ② 投資詐欺をはじめとする振り込め詐欺等の被害を水際で防止する観点から、25年10月、詐欺的投資勧誘の主な事例等を記載したリーフレット「これは投資詐欺の可能性！」を作成し、金融機関に対し、同リーフレットの活用や、店頭での預貯金の引出しや振込手続き等の際に、職員から高齢者等への声掛けを積極的に行うことなどを要請。
- ③ 公的機関の職員を装った投資勧誘等による詐欺被害が高齢者を中心に多発していることを踏まえ、26年1月、ラジオCMでその旨の注意喚起(政府広報)。
- ④ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連

携の強化。

- ⑤ 無登録の海外所在業者との外国為替証拠金取引（FX取引）において、トラブルが発生していることを踏まえ、26年6月、ウェブサイトにおいて、無登録の海外所在業者による勧誘について注意喚起。

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている（25事務年度は3件の申立てを行った）。

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

1. 貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成19年11月7日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、25事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) システムリスク管理態勢の強化等に係る改正（25年7月5日）

貸金業者において、コンピューターシステムを用いて業務を大量処理している業者が見られる現状等を踏まえ、システムリスク管理態勢に関する監督上の着眼点を追加するとともに、個人信用情報の目的外使用等の防止に係る態勢構築の強化のための監督上の着眼点等を追加したもの（25年7月5日より適用）。

(2) 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめの提言等に係る改正（25年8月2日）

25年3月8日に公表された「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の提言（各金融機関における利用者利便の向上に資するための態勢整備等）を踏まえた改正を行ったもの（25年8月2日より適用）。

(3) 「経営者保証に関するガイドライン」の適用に係る改正（26年1月31日）

同ガイドラインについて、金融機関等による積極的な活用を促進し、融資慣行としての浸透・定着を図る観点から、ガイドラインに基づく対応態勢の整備等の着眼点を明記する等の改正を行ったもの（26年2月1日より適用）。

(4) グループ会社間貸付け等に係る貸金業規制の適用の見直しに係る改正（26年3月18日）

グループ会社間貸付け等について、貸金業法施行令等の改正により、一定の議決権保有等の要件の下に貸金業規制の適用除外とされることに伴い、グループ会社間貸付け等のみを行う貸金業者が貸金業登録を抹消した場合における監督上の対応を規定したもの（26年4月1日より適用）。

(5) 反社会的勢力への対応に係る改正（26年6月4日）

25年12月に公表した反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を踏まえ、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための改正を行ったもの（26年6月4日より適用）。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、26年3月末現在、2,113業者（うち財務（支）局長登録302業者、都道府県知事登録1,811業者）となり、25年3月末から104業者減少した。

III 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25事務年度は、65業者に対して検査を実施している。

IV 貸金業者に対する行政処分

25事務年度中において、財務（支）局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

V 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、25事務年度においては、25年11月17日に実施した。

VI 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、26年6月末現在、46,647人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VII 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、25事務年度は、計14回実施している。

VIII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（21年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、26年6月末時点で次の

事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41-1

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

25年7月5日にシステムリスクに係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、26年6月4日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」を改正した。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	24年3月末	25年3月末	26年3月末
自家型発行者	706	732	765
第三者型発行者	1,084	1,068	1,050
合計	1,790	1,800	1,815

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、25事務年度は、149業者に対して検査を実施している。

（注）従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済法の施行（22年4月）により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

III 前払式支払手段発行者に対する行政処分

25事務年度中において、前払式支払手段発行者に対する行政処分はなかった。

IV 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日より可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から26年6月末までに515件実施されている。

V 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から26年6月末までに45件実施されている。

（24 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)まるみつ	関東財務局	25 事務年度

（25 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
(株)ミヤスズ	関東財務局	未実施

VI 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達によ

り銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

25年7月5日にシステムリスクに係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、26年6月4日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ事務ガイドラインを改正した。

26年6月末現在の資金移動業者数は35業者となっている。

Ⅶ 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、25事務年度は、7業者に対して検査を実施している。

Ⅷ 資金移動業者に対する行政処分

25事務年度中において、資金移動業者に対する行政処分はなかった。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	24年3月末	25年3月末	26年3月末	26年6月末
新法S P C	899社	835社	759社	747社
旧法S P C	3社	2社	2社	2社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	23年9月末	24年9月末	25年9月末
資産対応証券の発行残高等	113,470	110,609	98,640
(1) 新法S P C	113,181	110,336	98,478
(2) 旧法S P C	288	273	162
① 不動産	54,779	53,031	50,257
② 不動産の信託受益権	46,832	45,759	38,164
③ 指名金銭債権	7,192	7,650	6,943
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,788	3,327	2,445
⑤ その他	879	841	832

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」（以下「法」という。）は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

不動産特定共同事業者の数は、26年6月30日現在80社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が25社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が54社である。また、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、26年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。（資料13-6-1参照）

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

25年7月5日にシステムリスクに係る内部管理態勢等の適切な整備及び災害における金融上の措置の適切な運用を図るため、26年6月4日に反社会的勢力による被害の防止に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、それぞれ事務ガイドラインを改正した。

電子債権記録機関は、26年6月末現在4社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	22年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年1月25日

第8節 金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

平成26年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、123グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が検査を実施しており、平成26年3月末現在の数は52協会である（25年3月末現在の数は52協会）。

25事務年度は、13協会に対して検査を実施している。

別図13-9-2 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、26年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（26年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料13-9-1参照）

15年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15事務年度から検査を実施している。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとした。

25事務年度は、2機関に対して検査を実施している。

(参考) 政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の8機関をいう。

第 14 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は、その後の経済状況の変化に対応しつつ、制度面・資金調達面での支援をこれまで以上に拡充し、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していくとともに、ベンチャー等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の活性化等を後押しするため、23 年 5 月に改正され、①公正取引委員会との協議制度、②会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化を図るための措置、③事業再編等を行う事業者に対する長期資金の調達支援のための融資制度の創設等が行われた（同年 7 月 1 日施行）。

また、上記の改正に伴い「主要行等向けの総合的な監督指針」他 5 つの監督指針において、所要の改正を行った（23 年 9 月 6 日改正、同日より適用）。

本法は、産業競争力強化法の施行に伴い、26 年 1 月 20 日に廃止されている。

なお、25 事務年度において、金融庁が行った事業再構築計画の認定（産業活力再生特別措置法第 5 条第 1 項）は 0 件である。

第15章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」とし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」とこととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

(1) 15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。
- ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

(2) また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から同年7月4日にかけて、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
- ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
- ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

(4) 加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
- ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
- ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
- ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

(1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。

- ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
- ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11月)

(2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を发出（19年6月）
- ② 記者レクの実施（19年6月）
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知（19年7月）
- ④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知（19年7月）

II 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（許可等を受けないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：（届出等を行わないで）新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人（照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等）が、当該照会に係る法令の条項（前記1.の①～④に記載された条項）を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる（なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う）。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある（ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である）。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項

③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6. 回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合：原則60日以内

② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合：30日を超える合理的な期間内

③ 他府省との共管法令に係る照会の場合：原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、25事務年度において、対象となる照会に対して6件の回答を行っており、制度導入からの累計は55件となっている。

第16章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

II 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトにも本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

制度導入からの累計は4件（25事務年度における照会は1件）。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2) 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第17章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料17-1参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

平成25年1月から12月までの1年間に、金融機関等から344,147件（前年比16,366件減）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成25年 警察庁 犯罪収益移転防止管理官 年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、25年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第18章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（1）金融商品取引法

① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（伪装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）

② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑦ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

⑧ 情報伝達・取引推奨行為（25年6月改正、26年4月施行）

（2）公認会計士法

① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料18-1参照）

（1）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金

融庁長官に提出する。

- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料 18-2 参照）

25 事務年度においては、不公正取引事件 40 件及び開示書類の虚偽記載等事件 8 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
18 事務年度以前	18 件	4 件	22 件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件
20 事務年度	15 件	11 件	26 件
21 事務年度	42 件	9 件	51 件
22 事務年度	20 件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件
24 事務年度	29 件	9 件	38 件
25 事務年度	40 件	8 件	48 件

(2) 公認会計士法

20 年 4 月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

2. 審判期日の実績

(1) (株) ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦

(平成 24 (判) 38)

25 年 2 月 5 日 開始決定

25 年 9 月 12 日 審判期日

25 年 12 月 10 日 課徴金納付命令

(2) (株) フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦

(平成 25 (判) 12)

25 年 6 月 27 日 開始決定

25 年 11 月 20 日 審判期日
26 年 1 月 23 日 課徴金納付命令

(3) 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による (株) オストジャパング
ループ株式に係る内部者取引

(平成 25 (判) 23)

25 年 10 月 29 日 開始決定
26 年 1 月 10 日 審判期日
26 年 2 月 28 日 課徴金納付命令

(4) (株) オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引

(平成 25 (判) 16)

25 年 8 月 30 日 開始決定
26 年 2 月 13 日 審判期日
26 年 4 月 18 日 課徴金納付命令

(5) 日本風力開発 (株) に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成 24 (判) 41)

25 年 3 月 29 日 開始決定
26 年 3 月 26 日 第 1 回審判期日
26 年 4 月 22 日 第 2 回審判期日
26 年 8 月 28 日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、25 事務年度中に審判手続が終結したもの。

第19章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 金融モニタリングレポート

平成25事務年度の金融モニタリング基本方針に基づき、新しい金融モニタリングの実施を通じて得られた主な項目の検証結果や課題を「金融モニタリングレポート」として初めて取りまとめた。具体的には、本レポートでは、メガバンクや地域銀行など業態別の金融モニタリングの検証結果や課題認識のほか、業態横断的に実施した水平的レビューのモニタリング結果等についても取りまとめた。

本レポートにより、金融機関、市場関係者、金融サービスの利用者との間で様々な議論が行われる契機となり、より良い金融サービスの提供等につながっていくことを期待している。

(注) 26年7月に同レポートを公表した。

第2節 金融検査結果事例集

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきている。

平成25事務年度においては、25年7月から26年6月までの間に通知された検査結果を中心に事例を選定の上、公表に向け取りまとめた。

(注) 26年7月に「25事務年度版」を公表した。

第3節 検査モニター制度

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

平成 25 事務年度においては、同事務年度に実施した立入検査に関するオフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表に向け取りまとめた。

（注）26 年 9 月に集計結果を公表した。

（参考）検査モニター制度の概要

1. オンサイト検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。
なお、金融庁主担検査に財務局幹部が、財務（支）局等主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
- ② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分けて実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後 10 日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から 10 日目までの間を目安とする。
- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果については、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第4節 意見申出制度（資料19-4-1参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年1月から実施されている。

17年7月からは、本制度の中立性・公平性・透明性の向上の観点から、意見申出の審理を行う意見申出審理会の外部委員として、専門家4名を招聘し、その後21年1月には、外部委員を6名増員し、10名体制とした（26年6月末時点では9名体制）。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、25検査事務年度末までに41機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関10件、保険会社2件、貸金業者5件、その他（証券会社等）2件となっている。

申出内容については、379事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約42%となっている。

（参考）意見申出制度について

①対象検査

金融庁検査局、財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の実施する全ての金融検査。

②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③提出期限

原則として立入終了後2週間以内（期限が土休日に当たる場合、その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤提出先

被検査金融機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第5節 検査情報の受付について

I 概要（資料19-5-1参照）

金融庁及び財務（支）局では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、検査を実施している金融機関名を公表し、ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス、郵送を通じて、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」（注）を設置している。

（注）平成26年9月現在は「金融モニタリング情報収集窓口」に一部変更した。

II 情報の受付状況

1. 受付件数

平成25検査事務年度の総受付件数は、560件となっており、そのうち、預金等取扱金融機関に関する情報が195件（35%）、保険会社に関する情報が320件（57%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が45件（8%）となっている。

2. 業態別の主な情報

- （1）預金等取扱金融機関については、投資信託や変額年金保険等の販売に際しての商品性やリスクの説明に関するもの、融資の申込みや諸手続きの苦情・相談等への対応に関するもの、顧客情報の漏洩や不正使用等に関するもの、本人確認に関するもの、信用リスク管理に関するもの、システム管理に関するもの、内部監査態勢に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- （2）保険会社については、保険募集に際しての重要事項未説明等の禁止行為や名義借り等の不適当な行為に関するもの、保険事故の認定や査定等に係る保険金の支払いに関するもの、契約情報の漏洩や不正使用等の顧客情報管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第4部 国際関係の動き

第20章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2008年の秋以降本格化した世界的金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合がワシントンで開催された。その後、G20・FSB（金融安定理事会）・各基準設定主体といった様々な場において、金融危機の再発防止に向けた金融規制改革が議論されてきており、これまでに多くの合意がなされてきている。そして、これらの合意が実施段階を迎えるにあたって、規制の不整合から生じる市場の分断が生じないように、当局間で十分に調整を行うことが課題となっている。当庁は、こうした国際的な合意の実施・課題の対処に係る取組みに積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議（G20）

I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7（7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やFSF（金融安定化フォーラム）を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月のリーマン・ショックをきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化したことを受け、新興国も交えた首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）」がワシントンで開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論が行われた。

その後、G20は、国際経済協力の「第一のフォーラム」として定例化され、近年は年に一回の首脳レベルの首脳会合（サミット）と、年に数回の財務大臣・中央銀行総裁レベルの会合が行われている。その中で、金融規制改革は主要課題の一つとして位置付けられており、金融危機を繰り返さないための議論がなされている。

※G20メンバー：G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

II 活動状況

1. 2013事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況

- ① G20財務大臣・中央銀行総裁会議（2013年7月19-20日、ロシア・モスクワ）
- ② G20首脳会合（2013年9月5-6日、ロシア・サンクトペテルブルグ）

- ③ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年 10 月 10－11 日、米・ワシントン D. C.）
- ④ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年 2 月 22－23 日、オーストラリア・シドニー）
- ⑤ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2014 年 4 月 10－11 日、米・ワシントン D. C.）

2. 2013 年 9 月の G20 首脳会合で合意された事項

2013 年 9 月 5－6 日にロシア・サンクトペテルブルグで開催された G20 首脳会合では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

- (1) バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革等の国際的な合意の完全な実施にコミットすることの再確認。
- (2) 店頭デリバティブ市場改革の実施に関し、規制当局が、本国の規制枠組みを十分尊重しつつ、効果の類似性に基づいて、国によって差別されることなく相互の規制及び執行枠組みの質により正当化されるときは、相互の規制にゆだねることに合意。
- (3) シャドーバンキングセクターの監視・規制に関し、問題となる主体や活動について、そのもたらすシステム・リスクにふさわしい、強化され、包括的な監視・規制に向けた早急な進捗のための明確な期限や行動に係る作業を記載した明確なロードマップ（付属書）に合意。
- (4) 金融機関の破綻処理に関し、FSB に対して、他の基準設定主体と協議しつつ、
 - ① 2014 年末までに、グローバルなシステム上重要な金融機関の破たんの際の損失吸収能力の充実性に関する提案を評価し、策定するよう要請。
 - ② 2013 年末までに、グローバルなシステム上重要な非銀行・非保険金融主体を特定するためのメソドロジー（市中協議案）を策定するよう要請。
- (5) 金融指標改革のための作業を調整する FSB の公的部門運営グループの設立を支持。
- (6) 規制改革の進展が新興市場・発展途上経済に与える影響について、FSB が引き続きモニタリング・分析し、報告することを奨励。
- (7) その他、会計基準の収斂、金融機関による格付けへの過度な依存の低減等の各金融規制改革の課題の更なる進捗を期待。

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、国際金融規制改革について、

- ① 中長期的に強固な金融システムを構築するとともに、成長資金の供給に支障をもたらさないバランスの取れた規制とすること、
- ② 規制導入にあたっては、十分な経過期間を確保した上で、着実に実施すべきものであること、

が重要であると主張してきた。

我が国は、これまでの国際合意に従って、バーゼルⅢや店頭デリバティブ市場改革を実施してきたほか、引き続き、金融システムの安定及び金融危機の再発防止に向けて、国際的な金融規制改革の議論などに積極的に参加・貢献していく。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)は、2009年4月のG20 ロンドン・サミットの合意を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものである。FSBの発足会合は2009年6月に開催された。2013年1月には、FSBはスイス法上の非営利法人として法人格を取得した。なお、FSBは2014年11月のG20 ブリスベン・サミットまでに代表権構造の見直しを検討する予定となっている。

2. 目的

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な目的としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ

FSBは、全てのG20に所属する国及び地域、さらに香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局（監督当局、財務省、中央銀行）のほか、関係国際機関、金融分野の国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、カーニー英中銀総裁が務めている。

(2) FSBの構成

FSBは、本会合を最終的な意思決定会合としており、わが国においては、前述の通り、金融庁、財務省及び日本銀行がそれぞれ座席を有している。FSB本会合の下には、運営委員会(Steering Committee)、複数の常設委員会(Standing Committee)等の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国当局のハイレベル実務家等により構成されている。また、必要に応じて、様々な専門部会が設置されており、個別具体的なテーマについての検討

が行われている。

また、FSBは、金融システムの脆弱性及び金融システムの安定化に向けた取組みについて、FSBメンバー当局と非FSBメンバー当局との意見交換を促す観点から、アジア・アメリカ・欧州・中東及び北アフリカ・サブサハラアフリカ・CIS諸国の6つのRCG（地域諮問グループ）を設置している（当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）がアジアRCGの共同議長を務めている。任期は2013年7月からの2年間）。

II 活動状況

1. 概要

2013事務年度においては、計3回のFSB本会合が開催された。

2. 2013事務年度のG20首脳会議（サンクトペテルブルク・サミット（2013年9月））に対する主な報告事項等

- ・「バーゼルⅢ規制改革の実施状況モニタリングに関するG20首脳向け報告書」（2013年8月27日公表）
- ・「シャドバンキングの監視と規制の強化」（2013年8月29日公表）
- ・格付依存の抑制に向けた各国当局及び基準設定主体の取組みに関する報告書（2013年8月29日公表）
- ・店頭デリバティブ市場改革の進捗報告書（2013年9月2日公表）
- ・報酬慣行に関する進捗報告書（2013年8月26日公表）
- ・「大きすぎて潰せない」問題の終結に向けた進捗と今後の取組み」（2013年9月2日公表）
- ・長期投資に影響を及ぼす金融規制改革の要因についての現状報告（2013年8月29日公表）
- ・金融指標改革の監視・監督に関する進捗報告書（2013年8月29日公表）

等

3. 国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、2013年は、格付依存の抑制に関するテーマ別レビューが実施された。現在、G-SIFIsの監督枠組みに関するレビューが進行中。国別レビューは、IMFによるFSAPの金融関連指摘事項についての実施状況を中心にレビューを行うもので、これまでに11カ国に対するレビューが完了している。2014年は、中国、オランダ、ロ

シア、トルコ、サウジアラビアの5カ国を対象に実施。

第21章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、前章掲載のFSBのほかジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織（資料21-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20が国際経済協力の枠組みとして本格稼動を始める中で2009年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、豪、ベルギー、ブラジル、加、中国、仏、独、香港特別行政区、インド、インドネシア、伊、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英及び米の銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス氏が務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Experts Group）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の銀行監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

II 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針等を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

(1) バーゼルⅢ

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年12月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

自己資本比率については、普通株式等Tier1比率が従来の2%から、最低水準とバッファーで7%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られているが、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また同時に、リスク・ベース規制の補完としてのレバレッジ比率及び二つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）の導入が定められており、2013年1月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初60%とし、翌年から10%ずつ引き上げ2019年に100%とする）こととなった。

(2) システム上重要な金融機関

システム上重要な金融機関（S I F I s : Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（G - S I F I s : Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G - S I B s : Global Systemically Important Banks）の①特定手法、②追加的資本上乘せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された。追加的資本上乘せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（D - S I B s : Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

(3) その他

バーゼル委員会は、各国におけるバーゼルⅢ規制の着実な実施を促すため、その状況を調査・評価することとしており、2012年10月には我が国におけるバーゼルⅢの実施状況に関する報告書を公表した。この中で、我が国の国内規制は国際合意を遵守していると総合的に高く評価された。

2. 最近の主な動き

(1) バーゼルⅢの合意されたスケジュールに沿った実施

レバレッジ比率については、2014年1月に、その枠組と開示要件に関する最終規則文書が公表された。

安定調達比率については、2014年1月に、その見直しに関する市中協議文書が公表された。

(2) システム上重要な銀行に対する対応

グローバルなシステム上重要な銀行については、2013年7月、バーゼル委員会より、2011年公表の規則文書を更新した文書が公表された。

また、2013年11月、FSBから、G - S I B sの暫定リストが公表された。暫定リストの公表は、2011年に続き3回目となる。

(3) その他

2014年4月、大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組についての最終規則文書が公表された。

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構（IOSCO: International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member: 証券規制当局）、準会員（Associate Member: その他当局）及び協力会員（Affiliate Member: 自主規制機関等）あわせて198機関（2014年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。
- (2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2013年は9月にルクセンブルクで開催された。次回は、リオデジャネイロで2014年9月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

3. 組織（資料21-2-1参照）

(1) 総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催

される。

(2) 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅡ参照）。

代表理事会は、当庁を含む32当局で構成されている。現在の議長は、2013年3月のシドニー会合において金融庁 河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）の任期満了に伴い選任されたオーストラリア証券投資委員会（ASIC）メドクラフト委員長である。副議長は、カナダ・オンタリオ州証券委員会（OSC）ウェットトン委員長と、マレーシア証券委員会（SC）シン委員長の2名が務めている。

<参考：代表理事会に統合された過去の主な会議体>

○ 理事会 (Executive Committee)

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会員で構成されていた。

○ 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局（当庁を含む）で構成されていた。

また、当庁の河野国際政策統括官（現 金融国際審議官）は、2011年4月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012年5月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

(3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（APRC：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、香港証券・先物取引監察委員会（SFC）オルダーCEOである。

4. I O S C O の性格

I O S C O は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された I O S C O 多国間情報交換枠組み（以下「I O S C O ・ M M O U」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーが I O S C O ・ M M O U へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは I O S C O ・ M M O U に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

5. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。2014年6月には、会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）の会合を東京で開催した。

II 活動状況

1. 概要

I O S C O は近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（I O S C O ・ M M O U の推進）に重点を置いており、G20 首脳会合のマנדートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、I O S C O メンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（I F R S）及び国際監査基準（I S A）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出しているほか、I F R S 諮問会議（I F R S A C）及び国際監査・保証基準審議会の諮問助言グループ（I A A S B C A G）等を通じて基準設定プロセスにも参画している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点から、開示原則等の策定を行っている。2013年9月には、I O S C O と I F R S 財団との協力プロトコルが締結され、会計基準の開発及び適用の分野における両者の協力が確認された。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2013年12月には、市場の健全性及び効率性を促進する提言を示した最終報告書「市場構造の変化に伴う監督上の課題」、各国の規制当局及び取引市場に対する取引手数料モデルとその規制についての調査結果をまとめた「取引手数料モデルとその取引行動への影響」と題する報告書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2014年1月には「顧客資産保護に関する勧告」と題する最終報告書を公表し、リーマンブラザーズ破綻の事例や、MFグローバル破綻の事例を踏まえ、市場仲介者の顧客資産保護のための原則を策定したほか、証券会社におけるノンバンク G-SIFI 選定手法等について検討を行っている。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。現在は主に、信頼できる抑止力に係る検討を行っている。

また、Committee 4と同時で開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ(SG)において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、IOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が署名当局となることを目指し、審査作業を行っている。2013年2月には未署名当局のリストを公表した。また、2013年9月には未署名当局に対する更なる措置について公表した。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等資産運用業界の諸課題、MMF等のシャドーバンキングの諸課題、資産運用業界におけるノンバンク G-SIFI 選定手法等について検討を行っている。2014年6月には「資産運用業における信用格付会社への依存の低減に係るグッドプラクティス」と題する市中協議報告書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2013年7月には、「信用格付会社に係る監督カレッジ」と題する最終報告書を、2014年2月には、「信用格付会社の行動規範」と題する市中協

議報告書を公表した。

8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。2012年6月のG20 ロスカボス・サミットの要請を受け、2012年10月に「石油価格報告機関に関する原則」を公表し、実施状況の評価を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るIOSCOの役割や戦略的取組等について検討を行っている。2014年5月には、「投資家教育及び金融リテラシーに係る戦略枠組み」と題する市中協議報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2013年10月には、「証券市場のリスク・アウトック2013-2014」を公表した。

11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2013年9月には『『IOSCO証券規制の目的と原則』原則6、7の実施状況に係るテーマ別レビュー』と題する最終報告書を公表した。

III その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国証券監督管理委員会 (CSRC) (1997年)、シンガポール通貨監督庁 (MAS) (2001年)、米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) (2002年)、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) (2004年)、香港証券先物委員会 (SFC) (2005年) 並びにニュージーランド証券委員会 (2006年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006年1月には米国証券取引委員会 (SEC) 及び米国商品先物取引委員会 (CFTC) との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。また、欧州証券市場監督局 (ESMA) (2011年) とは、格付

会社に関する当局間の協力のための書簡の交換、欧州の証券監督当局 29 当局（2013 年）とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名、米国商品先物取引委員会（CFTC）（2014 年）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名をそれぞれ行った。更に 2006 年 5 月、IOSCO・MMOU に署名するための申請を行い、IOSCO による審査を経て、2008 年 2 月に署名当局となった。2014 年 6 月末現在、103 の証券当局が IOSCO・MMOU に署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. 金融指標改革に係る議論

IOSCO は、2013 年 7 月、LIBOR（ロンドン銀行間取引金利）等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、金融指標のガバナンス・透明性・説明責任等に係る諸原則を記載した最終報告書を公表した。

第3節 店頭デリバティブ市場改革に係る国際的な枠組み

I 概要

2009年のピッツバーグ・サミットにおいて、遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約について、以下の事項を行うことに合意した。

- (1) 中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（TR）への報告
- (3) 取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引

これを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則が策定されるとともに、各国においても規制が整備・実施されている最中である。

II 活動状況

1. FSB 店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

上記合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革（2012年末期限）の進捗状況をモニタリングする目的で設立され、半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。直近では2014年4月に第7次報告書が公表されている。

2. 店頭デリバティブ主要当局者会合（ODRG）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（SEC）・商品先物取引委員会（CFTC）の呼びかけにより設置された非公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2012年12月、「クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における原則等に関する共同プレス声明」を公表した。また2013年4月、G20ワシントン会合向けに、これまでのODRGでの議論の概要に関する報告書を提出した。

3. マージン規制作業部会（WGMR）

中央清算機関（CCP）で清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第一次）及び2013年2月（第二次）の二度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表した。

4. CPSS-IOSCO

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの支払・決済システム委員会（CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直

しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表し、同原則の実施状況のモニタリングを行っている。2013年8月、2014年4月にそれぞれ、実施状況のモニタリング報告書を公表したほか、さらに2013年8月には、FMIのための再建に関する報告書の市中協議報告書が公表された。

2013年10月には、CPSS-IOSCOによる清算機関のための定量的な情報開示基準の市中協議報告書が公表された。

第4節 保険監督者国際機構（IAIS）

I 概要

1. 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約150機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

2. 目的

IAISは、1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 国際統合的な保険監督原則の設定を通じた効果的かつ透明性の高い保険監督の促進
- ② 保険監督原則等の実施や監督協力等による健全な保険市場の育成
- ③ 保険契約者保護に資する金融及び保険市場の安定への貢献
- ④ その他の基準設定主体や金融監督当局との連携 等

3. 組織（資料21-4-1参照）

（1）総会

総会はIAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会に合わせて開催される。

（2）執行委員会

議長は、ピーター・ブラウミュラー（オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長）、共同副議長は、森成城（金融庁総務企画局国際政策管理官）とケビン・マッカーティー（フロリダ州保険長官）が務めている（2014年6月現在）。

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ（サハラ以南）：1、中東・北アフリカ：2、東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

（3）専門委員会

マイケル・マクレイス議長（米連邦保険局 局長（2014年6月現在））。執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌している。

専門委員会の下には、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

(4) 金融安定委員会

ジュリアン・アダムス議長（英健全性規制機構 保険監督局長（2014年6月現在））。執行委員会の下でFSBなどと連携しながら金融安定に関する基準策定等を行っている。

(5) その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

(6) 事務局

河合美宏事務局長、副局長2名、事務局員24名（2014年6月現在）。事務局員のうち2名は当庁職員である。所在地は、スイス・バーゼル（国際決済銀行内）。

4. 我が国の対応

金融庁は現在、執行委員会（副議長）、専門委員会、金融安定委員会及びその他主要な小委員会等に主要メンバーとして出席し、国際的な保険監督の基準や原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

II 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

(1) グローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定

IAISは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社（G-S I I s）の選定基準及び政策措置を公表。この公表にあわせ、FSBは、当該選定基準に基づき、G-S I I sの当初リストとして、世界の保険会社から9社（注）を選定し、公表した（当初リストには、日本社は含まれず）。再保険会社におけるG-S I I sの選定については、2014年も引き続き検討が行われている。最新のG-S I I sの選定結果は、2014年11月に公表される見通し。

（注）G-S I I sに選定された9社は、アリアンツ（独）、アクサ（仏）、AIG（米）、アビバ（英）、ジェネラル（伊）、メットライフ（米）、ピンアン（中）、プルデンシャル（米）、プルデンシャル（英）

(2) G-S I I sに対する政策措置及び資本基準の検討

G-S I I sに適用する政策措置に関しては、監督当局は、①「監督の強化」、②「破たん処理可能性の向上」、③「より高い損失吸収力の賦課」、からなる政策措置を行うこととされている。

上記③については、保険では健全性に関する国際統一基準がないため、2013

年6月のFSB本会合において、IAISは、2014年のG20サミットまでに、まず、G-SIIに適用される「資本の上乗せ基準」の基礎となる「簡素な資本要件」を策定し、その後、2015年までに資本の上乗せ基準を策定することが合意された。IAISは、FSBでの決定に基づき、2013年12月に、「簡素な資本要件」に関する第一次市中協議案を公表し、翌年4月からその影響度調査を開始した。(14年7月に第二次市中協議案を公表し、今秋のG20サミットで最終化される見通し)

(3) 国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み (ComFrame) 及び国際資本基準の検討

IAISでは、金融危機を踏まえ、「国際的に活動する保険グループ (IAIGs)」の監督のための共通枠組み (Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups ; ComFrame) を検討している。

ComFrameは、①IAIGsの選定基準、②IAIGsに対するソルベンシー及びガバナンス基準、③監督当局によるクロスボーダーでの監督上の協力等に関する基準の3つの柱から構成される。②のIAIGsに対するソルベンシー基準については、Comframeの議論から切り離し、IAISが2016年までに策定する「国際保険資本基準」(Global Insurance Capital Standard ; ICS)の議論の中で検討が行われている。ComFrameは2019年よりIAIGsに適用される見通しとなっている。

2. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

IAISは、新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第5節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の15カ国・地域の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2013事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

- ① 2013年11月 ケープタウン本会合
- ② 2014年2月 バーゼル本会合
- ③ 2014年6月 マドリッド本会合

2013事務年度においては、2012年9月に公表された「金融コングロマリット監督原則」について、その遵守状況に係るパイロットテストや、金融コングロマリットの監督カレッジの実施状況について調査を行い、報告書の作成が行われている。2011年12月に「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクに係る報告書」、2013年4月には「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示に係る報告書」をそれぞれ公表した。また現在、資産の担保化、金融機関における信用リスク管理に関する調査・分析が進められており、今後、報告書の最終化に向けた作業が行われる予定となっている。

第22章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.。専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2014年の当庁との協議では、主に金融セクターの安定性について意見交換が行われた。当庁は、IMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO：World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR：Global Financial Stability Report）

においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。直近のレポート（2014年4月）では、米国における金融政策の正常化の影響や、日本の財政再建及び構造改革の必要性等について分析が行われている。

第2節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE：Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む34カ国が加盟している。事務総長はメキシコ出身のグリア氏が務めている（2006年～）。

II 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。2014年は我が国が閣僚理事会議長国を務めている。

2. 経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟34カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2013年4月に対日経済審査報告書が公表された。

3. 経済政策委員会（EPC：Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の提言を行っている（年2回）。

4. コーポレート・ガバナンス委員会

OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピア・レビューの実施のほかOECD非加盟国に対する普及活動等を行っている。

2013年11月より、同委員会の副議長を金融庁の岡村国際担当参事官（2014年6月現在）が務めている。

5. その他の委員会等

保険及び私的年金委員会（IPPC：Insurance and Private Pensions Committee）、金融資本市場委員会（CMF：Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や知識の普及活動が行われている。最近では、2012年4月に、金融教育に関する国際ネットワーク（INFЕ）で「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」が公表されたほか、長期投資に係るG20とOECDの共同作業部会が設置され、2013年9月に「機関投資家による長期投資ファイナンスに関するG20/OECDハイレベル原則」がG20サミットで承認され、公表された。

6. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、160カ国・地域が加盟している（2014年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

II 活動状況（金融サービス分野）

1. 金融サービス交渉の構図

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、欧州委員会）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

2. リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

3. 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

プルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウェー等）が主要な新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した（我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの）。

2006年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき議論が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明しており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されていた。

4. ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が一旦中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス（NAMA：Non-Agriculture Market Access）交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。2013事務年度において、WTOサービス・クラスター会合は、2013年10月、2014年2月、6月と計3回開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

5. 新サービス貿易（TiSA：Trade in Services Agreement）協定

2012年より、WTOに加盟する有志国が、新しいサービス貿易の一層の自由化に向けた議論を行っていたが、2013年6月より23ヶ国・地域によるTiSAとして本格的な交渉へと移行した。2013事務年度は、2013年9月、11月、2014年2月、4月、6月の計5回開催され、早期の合意形成に向けて、金融を含むサービス貿易について議論が行われた。

第4節 経済連携協定（EPA等）

I 概要

1. 二国間EPA等

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月発効）、ベトナム（2009年10月発効）、スイス（2009年9月発効）、インド（2011年8月発効）及びペルー（2012年3月発効）との間で既にEPAが発効している。現在、オーストラリア、EU、ASEAN、カナダ、モンゴル、コロンビア、韓国、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）との間でEPA交渉、中国・韓国との間でFTA交渉を行っている（韓国とのEPA交渉は2004年以降中断、湾岸協力理事会諸国との交渉は2009年以降中断。）（資料22-4-1参照）。なお、オーストラリアとは2014年4月に大筋合意を公表したほか、トルコとの間で2014年1月に首脳会談で交渉開始に合意している。

2. 環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans Pacific Partnership）協定

2010年3月に交渉が開始されたTPPは、日本を含む12か国が参加し、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標に、物品の関税撤廃に加え、金融サービスを含む非関税分野のルール作りや新しい分野（環境、労働等）を含む包括的協定を目指している。日本は、2013年7月の交渉参加以降、2014年6月までに計8回交渉会合に参加している。

II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩

和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム、インド及びスイスとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行っている）。

第5節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・2地域が参加（下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2014年6月30日現在）

アルゼンチン、豪、オーストリア、ベルギー、ブラジル、加、中国、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、欧州委員会、湾岸協力理事会

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂（FATF勧告）

国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、現行の「40の勧告」と「9の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双方の対策をカバーする改訂「40の勧告」として2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

3. FATF相互審査

F A T F 勧告遵守状況に関し、F A T F 参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、F A T F 全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格（勧告が履行されていない、又は履行が不十分）と評価されたF A T F 勧告について、重要勧告（F A T F 勧告のうち特に重要とされる16の勧告）が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ実施状況をF A T F に対し継続的に報告する必要がある（初回は相互審査から2年後、その後は原則として1年毎に報告）。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F 勧告の遵守が不十分な国・地域（F A T F メンバーに限らない）に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はF A T F 作業部会I C R G（International Cooperation Review Group）が取り扱っている。

F A T F は、2007年10月以降、I C R G プロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

II 活動状況

1. F A T F 第3次相互審査

F A T F 勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるF A T F 2010年10月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行い、本事務年度は第7回、第8回、第9回フォローアップ報告を行っている。こうした中、2014年6月会合後、日本に対してマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す声明が公表されており、声明で指摘されている必要な制度の整備について、関係省庁間で連携を取りながら検討を進めている。

2. F A T F 第4次相互審査

2009年10月のF A T F 全体会合での採択に基づき、第4次相互審査基準の改訂作業は、第3次相互審査基準におけるF A T F 勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。作業部会での議論の末、2012年2月のF A T F 全体会合において改訂F A T F 勧告が採択・公表された。この改訂勧告に基づき、2014年より、加盟国・地域の①形式基準の遵守（法令整備等の評価「Technical Compliance」）及び②実効性（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策システムの評価「Effectiveness」）について、審査が順次実施されている。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地

域（アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア）毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定制業を開始した。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2013事務年度においては、2013年10月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定されているほか、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、アルジェリア、エクアドル、エチオピア、インドネシア、ケニア、ミャンマー、パキスタン、シリア、タンザニア、トルコ、イエメンが特定されている。また、2014年2月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーから、ケニア及びタンザニアがリストより外れている。更に2014年6月の声明により、同カテゴリーからエチオピア、パキスタン、シリア、トルコ及びイエメンが外れている。

第23章 海外の金融当局との関係

I 金融監督者間の二国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。

また、アジア諸国の金融監督当局との金融協議を通じ、長期的な協力枠組みを構築するため、金融技術協力等に関する覚書締結・書簡交換を積極的に行った。

(最近の金融技術協力に係る覚書締結・書簡交換の状況)

2013年10月	インドネシア金融庁（書簡交換）
2014年1月	モンゴル金融規制委員会（書簡交換）
同年1月	ミャンマー財務省（覚書締結）
同年2月	タイ証券取引委員会（書簡交換）
同年3月	ベトナム国家証券委員会（書簡交換）
同年5月	タイ中央銀行との協力関係（書簡交換）
同年6月	ベトナム財政省保険監督庁（書簡交換）
同年6月	ベトナム国家銀行（書簡交換）
同年6月	インドネシア金融庁（書簡交換）
同年6月	モンゴル銀行（書簡交換）

II アジアの金融インフラ整備支援等

近年、日本の企業や金融機関はアジア進出を加速しており、金融インフラ整備支援や金融規制緩和を通じた日本の企業や金融機関のアジア展開支援の必要性は高まっている。「日本経済再生のための緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」及び「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(25年6月14日閣議決定)においても、アジアの金融インフラ整備支援を推進することとされており、「「日本再興戦略」2014改訂 - 未来への挑戦-」（26年6月24日閣議決定）においても、「本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。」とされている。

1. アジアの金融インフラ整備支援

2013事務年度にアジア諸国に対して実施した金融インフラ整備支援の具体的な

例は以下のとおり。

- ① 緬国（ミャンマー）証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、2015年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施。
- ② 金融分野の技術協力を推進するため、当庁職員を2013年12月から、ミャンマー財務省に派遣。更に、人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始。
- ③ ミャンマー及びモンゴルにおいて金融当局を対象とする金融技術協力等に関する現地セミナーの開催や講師派遣を行うとともに、インドネシア及びモンゴルの金融当局に対する金融法制度等に関する訪日セミナーを開催。また、インドネシア、モンゴル、タイ及びベトナムの訪日調査団の受入れを実施した。
- ④ モンゴル及びフィリピンの金融インフラに関する基礎的調査を実施した。

さらに、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展が日本を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、アジアの金融行政担当者向けに、銀行・証券・保険監督能力の向上につながるセミナーを実施した。

2. アジア諸国への規制緩和要望

日本経済の持続的な成長及び日本のプレゼンス強化を図るため、アジア諸国における金融分野の一層の市場開放・規制緩和の実現を目指し、経済連携協定交渉や二国間協議の場を活用しつつ、あらゆるレベルで累次の機会をとらえて要望を積極的に提出した。

例えば、フィリピンでは、2014年3月に外国銀行の参入を規制した法律の改正法案が議会に提出され、同年6月に両院で可決された（今後、大統領の署名を経て成立・施行されれば、現在フィリピンに未進出の外国銀行が支店を開設することが認められる。）

また、ベトナムでは、地場銀行への外資出資比率を合計で30%までとしている規制の例外を認める余地を新たに規定し、当局が認定する「外国戦略投資家」による出資比率上限を15%から20%へと引き上げるといった規制緩和が行われ、2014年2月から施行された。

Ⅲ アジア金融連携センター（A F P A C）

1. 設置の目的

アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を調査・研究し、金融インフラ整備支援に活用するため、アジア金融連携センター（A F P A C : Asian Financial Partnership Center）を設置した。同センターでの取組みを通じて、アジア各国の金融当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献していく。さらには国際的な金融規制改革において、「アジアの声」をより効果的に発信することを目指す。

2. 活動の内容

2014年4月に設置され、同年夏よりアジア諸国の金融当局者を研究員として順次招聘する。対象者は、将来各国当局の幹部候補となる人材を想定している。

各研究員の関心分野に応じて、実務研修を含む研修プログラムを提供し、調査・研究の成果は、セミナーやシンポジウムで公表する。さらには、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、金融庁の実務にも活用予定である。これらのプログラムを通じ、各国当局との連携の強化を目指す。

IV その他

1. 米国

2012年7月、米国商品先物取引委員会（CFTC）は、ドッド・フランク法（2010年7月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及びindex型を含む10銘柄以上を対象としたCDS等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、CFTCにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされている。

当該規制案に対する懸念を示すため、当庁が行った主な対応は下記のとおり。

- ① メントレターをCFTC宛に発出（2012年8月13日（日銀と連名）、2013年2月6日）
- ② 英国財務省、仏財務省、欧州委員会とともに、閣僚級共同レターをCFTC宛に発出（2012年10月17日）
- ③ 米国議会下院農業委員会小委において証言（2012年12月13日）
- ④ 英国財務省を含む10当局で、米国財務長官宛に閣僚級共同レターを発出（2013年4月18日）

上記を踏まえ、2013年7月にCFTCのクロスボーダー規制の最終版が公表された。

CFTCは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013年12月、CFTCは、日本を含む6カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。

2. 米国ボルカー・ルール

米国5当局（連邦準備制度理事会（FRB）、通貨監督庁（OCC）、連邦預金保険公社（FDIC）、証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会

(C F T C)) は 2013 年 12 月、ボルカー・ルール¹の最終規則を公表した。

2011 年 10 月に公表された同ルール²の市中協議案は、米国外の金融グループの米国外拠点に対する広範な域外適用の規定を含んでおり、世界の金融市場や金融機関の流動性・安定性に対して悪影響をもたらす懸念があったことから、同年 12 月、金融庁及び日本銀行は、域外適用の緩和や日本国債の適用除外を要請するコメント・レターを米当局宛に発出していた。今般公表された最終規則は、こうした懸念に一定程度配慮された内容となっている。

3. 欧州の店頭デリバティブ規制

2012 年 8 月 16 日に、欧州委員会 (E C) より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関する E U 規則 (E M I R) が施行された。また、2013 年 3 月 15 日に、欧州証券市場監督局 (E S M A) より、E M I R の技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

E M I R では、E U 域外の中央清算機関 (C C P) が E U 域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、E S M A から認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、C C P に関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であると E C が判断する必要がある。

E S M A は、2013 年 9 月 1 日の欧州域外国 C C P の同等性評価に関する技術的助言を E C に提出し、9 月 3 日に公表。わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と概ね同等の内容を業務方法書で規定している本邦清算機関に関しては、欧州の規制・監督水準と今後、同等であると評価されている。現在 E C と議論中であり、最終的な同等性評価決定が今後 E C により行われる予定。